

熊本県困難な問題を抱える女性への  
支援に関するアンケート調査報告書

令和5年10月

熊本県

健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課



## はじめに

これまで、女性の抱える様々な問題への支援については、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に基づく婦人保護事業として、売春をなす恐れのある女子の保護更生を図る事業から始まり、その後、女性を巡る課題が多様化・複雑化・複合化することに伴い、DV防止法やストーカー規制法に基づく被害者、その他、性暴力・性犯罪被害や人身取引被害、家庭関係破綻や生活困窮などの問題を抱えている女性たちについても、支援対象として運用するよう事業を拡大してきました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛が求められる中、家庭に居場所のない若年女性等への支援ニーズが表面化し、既存の婦人保護事業では十分に対応できていない困難な問題を抱える女性への支援が注目されるなど、売春をなす恐れのある女子の保護更生を目的とする売春防止法を根拠とすることに伴う制度的限界が指摘されていました。

このような中、令和4年5月に国により女性支援の新たな根拠法として、「困難な問題を抱える女性への支援への支援に関する法律」（令和四年法律第五十二号）が制定され、令和6年度からの施行が予定されています。

県では、同法の施行に合わせて、県としての困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針や具体的な施策について総合的にとりまとめ、関係者の取組みの指針とする基本計画を策定することとしており、この度、当県における困難な問題を抱える女性の実態や、その支援状況等について把握し、当該計画策定の基礎資料とするため、支援機関や民間支援団体を対象とした実態調査を実施いたしました。

本県では、今後、本調査で得られた結果を踏まえ、「誰一人取り残さないくまもとづくり」の推進に向け、実効性のある基本計画を策定し、福祉施策の一層の充実を図って参ります。また、本報告書が、市町村等関係機関をはじめ多くの方に活用され、今後の困難な問題を抱える女性の福祉の充実に役立つことを期待しています。

おわりに、本調査の実施に当たり、御協力いただきました支援機関・民間支援団体の皆様等関係各位に対し深く感謝申し上げます。

令和5年（2023年）10月

熊本県健康福祉部 子ども・障がい福祉局 子ども家庭福祉課



# 目次

第1章 調査の概要.....	1
1. 調査の目的 .....	3
2. 調査の実施要領 .....	3
3. 回収結果 .....	4
4. 調査結果利用上の注意.....	4
第2章 調査結果の概要.....	5
1. 県内の支援機関の概要.....	7
2. 困難な問題を抱える女性への支援の状況 .....	13
3. アウトリーチ支援の実施状況.....	28
4. 居場所の提供支援及び自立支援について .....	29
5. 性暴力被害者への対応について .....	33
6. 関係機関との連携について .....	35
7. スタッフ等への研修の状況 .....	43
8. アフターケアの実施状況 .....	44
9. 同伴児童への支援状況.....	47
10. 広報活動の実施状況.....	50
11. 困難な問題を抱える女性の支援における社会資源について .....	53
12. コロナ禍及び物価高騰下における対応状況 .....	56
13. 調査結果の要旨及び考察 .....	60
第3章 調査結果.....	63
1. 支援機関について.....	65
2. 困難な問題を抱える女性への支援内容について .....	73
3. 18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援について .....	81
4. 18歳未満の困難な問題を抱える女性への支援について .....	93
5. 居場所の提供・自立支援 .....	106
6. 未成年の相談者に係る保護者への対応について .....	109
7. 自立支援について.....	111
8. 関係機関との連携について .....	112
9. 人材育成について.....	116
10. コロナ禍及び物価高騰下における対応について.....	117
11. 広報活動について .....	122
12. アフターケアについて .....	125
13. 同伴児童への対応について.....	127
14. 困難な問題を抱える女性の支援に必要な社会資源について.....	129
【参考資料】 .....	132



---

---

# 第1章 調査の概要

---

---



## 1. 調査の目的

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和6年4月に施行にあわせて県の基本計画を策定するにあたり、困難な問題を抱える女性への支援を行っている県内の行政や民間の機関・団体を対象に、支援の実施状況、支援の実施体制等の現状や、支援を実施する上で課題に感じていること等を把握するためのアンケート調査及び補足調査としてアンケート回答機関を対象としたヒアリング調査を実施。

## 2. 調査の実施要領

### (1) アンケート調査

調査対象	106機関・団体(行政76・民間30)
調査方法	インターネットアンケート調査
調査期間	令和5年6月19日(月)～7月2日(日)
調査項目(※)	1. 支援機関について 2. 困難な問題を抱える女性への支援内容について 3. 18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援について 4. 18歳未満の困難な問題を抱える女性への支援について 5. 居場所の提供・自立支援について 6. 未成年の相談者に係る保護者への対応について 7. 自立支援について 8. 関係機関との連携について 9. 人材育成について 10. コロナ禍及び物価高騰下における対応について 11. 広報活動について 12. アフターケアについて 13. 同伴児童への対応について 14. 困難な問題を抱える女性の支援に必要な社会資源について (全88問)

(※)詳細は別紙「調査票」参照のこと。

### (2) ヒアリング調査(補足調査)

調査対象	アンケート調査に回答のあった支援機関から選定(11機関)
調査方法	訪問によるヒアリング
調査期間	令和5年9月
主な調査項目	・支援対象の詳細(背景、傾向、支援と繋がった経緯等) ・支援内容の詳細(体制、支援に当たったの課題等) ・将来的な支援の拡充に向けた意見交換等

### 3. 回収結果

対象数	回答数	回答率
58機関・団体	行政44・民間14	54.7%

### 4. 調査結果利用上の注意

- ・各設問のnは、回答者数を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超える場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、回答数ごとの数を合計すると回答者数を超える場合があります。
- ・回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、図表には「0.0」と表記しています。
- ・数表・図表は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

---

---

## 第2章 調査結果の概要

---

---



# 1. 県内の支援機関の概要

県内の困難な問題を抱える女性への支援に取り組む支援機関（民間支援団体含む）については、アンケート調査への回答を依頼した106機関・団体（行政76・民間30）については、県においてDV被害者への支援に係る支援機関・団体として把握していた機関・団体であったが、実際に回答があったのは58機関・団体（行政44・民間14）（回答率54.7%）という結果であった。

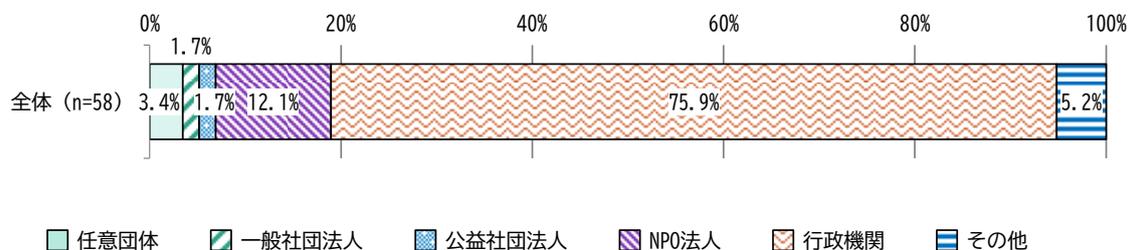
DV被害者はその多くが女性であることを踏まえると、想定よりも低い回答率となったが、主な要因として、調査対象とした行政機関の内、半数以上の割合を占める市町村からの回答が一部に留まったことがあり、その理由として、困難な問題を抱える女性への支援の担当部署の整理が調査時点ではできていなかったことなどが想定される。

なお、以下において、支援機関・団体に係る属性や体制等に係る主な調査項目の回答結果を抜粋して掲載する。

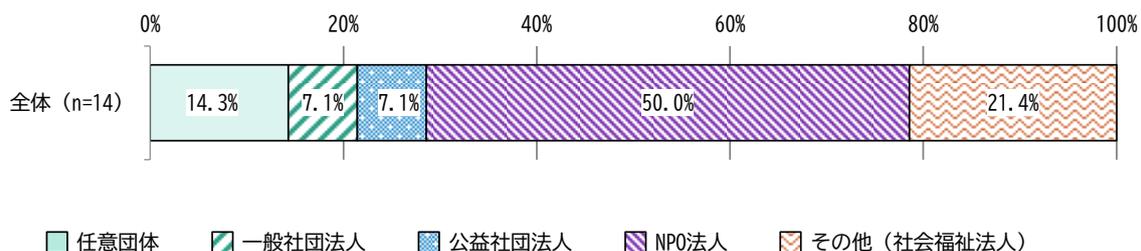
## ◆団体種別

「団体種別」としては、「行政機関」が75.9%と最も多く、次いで「NPO法人」が12.1%となっている。

なお、「その他」（5.2%）の3機関については全て社会福祉法人である。



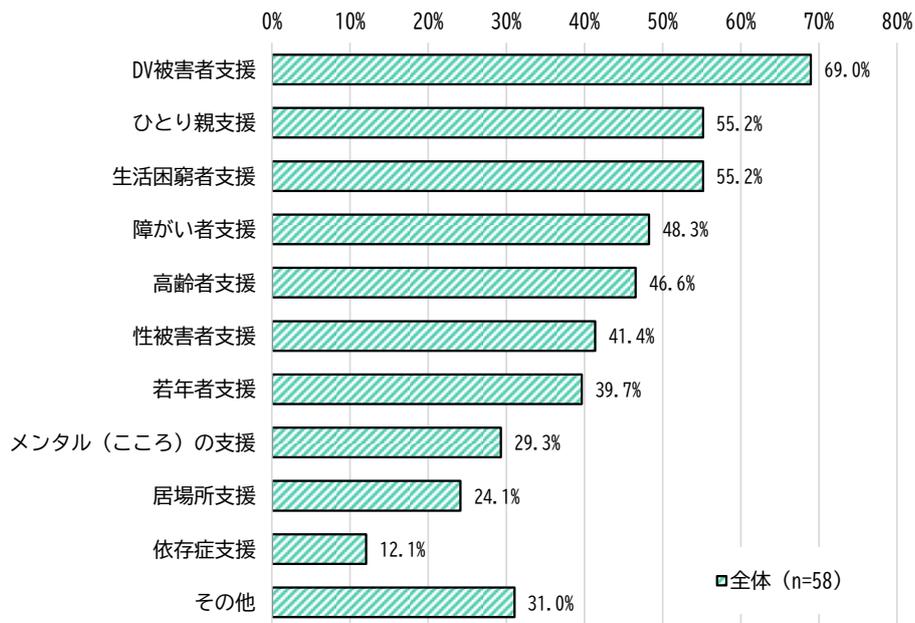
民間支援団体のみで見ると、「NPO法人」が7団体（50.0%）と最も多くなっており、次いで、「その他（社会福祉法人）」が3団体（21.4%）となっている。



## ◆活動分野

「活動分野」として最も多いのは「DV 被害者支援」で 69.0%となっており、次いで「ひとり親支援」、「生活困窮者支援」が共に 55.2%となっている。

本問は複数回答可としており、6 位の「性被害者支援」までは 4 割超となっており、各支援機関が多様な支援に取り組んでいることが分かる。



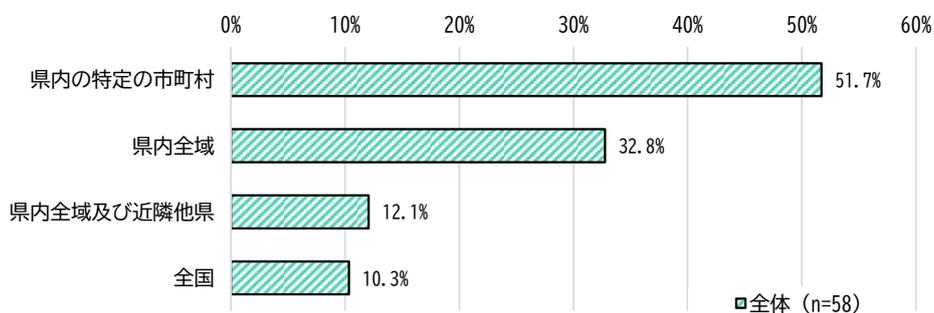
その他の具体的内容	
1	総合相談
2	相談対応業務
3	家庭教育支援
4	18歳未満の児童を対象とした相談・支援
5	住宅困窮者への支援
6	少年相談
7	警察安全相談業務
8	婦人相談、児童相談
9	婦人相談所としての女性相談支援、一時保護
10	母子保健
11	入所施設のため、入所後における支援で回答
12	犯罪被害者支援
13	シェルター事業
14	地域福祉推進
15	外国人支援
16	面前DV、親子関係
17	未就学児支援(保育園・幼稚園)
18	子育て支援

## ◆活動エリア

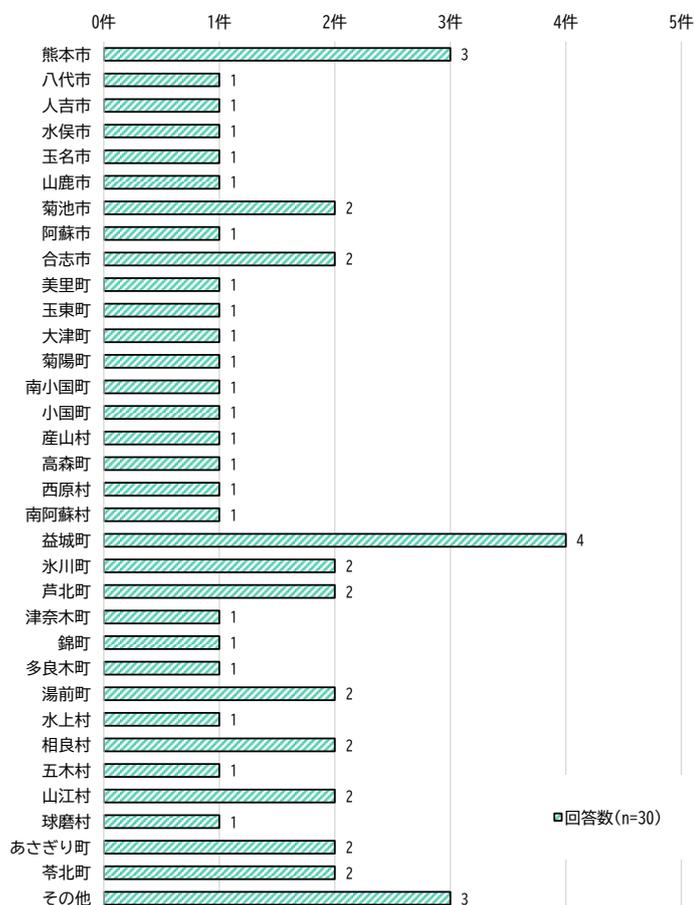
「活動対象エリア」について、最も多いのは「県内の特定の市町村」で 51.7%となっており、次いで「県内全域」が 32.8%となっている。

「県内の特定の市町村」が最も多い回答となった要因としては調査対象機関に市町村が含まれており、更に回答のあった 58 機関のうち、44 機関が行政機関であることによると考えられる（参考：県内の特定の市町村の内訳一覧）。

また一部の支援機関において「県内全域及び近隣他県」12.1%や「全国」10.3%という回答があっているが、別途実施したヒアリング調査からも、DV 被害者支援等に関わる民間シェルターや母子生活支援施設等にあっては、県を跨いで支援を行っている実態を確認することができた。

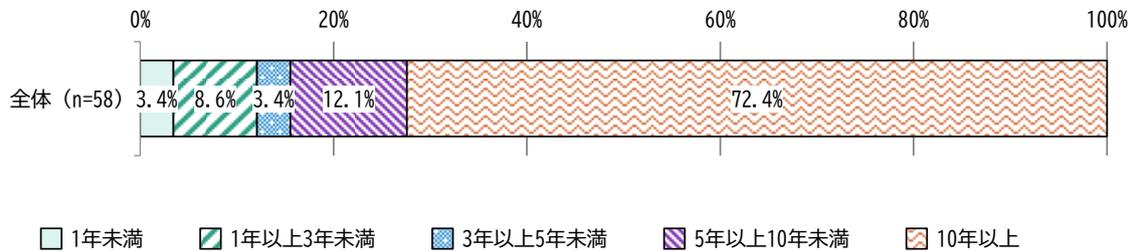


### 【参考：県内の特定の市町村の内訳一覧】

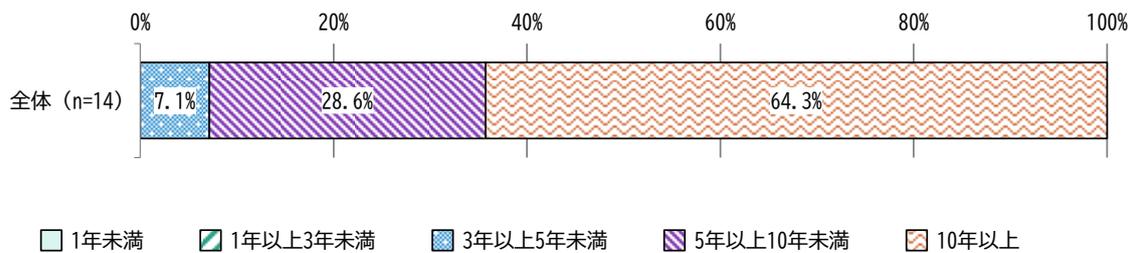


## ◆活動年数

「所属団体の活動年数」について、「10年以上」が72.4%と最も多く、次に「5年以上10年未満」が12.1%、続いて「1年以上3年未満」が8.6%となっている。



なお、民間支援団体のみでは、「10年以上」が9団体（64.3%）と最も多く、次いで「5年以上10年未満」が4団体（28.6%）となっている。



また、民間支援団体のうち、団体種別と活動年数の関係を見ると、活動年数「10年以上」の内訳は、その他（社会福祉法人）が3団体、NPO法人が3団体、任意団体が2団体、公益社団法人が1団体となっている。

同じく「5年以上10年未満」の内訳は、NPO法人が3団体、一般社団法人が1団体となっている。残る「3年以上5年未満」については、NPO法人1団体となっている。

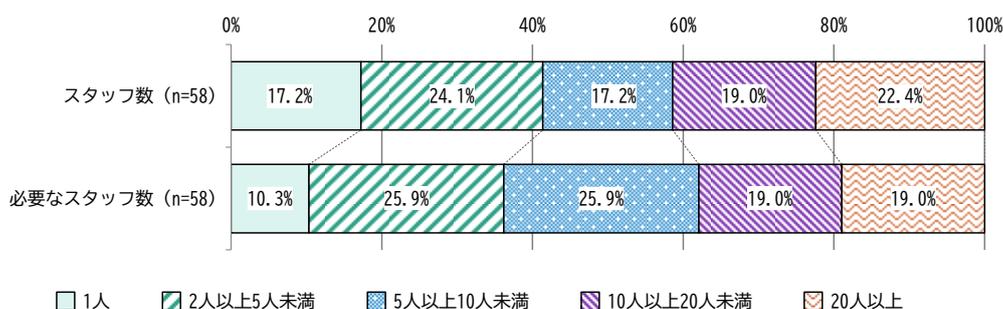
(上段：人 下段：%)

		標本数 (人)	任意 団体	一 般 社 団 法 人	公 益 社 団 法 人	N P O 法 人	そ の 他 ( 社 会 福 祉 法 人)
全体 (単純集計)		14	2	1	1	7	3
			14.3%	7.1%	7.1%	50.0%	21.4%
活 動 年 数	1年未満	0	0	0	0	0	0
	1年以上3年未満	0	0	0	0	0	0
	3年以上5年未満	1	0	0	0	1	0
			0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	5年以上10年未満	4	0	1	0	3	0
		0.0%	25.0%	0.0%	75.0%	0.0%	
10年以上	9	2	0	1	3	3	
		22.2%	0.0%	11.1%	33.3%	33.3%	

## ◆スタッフ数・必要なスタッフ数

「スタッフ数」については、最も多いのは「2人以上5人未満」で24.1%、次いで、「20人以上」が22.4%となっている。

「必要なスタッフ数」については、最も多いのは「2人以上5人未満」と「5人以上10人未満」で同率で25.9%、次いで「10人以上20人未満」、「20人以上」が同率で19.0%となっている。



スタッフ数と団体種別についてみると、「20人以上」の内訳は、行政機関が最も多く53.8%、次いで、NPO法人が15.4%、その他の団体は各1団体で同率で7.7%となっている。

「10人以上20人未満」では、最も多いのは行政機関で72.7%で、次いで、「その他（社会福祉法人）」が18.2%、NPO法人が9.1%と続く。「5人以上10人未満」では、行政機関が最も多く80.0%、次いで、NPO法人と任意団体が各10.0%となっている。「2人以上5人未満」では、行政機関が最も多く85.7%、次いで、NPO法人が14.3%となっている。最後に、「1人」では、行政機関が90.0%で最も多く、次いでNPO法人が10.0%となっている。

なお、行政機関において「1人」という回答が一定数あった背景として、設問の趣旨と解釈に相違が生じた可能性が考えられる。設問の趣旨は、組織体制としてのスタッフ数を尋ねたものであったものの、行政機関にあっては、実際に実務に従事している担当が1人という場合が特に小規模な自治体では多いため、組織人数ではなく、担当者の人数を回答した可能性がある。

(上段：人 下段：%)

		標本数 (人)	任意 団体	一 般社 団法 人	公 益社 団法 人	N P O 法 人	行 政 機 関	そ の 他 (社 会 福 祉 法 人)
全体 (単純集計)		58	2 3.4%	1 1.7%	1 1.7%	7 12.1%	44 75.9%	3 5.2%
ス タ フ 数	1人	10	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	9 90.0%	0 0.0%
	2人以上5人未満	14	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 14.3%	12 85.7%	0 0.0%
	5人以上10人未満	10	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	8 80.0%	0 0.0%
	10人以上20人未満	11	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	8 72.7%	2 18.2%
	20人以上	13	1 7.7%	1 7.7%	1 7.7%	2 15.4%	7 53.8%	1 7.7%

必要なスタッフ数と団体種別の関係についてみると、「20人以上」の内訳は、行政機関が最も多く63.6%、次いで、その他の団体が各1団体で同率で9.1%となっている。「10人以上20人未満」では、最も多いのは行政機関で54.5%で、次いで、その他（社会福祉法人）とNPO法人が同率で18.2%と続く。「5人以上10人未満」では、行政機関が最も多く73.3%、次いで、NPO法人が20.0%となっている。「2人以上5人未満」では、行政機関が最も多く93.3%、次いで、NPO法人が6.7%となっている。最後に、「1人」では、行政機関が100.0%となっている。

なお、行政機関において「1人」という回答が一定数ある理由については前問のスタッフ数と同様と考えられる。

(上段：人 下段：%)

		標本数(人)	任意団体	一般社団法人	公益社団法人	NPO法人	行政機関	その他(社会福祉法人)
全体(単純集計)		58	2 3.4%	1 1.7%	1 1.7%	7 12.1%	44 75.9%	3 5.2%
必要なスタッフ数	1人	6	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%
	2人以上5人未満	15	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.7%	14 93.3%	0 0.0%
	5人以上10人未満	15	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 20.0%	11 73.3%	0 0.0%
	10人以上20人未満	11	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	2 18.2%	6 54.5%	2 18.2%
	20人以上	11	1 9.1%	0 0.0%	1 9.1%	1 9.1%	7 63.6%	1 9.1%

## 2. 困難な問題を抱える女性への支援の状況

県内の困難な問題を抱える女性に対する各支援機関・団体における支援内容については、調査結果より、民間支援団体においても、行政の支援機関と同様に幅広い分野の相談に対応していること、また、行政の支援機関では取り組みが進んでいないアウトリーチ支援やSNS相談等について民間支援団体において実施が確認できた。なお、相談内容の傾向や各設問への回答傾向から、若年女性と支援機関との接点が少ない傾向がみられた。

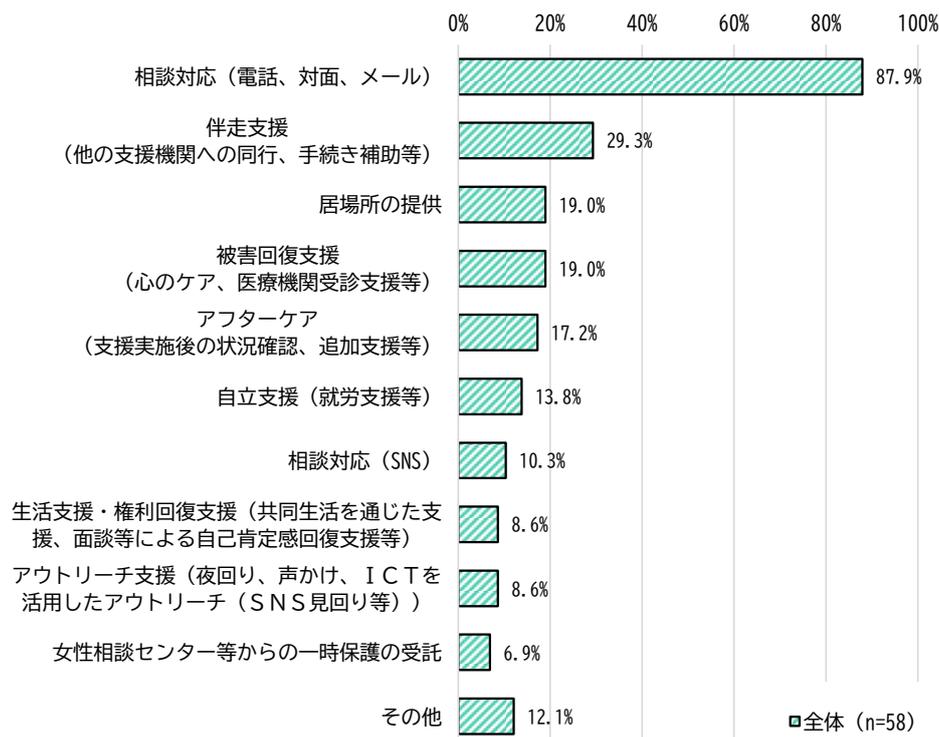
また、支援において苦慮した事例については、記述式での回答を求め、多数の機関から具体的な事例について回答を得た。

以下、困難な問題を抱える女性への支援の状況に係る主な調査項目の回答結果を抜粋して掲載する。

### ◆支援内容

「支援内容」については、「相談対応（電話、対面、メール）」が最も多く87.9%、次いで「伴走支援（他の支援機関への同行、手続き補助等）」が29.3%となっている。

困難な問題を抱える女性への支援においては、特にこれまで何等かの理由で支援に繋がってこなかった方を新たに支援に結びつける取組が重要と考えられており、その為の取組として「相談対応（SNS）（10.3%）」や「アウトリーチ支援（夜回り、声かけ、ICTを活用したアウトリーチ（SNS見回り等）」（8.6%）が挙げられるが、いずれも現状においては、実施機関が少数であることが分かる。

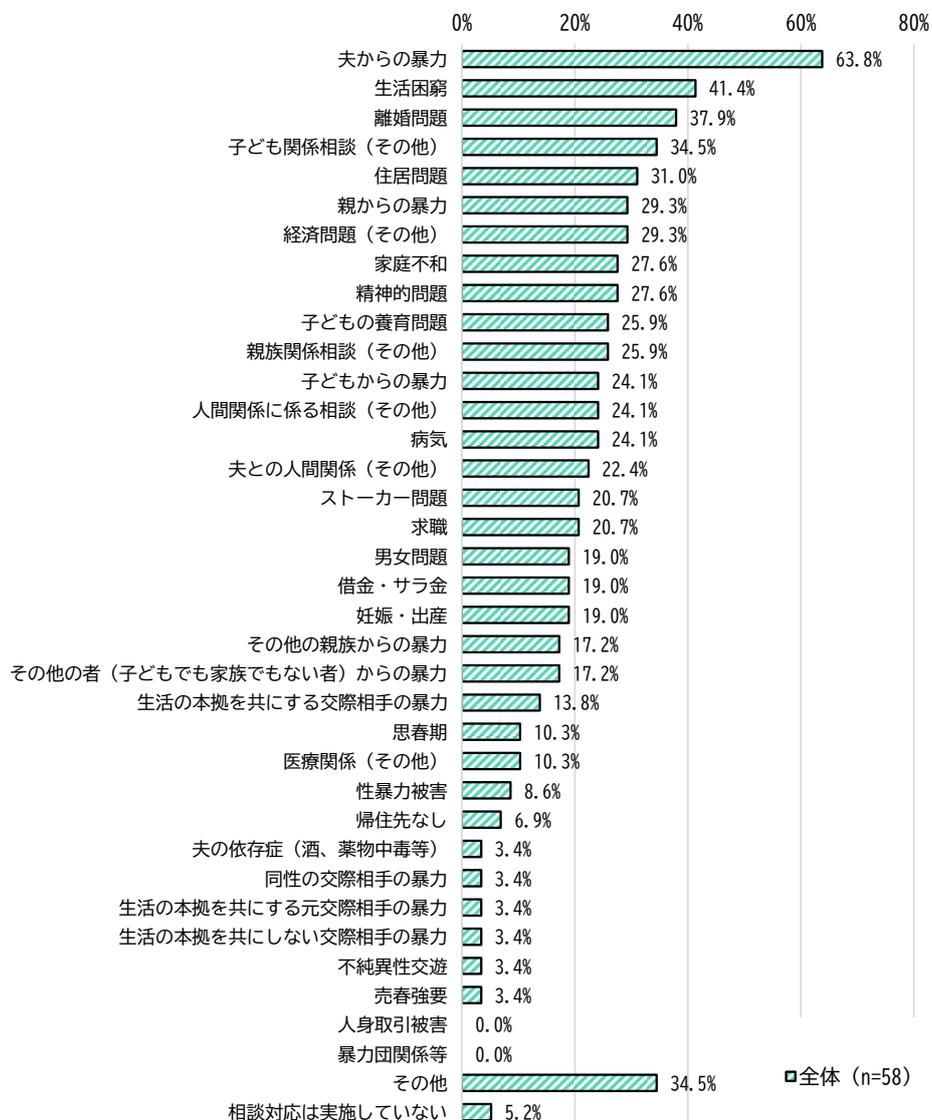


## ◆相談内容

「主訴別相談件数」において、最も多い相談は「夫からの暴力」で63.8%、次いで「生活困窮」が41.4%となっている。

また、本調査では年齢等の属性別に集計をしていないため、必ずしも若年層からの相談と断定できるものではないが、関連が深いと思われる相談内容として、「思春期」10.3%、「不純異性交遊」3.4%、「売春強要」3.4%があるが、全体の割合からすると少数であり、若年女性関連の相談ニーズを十分に把握できていない可能性がある。

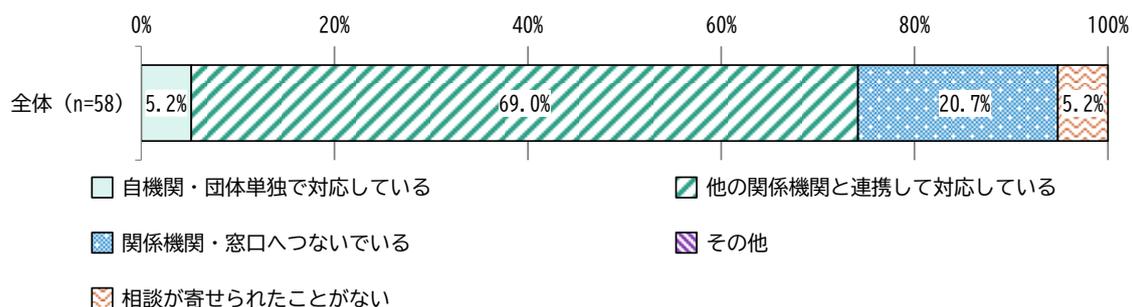
※留意点：本調査結果は、あくまで各支援機関でどのような主訴を受け付けたかの実績であり、相談件数ではないことに留意。



## ◆配偶者からの暴力の相談に対する対応

「18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「配偶者からの暴力」の相談に対する対応」については、他の関係機関へのつなぐといった対応までを含めると、58機関中55機関と94.9%と殆どの機関で対応実績があることが分かる。

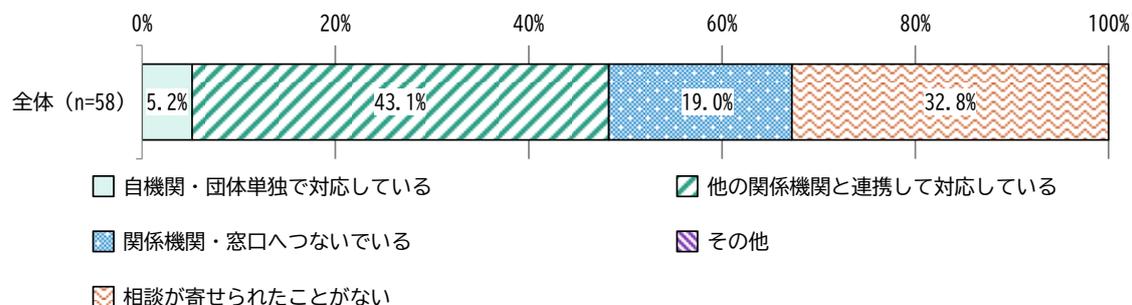
また、「18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「配偶者からの暴力」の相談に対する対応」の在り方については、「他の関係機関と連携して対応している」が69.0%で最も多く、次いで「関係機関・窓口へつないでいる」が20.7%となっており、大半の機関において、自機関単独ではなく、何等かの支援機関と連携して対応している状況が分かる。



### <参考：18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「恋人からの暴力」の相談に対する対応>

「18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「恋人からの暴力」の相談に対する対応」について尋ねたところ、「他の関係機関と連携して対応している」という回答が最も多く43.1%、次いで「相談が寄せられたことがない」が32.8%となっている。

「相談が寄せられたことがない」の割合が18歳以上の相談者における類似の相談である「配偶者からの暴力」に係る相談における同内容に回答割合が5.2%であることに対し、比較的多くなっている要因にはそもそも相談ニーズが少ないということも考えられるが、社会経験に乏しい未成年の若年女性においては、被害が生じていても相談しない（問題と認識していない、問題と感じていても相談することに抵抗がある等）といった傾向がある可能性も考慮すべきである。



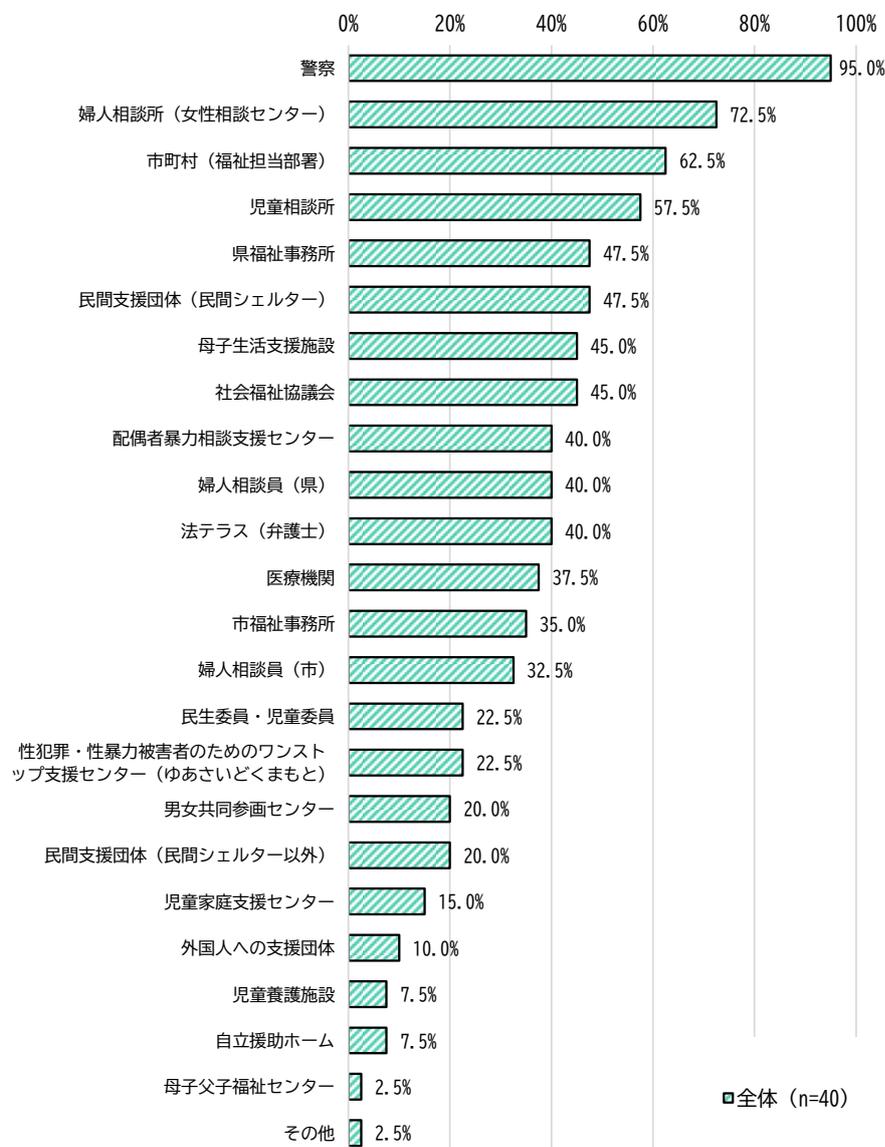
## ◆配偶者からの暴力の相談に対する対応における連携機関

※他の機関と連携して対応していない場合は回答不要

「18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「配偶者からの暴力」の相談への対応に係る連携先機関」としては、主たる対応機関である「警察」が95.0%と最も多く、次いで「婦人相談所（女性相談センター）」が72.5%となっている。更に、「市町村（福祉担当部署）」が62.5%と続く結果となっている。

なお、「児童相談所」が上位に位置している点については、面前DVが児童虐待となることから、DV関係機関との連携が進んでいる状況を反映していると考えられる。

また、DV被害者の自立支援に関する施策の多くが市町村において実施されていることや、事案が生じた際の家庭訪問等において、地域の事情に精通する管轄の市町村による同行対応が行われていることを反映していると考えられる。



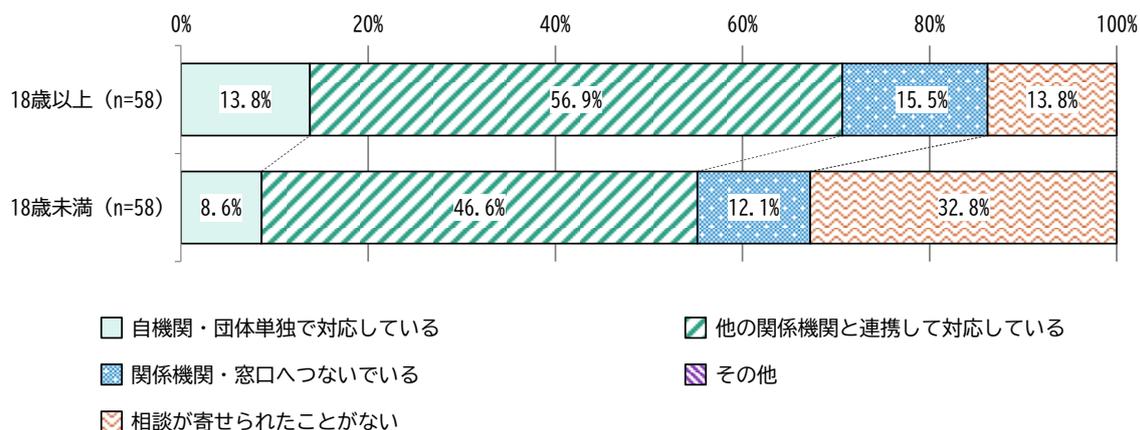
## ◆その他の困難な問題を抱える女性への対応

「18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「その他の困難な問題」の相談への対応」については、「他の関係機関と連携して対応している」が56.9%で最も多く、次いで「関係機関・窓口へつないでいる」が15.5%となっている。

なお、「自機関・団体単独で対応している」と回答している機関が13.8%となっているが、「配偶者からの暴力」においては5.2%（参照：第3章問24）、「家族からの暴力」では8.6%（参照：第3章問27）となっていることに比べ、若干多い傾向がみられる。

18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「その他の困難な問題」の相談に対する対応の有無については、「他の関係機関と連携して対応している」が46.6%で最も多く、次いで「相談が寄せられたことが無い」が32.8%、続いて「関係機関・窓口へつないでいる」が12.1%となっている。

18歳以上の困難な問題を抱える女性からの同様の設問においては、「相談が寄せられたことがない」が13.8%であることから、若年女性からの相談を十分に拾えていない可能性に考慮が必要な回答結果となっている。



## ◆その他の困難な問題を抱える女性への支援の具体事例

支援機関・団体において、実際に対応に苦慮した事例について記述式で回答を得た。

「その他の困難な問題」の具体的な事例		
	18歳以上の困難な問題を抱える女性関係	18歳未満の困難な問題を抱える女性関係
1	父子家庭で育った子供への支援	本人の希望する進学、安全な就労先の確保
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害のある特定妊婦のケースで、子への愛情はあるが養育能力がないためサポート体制に苦慮した</li> <li>外国人の妻に対する夫からの暴力で、友人の協力があり助かったが、言葉、コミュニケーションの問題が難しかった</li> </ul>	—
3	—	健康上の問題など
4	経済面での生活支援。長年の引きこもりで経済基盤がないことから苦しい思いをしながらも親との生活を余儀なくされている、カウンセリング等の社会資源の活用にも親の干渉で利用できない場合や中断せざるを得ないケースがある。	社会資源の利用によりそれまで親に対して従属的だった子どもが自己主張し始めて親が対応に困り利用していた社会資源の活用をやめさせた。と同時に子どもを支援していた担当者に苦情の電話を入れたり、怒鳴り込んだりするケースがあった。
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>不穏全般（希死念慮・過呼吸・パニック発作など）</li> <li>薬物の過剰摂取・自傷・緊急搬送</li> <li>DV等からの保護・避難時の荷物搬出・引越し支援等</li> <li>事故・トラブル発生時の警察対応</li> <li>性被害</li> <li>デートDV</li> <li>生活困窮（ホームレス・所持金0など）</li> <li>金銭トラブル・金銭管理</li> <li>一人暮らし移行支援</li> <li>不安の傾聴</li> <li>その他（犯罪更生・性の問題・就労支援</li> <li>DVからの避難に伴う学資不安など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不穏全般（希死念慮・過呼吸・パニック発作など）</li> <li>薬物の過剰摂取・自傷・緊急搬送</li> <li>DV等からの保護・避難時の荷物搬出・引越し支援等</li> <li>事故・トラブル発生時の警察対応</li> <li>性被害</li> <li>デートDV</li> <li>生活困窮（ホームレス・所持金0など）</li> <li>金銭トラブル・金銭管理</li> <li>一人暮らし移行支援</li> <li>不安の傾聴</li> <li>その他（犯罪更生・性の問題・就労支援・DVからの避難に伴う学資不安など）</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>希死念慮を抱えている人</li> <li>障がいあり、困難を訴えている人</li> <li>性被害から回復できない人</li> <li>子育てに課題を抱えている人</li> <li>経済的にひっ迫している人</li> <li>外国にルーツがある人</li> </ul>	—
7	性暴力を受けた18歳の若年女性を一時保護所へ移送。一時保護後の居場所を探すが、実際に支援を行う居住地の自治体とサービスを提供する住所地の自治体の管轄が異なり、連携がスムーズに運ばず支援のしにくさや難しさがあった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年女性が妊娠し誰にも言うことができず出産。父親は認知せず母子家庭となった。精神的不安、経済的不安、社会的孤立等様々な困難を抱えて生活することになった。</li> <li>若年女性が実父から性暴力を受け住基支援措置を行ったが、施設入所するには親権者の同意がないと入所できないため、支援の困難さがあった。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族間のトラブル</li> <li>精神的な問題に関する相談</li> <li>生活困窮</li> </ul>	—

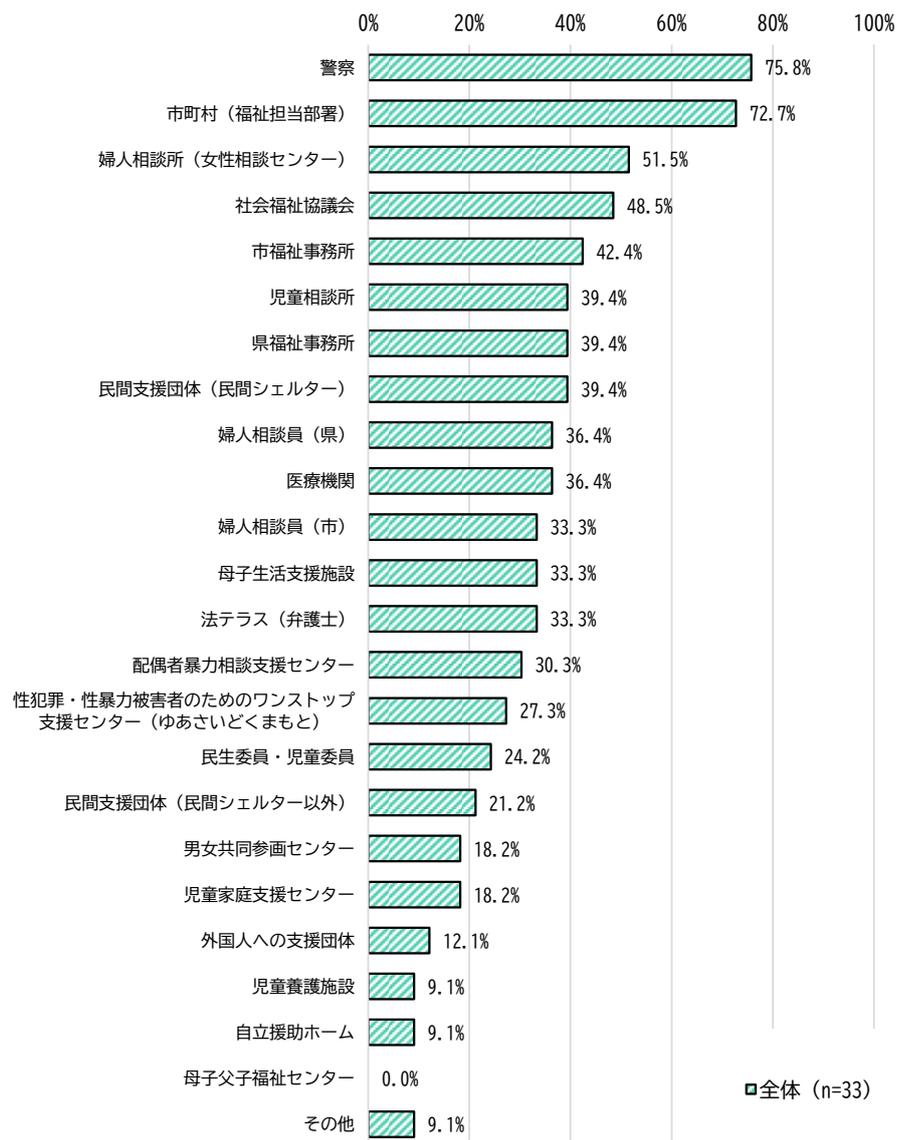
9	<p>○18歳（高校生）が父親からの虐待で女性一時保護所に入所 相談当時、18歳であったため児童相談所からは支援対象外と言われ、女性一時保護所に入所。就労や住宅問題は保証人がおらず難航し、自立援助ホームへ入所し支援をつないだ。</p> <p>○児童養護施設退所後、交際相手からDV被害を受け女性一時保護所に入所。児童養護施設退所後、社会に出るが適応が難しく、同居男性からDV等の被害を受け女性一時保護所に入所。家族等の支援が受けられず、精神的疾患等もあり、民間の女性専用シェアハウスへ入所し支援をつないだ。</p>	<p>○17歳（妊娠5か月）が構成相手から暴力を受け女性一時保護所へ入所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定妊婦であり児童相談所での一時保護ができず、女性一時保護所へ入所。</li> <li>・家族等の支援が難しく、妊婦のため就労支援ができず、居場所がなく、出産まで民間シェルターへ入所し支援をつないだ。</li> <li>・結局、出産後、乳児は里親に出したが、本人の体調がすぐれず行き場がなく、民間シェルターでの入所期間が長くなったと聞いた。</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思いがけない妊娠と中絶費用の捻出、手術後の体調不良</li> <li>・生活保護の受給を望まない生活困窮者</li> <li>・精神・知的障害のグレーゾーン（手帳、年金取得に至らないが一般就労が続かない）</li> <li>・更生保護対象者の再犯</li> </ul>	—
11	関係機関・窓口との関わりを拒絶する家庭への対応	関係機関・窓口との関わりを拒絶する家庭への対応
12	精神的な病気、認知症及び対人関係等に関する問題	—
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人に伴う言語の問題や在留資格の問題、貧困。</li> <li>・オーバーステイの外国人女性の保護の問題。孤立出産に追い込まれる技能実習生等の外国人労働者。</li> <li>・言語などが壁となり支援機関からの支援が日本人のように受けられない問題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人に伴う言語の問題や在留資格の問題、貧困。</li> <li>・オーバーステイの外国人女性の保護の問題。孤立出産に追い込まれる技能実習生等の外国人労働者。</li> <li>・言語などが壁となり支援機関からの支援が日本人のように受けられない問題。</li> </ul>
14	—	外国人技能実習生が未婚で妊娠出産した。助産制度の対象となったが、通訳が入っても、説明に苦慮した。
15	生活困窮による貸付けの相談	—
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労経験がほとんどなく、風俗で生計をたててきた単身女性の中長期支援</li> <li>・障がい者（障がい福祉サービス利用なし、手帳なし等であれば、さらに中長期支援が必要）、高齢者の困難な問題かかえた女性支援（介護サービスに関する介護認定をもっていなければ高齢者分野での対応はできない等）</li> <li>・バリアフリーである施設、部屋等が必要。民間シェルターでは、環境整備の必要性が高いと理解しているが財政的に整備困難である。</li> </ul>	—

## ◆その他の困難な問題を抱える女性への対応における連携先機関

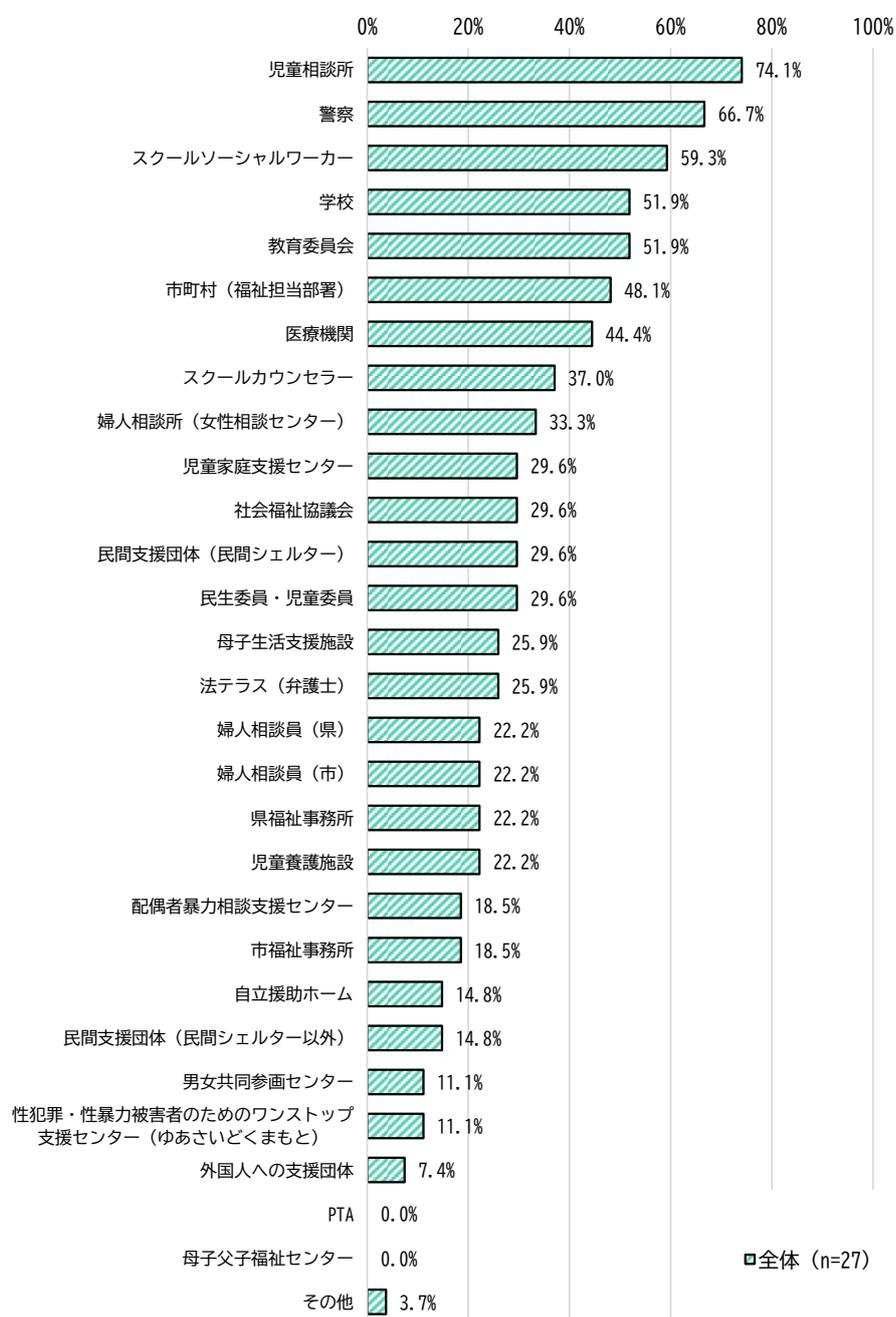
※他の機関と連携して対応していない場合は回答不要

18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「その他の困難な問題」の相談への対応に係る「連携先機関」としては、主たる対応機関である「警察」が75.8%と最も多く、次いで「市町村（福祉担当部署）」が72.7%となっている。

各支援機関においては、必要に応じて専門の支援機関へのつなぐ対応をとっているが、中でも市町村が多様な困難事例の支援窓口になっていることを反映した結果と考えられる。



18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「その他の困難な問題」の相談に対する対応の連携先機関として、最も多いのは「児童相談所」で74.1%、次いで「警察」の66.7%、「スクールソーシャルワーカー」59.3%、「学校」、「教育委員会」が同率で51.9%と続く。

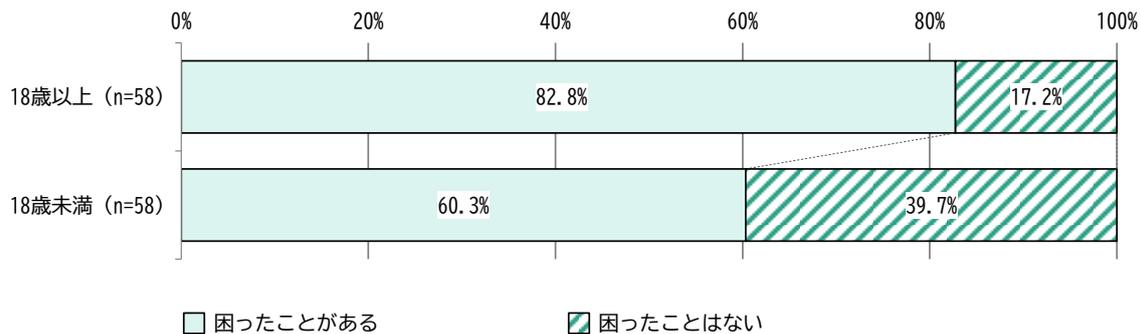


## ◆支援をする上で困ったこと

※困ったことが無い場合は回答不要

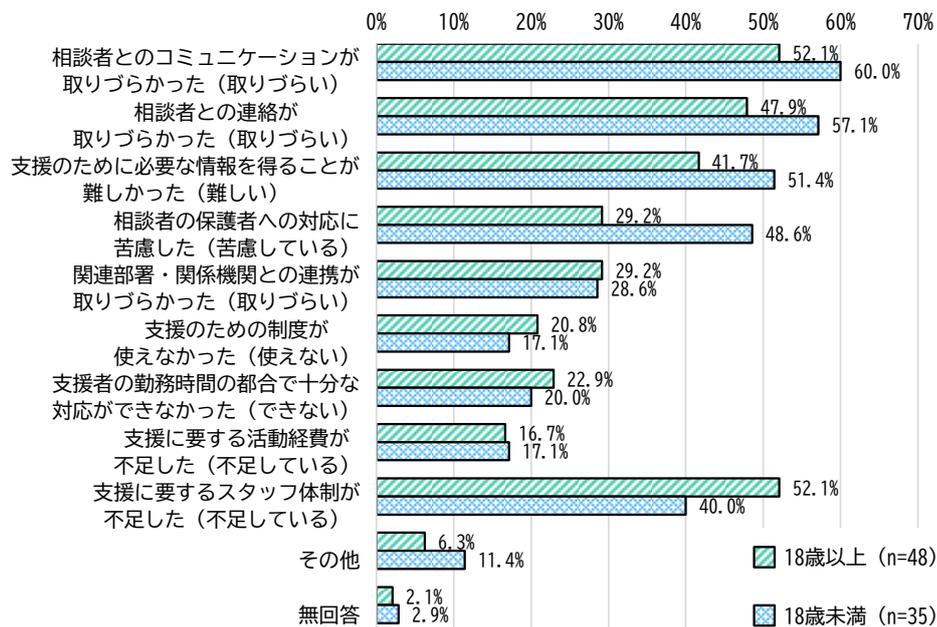
「18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援において困ったことの有無」について尋ねたところ、「困ったことがある」と回答した機関が82.8%と大半の支援機関が何等かの課題を感じていることが分かる。

18歳未満の困難な問題を抱える女性への対応において、「困ったことがある」と回答した機関は、60.3%と過半数に及ぶことが分かる。



「18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援において困ったこと」の具体的な内容については、「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった（取りづらい）」と「支援に要するスタッフ体制が不足した（不足している）」という回答が同率で52.1%と最も多くなっている。

18歳未満の困難な問題を抱える女性への対応において、「困ったこと」の内容としては、「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった（取りづらい）」が60.0%と最も多く、次いで「相談者との連絡が取りづらかった（取りづらい）」が57.1%と相談者本人との対応での困りごとが上位となっている。その他、「支援のために必要な情報を得ることが難しかった（難しい）」が51.4%や「相談者の保護者への対応に苦慮した（苦慮している）」が48.6%と約半数の支援機関の困りごととして挙がっている。



「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった（取りづらい）」という回答の詳細についてヒアリングにより確認したところ、支援対象によって具体的な内容に違いはあるものの、概ね以下のような意見が聞かれた。

具体的内容	
1	本人に自覚が無かったり、うまく表現ができなかったりすることで、困り感が分かりづらい。
2	DV ケース等、加害者の存在もあり、連絡が取りづらい。
3	面会の予定を立てても、約束が守れない。
4	本人が継続的な支援を希望せず、繋がりに続けることが難しい。

回答機関に対して、追加のヒアリングを実施したところ、「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった（取りづらい）」の具体的な事例としては、「相談者が恐らく軽度の知的障害があり、共通の認識を持ちづらく、話が通じない場合がある」、「若年女性においては、本人が求める支援が提供されるかどうかには興味無く、話を聞く姿勢を本人が持てない」、「自分自身の状況を把握できていない」、「適切に表現することができない」といったケースが多く聞かれた。また、「連絡が取りづらかった（取りづらい）」については、一度不信感を抱かれてしまうと連絡に出てくれなくなるという意見が多く聞かれた。

その他、「支援のために必要な情報を得ることが難しかった（難しい）」については、行政の支援機関に相談する際、支援が受けられる基準が明確でなく、窓口をたらい回しにされたといった意見や、支援制度や窓口が細かく分かれており、どこにどう相談してよいか分からないという意見も聞かれた。

「相談者の保護者への対応に苦慮した（苦慮している）」という回答は18歳未満の女性特有の困りごととなっており、相談者の主張との食い違いや、親自身が問題を問題として認識していないといった事例が多く聞かれ、特に性被害のケースにあっては、親自身が被害を認めたくないという気持ち強く、被害者に対しても誤った対応をし、2次被害となっているといった問題意識の声も聞かれた。

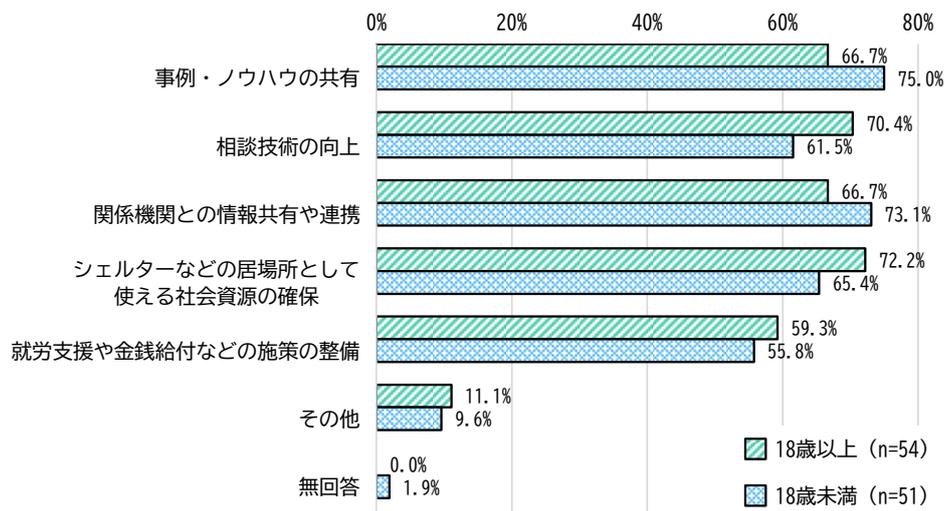
## ◆支援をする上で改善が必要なこと

※改善すべきことが無い場合は回答不要

「18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援において今後改善すべきこと」の具体的な内容について尋ねたところ、最も多い回答は「シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保」で72.2%、回答機関数における割合では、58機関中39機関と67.2%と7割近い支援機関が居場所支援の充実が必要と考えていることが分かる。

2番目に多かった回答としては、「相談技術の向上」で70.4%となっており、回答機関数における割合では、58機関中38機関で65.5%と、こちらも大多数の機関において相談技術に課題を感じていることが分かる。

18歳未満の困難な問題を抱える女性への対応において、「今後改善すべきこと」の具体的な内容については、「事例・ノウハウの共有」が最も多く75.0%、次いで「関係機関との情報共有や連携」が73.1%、「シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保」が65.4%と続く。



追加のヒアリング調査において、更に具体的に聞き取ったところ、18歳未満の女性への支援経験が不足しているために、十分な支援を実施できないでいるといった声が多かったほか、民間シェルター等の居場所提供の必要があるケースにおいて、他のシェルターの空き状況など、県内の資源に係る情報共有が十分になされていないために、一件ずつ電話をして探さなければならないといった現状があること、また、ほぼ全てのヒアリング先において、一時保護所や民間シェルターといった居場所の他に、一晩など、スポットで緊急かつ無料で入られる居場所の必要性を訴えられた。

現状、一時保護所や民間シェルターでは、利用者の安全確保の観点から、保護や利用のため一定の要件（門限やスマホの使用制限等）を設けているところが殆どであるが、特に若年女性における居場所のニーズとして、「今日寝る場所がなく、泊めて欲しい」、「スマホは手放せない」等があり、また、本人自身も何等かの問題を抱えていても、上手く整理して伝えられなかったり、伝えることに一定の時間を要するなど、若さ故にコミュニケーションに課題がある場合も多く、適切な支援に繋ぐ前の段階で短期の居場所支援が必要となる場合が多いが、そのような支援が不足しているとのことであった。

< 18歳以上：支援をする上で改善が必要なことと団体種別 >

(上段：人 下段：%)

		標本数(人)	事例・ノウハウの共有	相談技術の向上	関係機関との情報共有や連携	シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保	就労支援や金銭給付などの施策の整備	その他	無回答
全体 (単純集計)		58	36 62.1%	38 65.5%	36 62.1%	39 67.2%	32 55.2%	6 10.3%	4 6.9%
団体種別	任意団体	2	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%
	一般社団法人	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	公益社団法人	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	NPO法人	7	2 28.6%	4 57.1%	5 71.4%	7 100.0%	6 85.7%	2 28.6%	0 0.0%
	行政機関	44	32 72.7%	30 68.2%	27 61.4%	28 63.6%	21 47.7%	4 9.1%	3 6.8%
	その他	3	1 33.3%	3 100.0%	2 66.7%	2 66.7%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%
	民間支援団体 全体	14	4 28.6%	8 57.1%	9 64.3%	11 78.6%	11 78.6%	2 14.3%	1 7.1%

「18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援」において改善が必要なことへの回答について、行政支援機関と民間支援団体それぞれの回答の傾向をみると、行政支援機関においては、「事例・ノウハウの共有」が72.7%と最も多く、次いで、「相談技術の向上」が68.2%となっているのに対し、民間支援団体全体では、「シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保」及び「就労支援や金銭給付などの施策の整備」が共に78.6%と最も多く、次いで、「関係機関との情報共有や連携」が64.3%と続く。

行政機関においては、自機関で実施している対応に係る課題・改善に着目した回答が多い傾向にある一方、民間支援団体からは支援対象者が必要としている支援に着目した回答が多い傾向となっている、

< 18歳未満：支援をする上で改善が必要なことと団体種別 >

(上段：人 下段：%)

		標本数(人)	事例・ノウハウの共有	相談技術の向上	関係機関との情報共有や連携	シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保	就労支援や金銭給付などの施策の整備	その他	無回答
全体 (単純集計)		58	39 67.2%	32 55.2%	38 65.5%	34 58.6%	29 50.0%	5 8.6%	7 12.1%
団体種別	任意団体	2	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%
	一般社団法人	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	公益社団法人	1	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
	NPO法人	7	4 57.1%	3 42.9%	4 57.1%	5 71.4%	6 85.7%	0 0.0%	0 0.0%
	行政機関	44	32 72.7%	25 56.8%	29 65.9%	25 56.8%	19 43.2%	4 9.1%	6 13.6%
	その他	3	2 66.7%	3 100.0%	2 66.7%	2 66.7%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%
	民間支援団体 全体	14	7 50.0%	7 50.0%	9 64.3%	9 64.3%	10 71.4%	1 7.1%	1 7.1%

「18歳未満の困難な問題を抱える女性への支援」において改善が必要なことへの回答について、行政支援機関と民間支援団体それぞれの回答の傾向をみると、行政支援機関においては、「事例・ノウハウの共有」が72.7%と最も多く、次いで、「関係機関との情報共有や連携」が65.9%となっているのに対し、民間支援団体全体では、「就労支援や金銭給付などの施策の整備」が71.4%と最も多く、次いで、「シェルターなどの居場所として 使える社会資源の確保」及び「関係機関との情報共有や連携」が共に64.3%と続く。

行政機関においては、18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援における同様の設問と比較すると、「関係機関との情報共有や連携」の割合が高くなっており、この点について追加のヒアリングを実施したところ、若年女性への支援について対応事例が少ないために、「事例やノウハウの共有」の必要性や、支援体制が整っていないことから、他の支援機関等との連携が必要との回答が多く聞かれた。

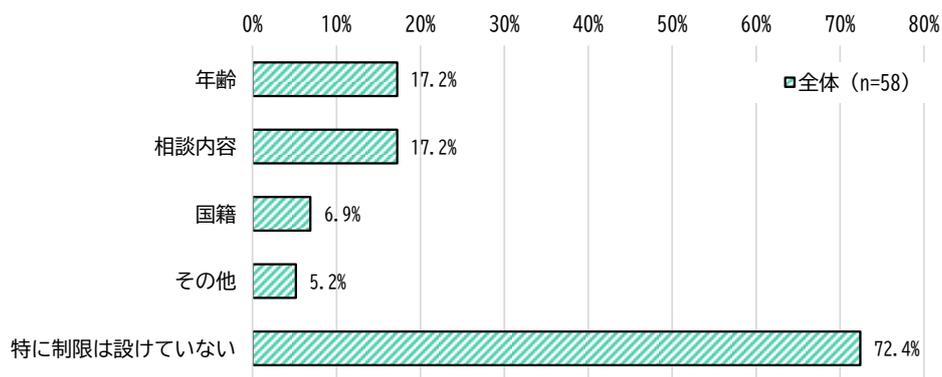
なお、民間支援団体においても「関係機関との情報共有や連携」を望む回答の割合が比較的高くなっており、同様に追加のヒアリングからは、18歳未満の若年女性からの相談対応事例の少なさや、支援体制の不足について指摘する意見が聞かれた。

## ◆支援対象者の制限

「支援対象に制限」を設けているか否かについては、「特に制限は設けていない」という回答が72.4%と最も多くなっている。

なお、制限を設けている場合の制限の内容の内訳としては、「年齢」、「相談内容」が共に17.2%となっており、次いで「国籍」が6.9%となっている。

背景としては、若者に特化した支援活動を行っている団体があることや、特定の相談分野（性被害等）に特化した支援団体があることがある。

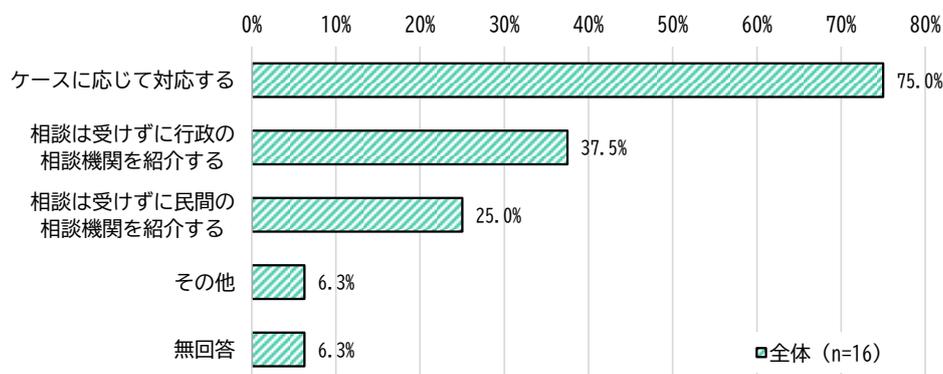


## ◆制限を設けている場合の対応

※制限を設けていない場合は回答不要

「制限を設けている場合、対象外の方からの相談への対応」としては、75.0%が「ケースに応じて対応する」と回答しており、自機関で対応はせずとも「行政の相談機関を紹介する」37.5%、「民間の相談機関を紹介する」が25.0%となっている。

なお、「その他」と回答があった機関（1機関）についても「主訴を確認し、適切な支援機関につなぐ」という内容であり、回答のあった機関においては、少なくとも門前払いといったような対応はとられていないと考えられる。



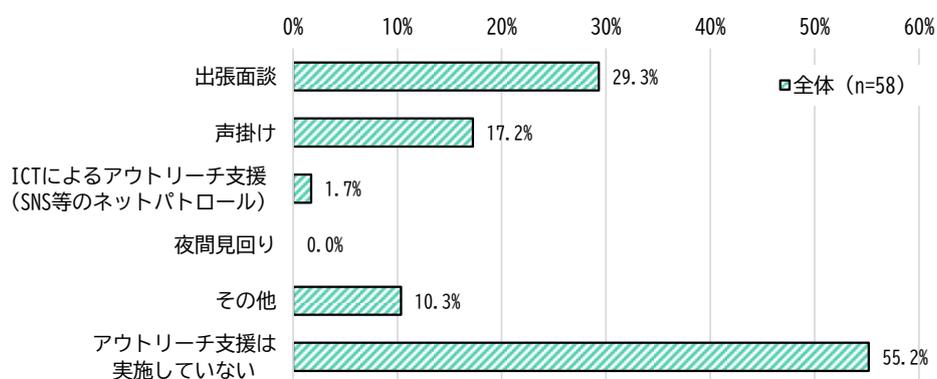
### 3. アウトリーチ支援の実施状況

#### ◆アウトリーチ支援の実施方法

「アウトリーチ支援の実施方法」について、最も多い回答は「アウトリーチ支援は実施していない」の 55.2%であり、過半数の機関ではアウトリーチ支援は実施されていないことが分かる。

なお、アウトリーチ支援を実施している場合の方法については、「出張面談」が 29.3%と最も多く、次いで「声掛け」の 17.2%となっている。

また、都市部で実施されている「夜間見回り」については、県内では実施機関が無いことが分かる。



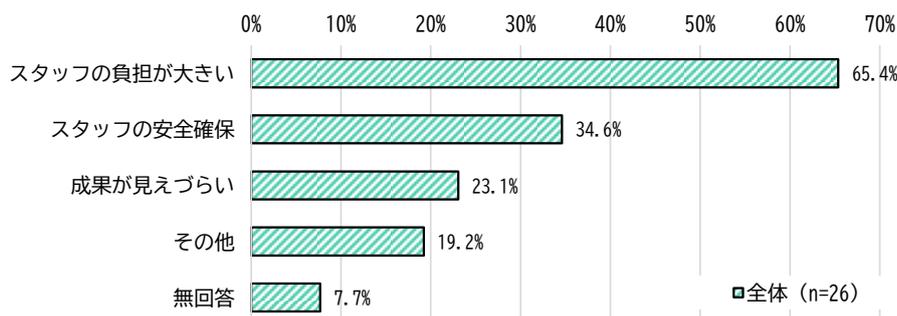
#### ◆アウトリーチ支援を実施する上での課題

※アウトリーチ支援を実施されていない場合は回答不要

「アウトリーチ支援を実施する上での課題」としては、「スタッフの負担が大きい」が 65.4%となっており、次いで「スタッフの安全確保」が 34.6%となっている。

なお、「スタッフの負担が大きい」という回答については、回答機関に追加のヒアリング調査を行ったところ、事務所の外へ出向いての支援となり、時間を取られること、またアンケート調査においても「成果が見えづらい」という回答が 23.1%となっているが、声掛け等のアプローチでは、多くが相談に繋がらず、負担感に対して、非効率に感じていることがあるとの意見が聞かれた。

また、「スタッフの安全確保」については、具体的な例として、DV 等の加害者と直接対面する場合もあること、夜回り等の活動を行う場合、場合によっては、風俗等へのスカウト業者等とのトラブルに巻き込まれるリスクがあるとの意見が聞かれた。



## ◆アウトリーチ支援を実施しない理由

※何等かのアウトリーチ支援を実施されている場合は回答不要

「アウトリーチ支援を実施しない理由」としては、最も多い回答は「スタッフが足りない」で50.0%となっており、アウトリーチ支援には人員面の負担感が大きいことが伺える。

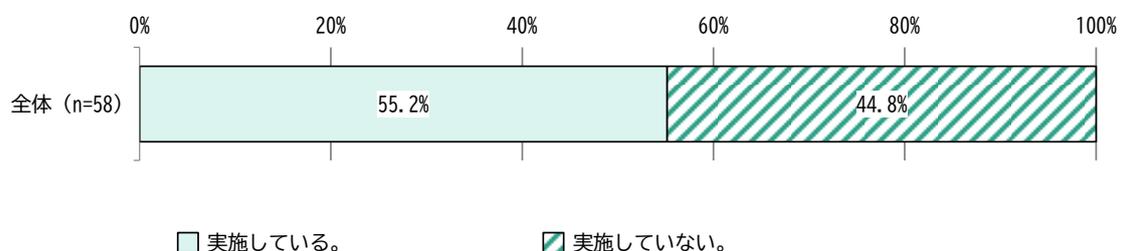
また、次点としては「ノウハウがない（実施方法が分からない）」が34.4%となっており、そもそものように実施したらよいか分からないために、実施に踏み出せずにいる機関が相当数あることが分かる。



## 4. 居場所の提供支援及び自立支援について

### ◆居場所提供支援の有無

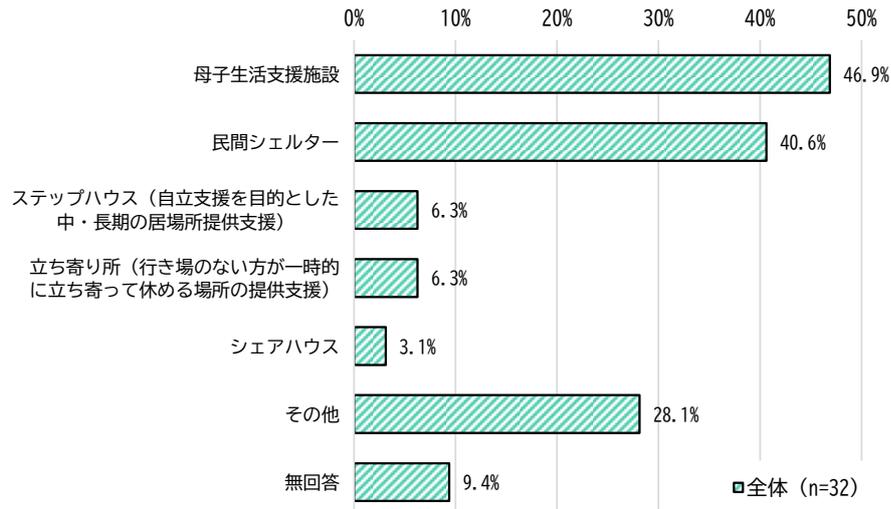
「困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援の有無」については、「実施している」が32機関で55.2%と過半数の支援機関において何等かの形での居場所提供支援が実施されていることが分かる。



## ◆居場所提供支援の内容

※婦人相談所の一時保護所については回答不要

「困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援の内容」については、「母子生活支援施設」が46.9%と最も多くなっており、次いで民間シェルターが40.6%と主にこの2つの方法で実施されていることが分かる。なお、いずれも回答機関が自機関で実施している場合だけでなく、実施機関に繋ぐ支援を行っている場合や、行政機関においては「委託」という形での実施を含んだ回答となっていることに留意。

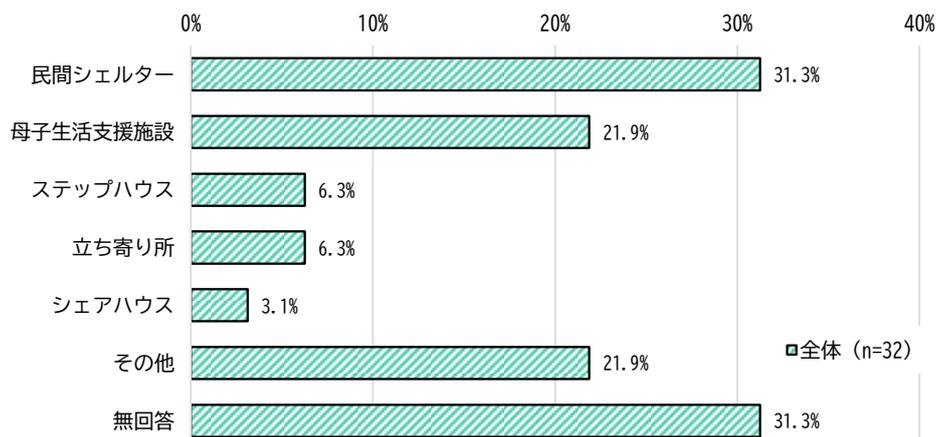


## ◆居場所提供支援の実績

※居場所支援を実施していない場合は回答不要

「困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援の実績（R4年度）」については、「民間シェルター」が31.3%と最も多くなっており、次いで「母子生活支援施設」が21.9%、なお、「その他」が同率で21.9%となっているが、具体的な内容としては、「児童相談所の一時保護」や一時的な「立ち寄り所」としての提供、「県営住宅」等の回答があった。

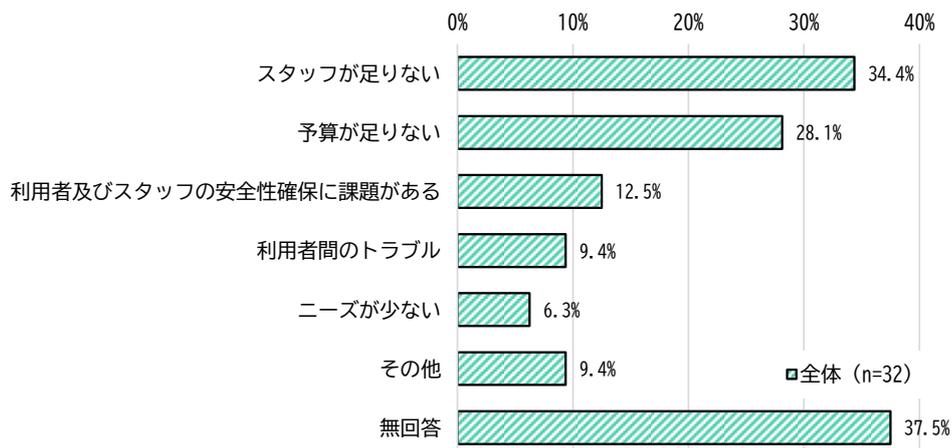
なお、いずれも回答機関が自機関で実施している場合だけでなく、実施機関に繋ぐ支援を行っている場合や、行政機関においては「委託」という形での実施を含んだ回答となっていることに留意。



## ◆居場所提供支援を実施する上での課題

※居場所支援を実施していない場合は回答不要

「困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援を実施する上での課題」については、「スタッフが足りない」が34.4%と最も多くなっており、次いで「予算が足りない」が28.1%、続いて、「利用者及びスタッフの安全性確保に課題がある」が12.5%となっており、運営体制面の課題が上位を占める結果となっている。



### <困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援を実施する上での課題と団体種別>

(上段：人 下段：%)

	団体種別	標本数(人)	予算が足りない	スタッフが足りない	ニーズが少ない	利用者及びスタッフの安全性確保に課題がある	利用者間のトラブル	その他	無回答
全体(単純集計)		58	9 15.5%	11 19.0%	2 3.4%	4 6.9%	3 5.2%	3 5.2%	38 65.5%
	任意団体	2	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
	一般社団法人	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	公益社団法人	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	NPO法人	7	6 85.7%	5 71.4%	0 0.0%	2 28.6%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%
	行政機関	44	3 6.8%	6 13.6%	2 4.5%	2 4.5%	2 4.5%	2 4.5%	31 70.5%
	その他	3	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
	民間支援団体全体	14	6 42.9%	5 35.7%	0 0.0%	2 14.3%	1 7.1%	1 7.1%	7 50.0%

「困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援を実施する上での課題」について、行政支援機関と民間支援団体それぞれの回答の傾向をみると、行政支援機関においては、「無回答」が70.5%と最も多く、次いで、「スタッフが足りない」が13.6%、「予算が足りない」が6.8%と続く。民間支援団体全体では、「無回答」が50.0%と最も多く、次いで、「予算が足りない」が42.9%、「スタッフが足りない」35.7%と続く。

「無回答」が行政機関、民間支援団体共に最も多くなっているのは、両者ともに居場所提供支援を実施している機関・団体が限られているためと考えられる。また、具体的な課題としては、両者ともに「スタッフが足りない」、「予算が足りない」が上位の回答となっていることから、体制面、財政面における課題が大きいことが伺える。

なお、追加のヒアリングにおいては、支援対象者におけるニーズと現状県内にある居場所提供支援の内容が合っていないという意見も多く聞かれた。具体的には、緊急避難的に次の支援への繋ぎとしてスポット的な居場所支援を求めるニーズが特に若年女性から多い中、行政の一時保護所においては、現状、スポット的な利用を前提に受け入れをしておらず、民間シェルターにおいては供給できる部屋数の絶対数が足りない等の課題が聞かれた。

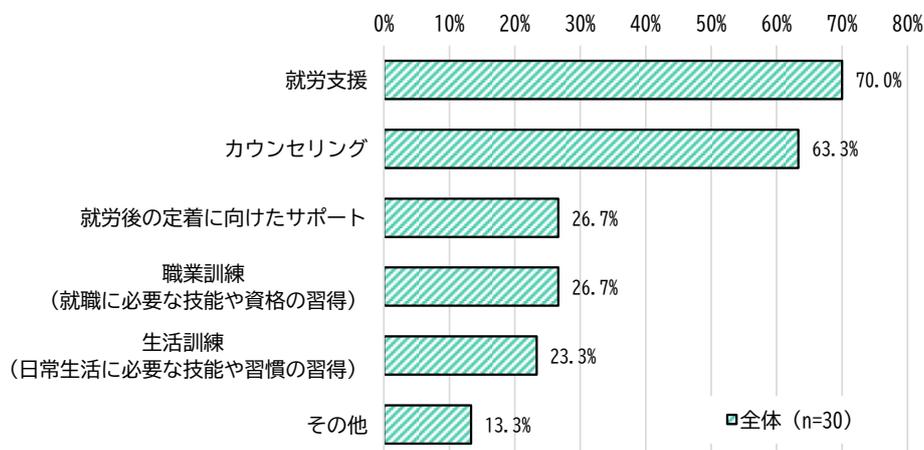
## ◆自立支援の内容

※自立支援を実施していない場合は回答不要

「困難な問題を抱える女性に対して実施している自立支援の内容」については、「就労支援」が70.0%と最も多く、次いで「カウンセリング」が63.3%、続いて「就労後の定着に向けたサポート」、「職業訓練（就職に必要な技能や資格の習得）」が同率で26.7%、「生活訓練（日常生活に必要な技能や習慣の習得）」も23.3%となっている。

ヒアリング調査では、就労支援の具体的な内容として、「適正のある職探しの助言」や、「ハローワークへの同行支援」、「就職先の斡旋」といった回答があった。また、一度就職しても短期間で辞めてしまうケースも多く、継続的なカウンセリングの必要性も多く聞かれた。

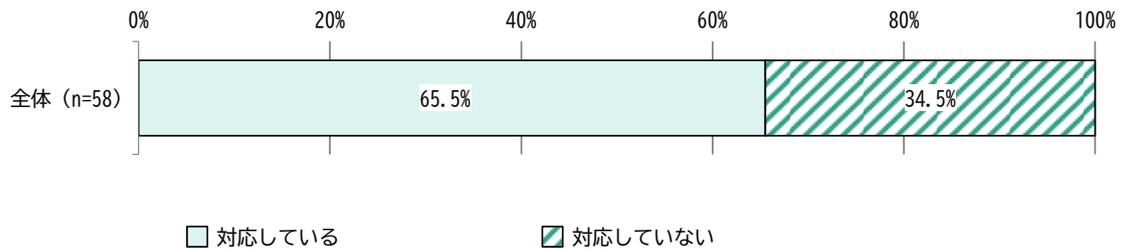
特に若年女性においては、基本的な生活習慣、社会常識が身についていない場合もあり、就職活動以前に生活訓練が必要となるケースもあるとのことであった。



## 5. 性暴力被害者への対応について

### ◆対応の有無

「性的な暴力の根絶に向けた対応の有無」については、「対応している」が 65.5%で「対応していない」が 34.5%と 6 割強の機関が、何等かの取組を行っていることが分かる。



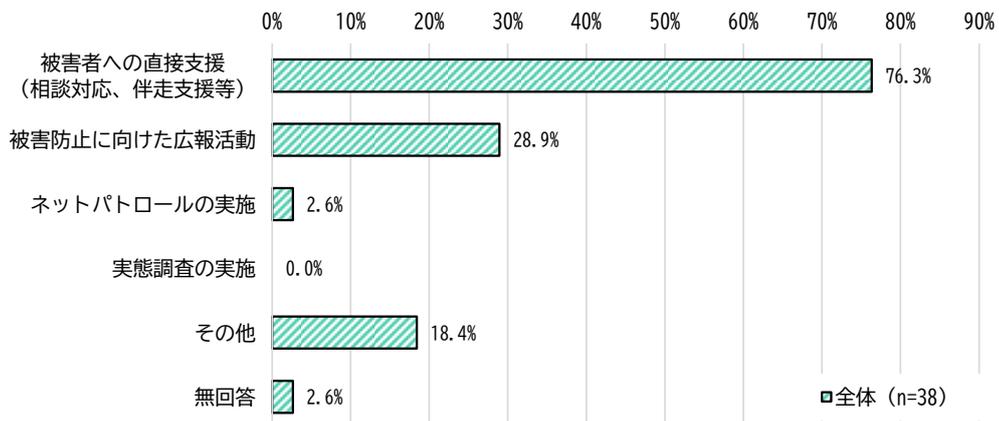
### ◆具体的な対策

※性的な暴力の根絶に向けた対策を実施されていない場合は回答不要

「性的な暴力の根絶に向けた具体的な対策」としては「被害者への直接支援（相談対応、伴走支援等）」が最も多く 76.3%となっており、次いで「被害防止に向けた広報活動」が 28.9%となっている。

なお、追加で実施したヒアリング調査では、被害者への直接支援の内容としては、被害直後の被害者に対しては、すぐに医療機関へ繋ぎ、検査や治療費の助成の手続きを支援するといったことや、カウンセリング等によりトラウマケアを行うなどといった取組が挙げられた。

その他、広報活動の例としては、性被害への無理解から、身近な人からの言葉による 2 次被害等を防止する意味でも、啓発活動（出前講座等）に取り組んでいる事例も聞かれた。

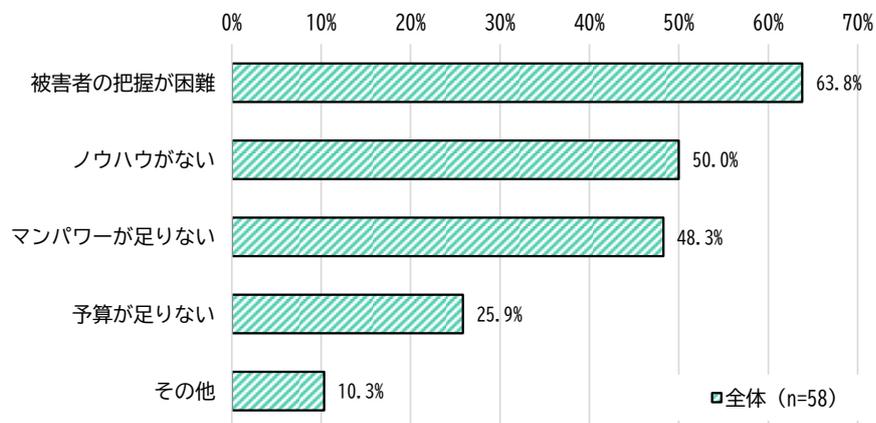


## ◆対策を実施する上での課題

「性的な暴力の根絶に向けた対策を実施する上での課題」については、「被害者の把握が困難」が最も多く63.8%となっており、次いで「ノウハウがない」が50.0%となっている。

性暴力被害は家族間や、恋人等身近なコミュニティにおいて発生し、外部から被害に気付くことが難しいことに加え、被害者が被害に遭ったことについて、誰かに相談することに抵抗感を感じやすいと言われており、そうした側面が被害者の把握を困難にしている要因と考えられる。

また、幅広く相談を受け付けている機関においても性被害という分野における専門的な支援ノウハウが不足していると感じている機関が多いことや、「マンパワーが足りない」といった回答が48.3%あることから、通常の相談対応とは異なる対応が必要と感じている機関が多いことが分かる。



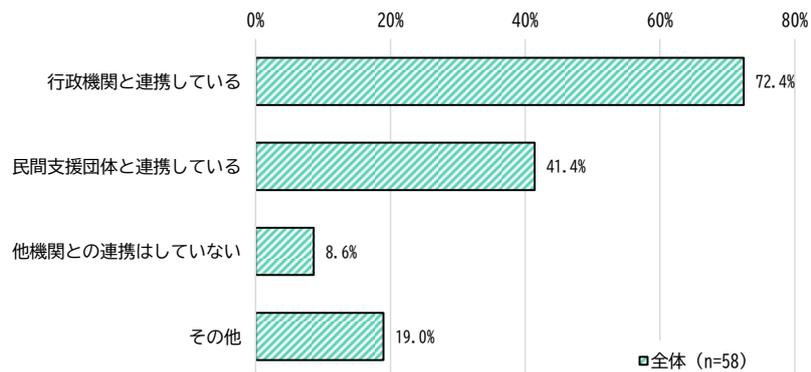
## 6. 関係機関との連携について

### ◆他機関との連携状況

「困難な問題を抱える女性に対する支援を実施する上での他機関との連携状況」については、「行政機関と連携しているが」が72.4%、「民間支援団体と連携している」が41.4%、「他機関との連携はしていない」が8.6%、「その他」が19.0%となっている。

他の設問からも「警察」や「女性相談センター」、「市町村」、「児童相談所」等、各分野の専門機関との連携は概ね実施されていることが分かるが、民間支援団体同士の連携が半数以下と、十分に進んでいないことが見て取れる。

ヒアリング調査においても、民間支援団体同士の連携不足を課題として捉えている支援機関が官民間問わず多く、現状、連携が必要な場合は、その都度、支援が受けられる機関を探して一件一件電話して確認といった手段が取られている状況がある。



## ◆他機関と連携する上での課題

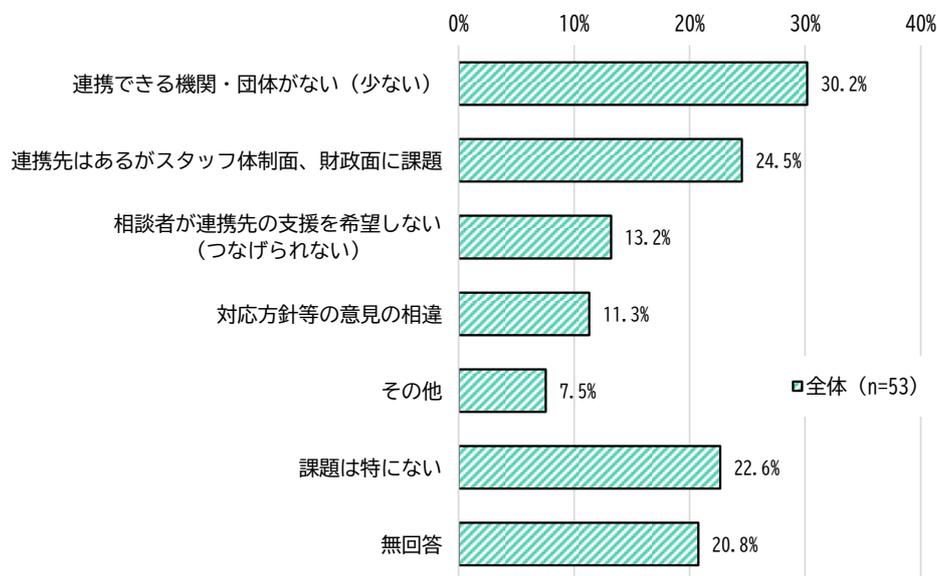
※他機関と連携していない場合は回答不要

「他機関と連携する上での課題」については、「連携できる機関・団体が少ない」が30.2%で最も多く、次いで「連携先はあるがスタッフ体制面、財政面に課題」が24.5%、続いて「相談者が連携先の支援を希望しない（つなげられない）」が13.2%となっており、「対応方針等の意見の相違」も11.3%と一定数挙げられている。

「連携できる機関・団体が少ない」については、ヒアリング調査から、一時保護所でもない、民間シェルターでもないより短期・スポット型の居場所支援等のニーズが多く聞かれる中で支援機関そのものが足りていない実態があると考えられる一方で、支援機関同士が他の支援機関の情報を部分的にしか把握していない場合も多く、情報共有が進んでいないことも反映していると考えられる。

また、「連携先はあるがスタッフ体制面、財政面に課題」との回答については、主に行政機関側が民間支援機関を対象に回答した内容となっており、民間支援機関における運営体制の強化に向けた支援の必要性を感じている機関が多い結果と考えられる。

なお、「相談者が連携先の支援を希望しない（つなげられない）」という回答は、主に民間支援機関から一時保護所（女性相談センター）や市町村の窓口等の行政機関に対してのものとなっており、ヒアリング調査では、「一時保護所の入所要件が厳しく、相談者が利用したがない」、「支援の利用要件が不明瞭でつなげられない」といった意見が多く聞かれた。



<他機関と連携する上での課題と団体種別>

(上段：人 下段：%)

		標本数(人)	連携できる機関・団体がない(少ない)	連携先はあるがスタッフ体制面、財政面に課題	対応方針等の意見の相違	相談者が連携先の支援を希望しない(つなげられない)	その他	課題は特になし	無回答
全体(単純集計)		58	18 31.0%	13 22.4%	6 10.3%	8 13.8%	4 6.9%	12 20.7%	14 24.1%
団体種別	任意団体	2	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%
	一般社団法人	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	公益社団法人	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	NPO法人	7	4 57.1%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	2 28.6%
	行政機関	44	12 27.3%	11 25.0%	5 11.4%	7 15.9%	2 4.5%	10 22.7%	10 22.7%
	その他	3	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%
	民間支援団体全体	14	6 42.9%	2 14.3%	1 7.1%	1 7.1%	2 14.3%	2 14.3%	4 28.6%

「他機関と連携する上での課題」について、行政機関と民間支援団体それぞれの回答の傾向をみると、行政機関においては、「連携できる機関・団体がない(少ない)」が27.3%で最も多く、次いで、「連携先はあるがスタッフ体制面、財政面に課題」が25.0%となっているのに対し、民間支援団体全体では、「連携できる機関・団体がない(少ない)」が42.9%と最も多く、次いで、「無回答」が28.6%と続く。

両者ともに、「連携できる機関・団体がない(少ない)」が最も多くなっていることは、現状、連携できる機関・団体の絶対数が足りていない、若しくは、連携先として繋がることのできていない状況があると考えられる。

また、行政機関において「連携先はあるがスタッフ体制面、財政面に課題」という回答も多くなっているが、追加のヒアリング調査からは、具体的には、民間支援団体との連携実績はあるものの、体制面、財政面で小規模であったりすることに課題を感じるとの意見が多く聞かれた。

## ◆他機関と連携する上での工夫

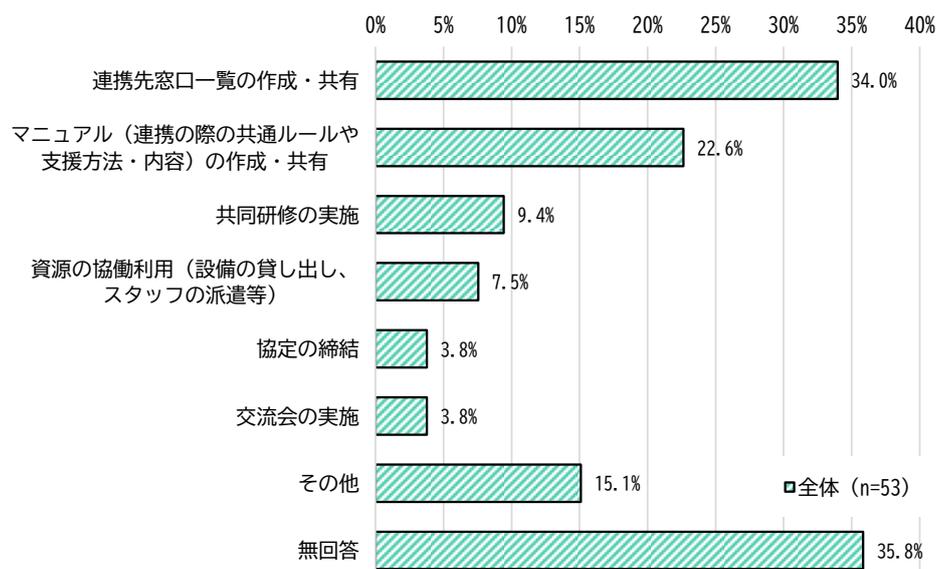
※他機関と連携していない場合は回答不要

「他機関と連携する上での工夫」については、「連絡先窓口一覧の作成・共有」が 34.0%で最も多く、次いで「マニュアル（連携の際の共通ルールや支援方法・内容）の作成・共有」が 22.6%、続いて「共同研修の実施」が 9.4%となっており、「その他」が 15.1%となっている。

「連絡先窓口一覧の作成・共有」が最も多い回答となっているが、ヒアリング調査からも、相談者が抱える課題は複雑であり、一つの支援機関が対応が完結しないことも多いことから、必要に応じて適切な支援機関に繋ぐ支援を実施するための対応が行われていることが分かる。

一方で、一覧があったとしてもそもそも相談者の抱える課題と支援機関のマッチングに悩む場合も多いとのことで、様々な支援機関で相談内容を共有して、連携して対応から検討していく体制を望まれる声も多く聞かれた。

なお、「その他」の具体的な内容としては、「お互いの視察・見学の実施、情報交換」や「会議」の実施という回答があった。



<他機関と連携する上での工夫と団体種別>

(上段：人 下段：%)

	標本数(人)	作成・共有	マニュアルや支援方法・内容の共通	連携先窓口一覧の作成・共有	協定の締結	資源の協働利用(設備の貸し出し、スタッフの派遣等)	共同研修の実施	交流会の実施	その他	無回答	
全体 (単純集計)	58	12 20.7%		18 31.0%	2 3.4%	4 6.9%	5 8.6%	2 3.4%	8 13.8%	24 41.4%	
団体種別	任意団体	2 0.0%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	
	一般社団法人	1 0.0%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	
	公益社団法人	1 0.0%		1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	NPO法人	7 0.0%		0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 28.6%	5 71.4%	
	行政機関	44 25.0%		11 34.1%	1 2.3%	4 9.1%	5 11.4%	2 4.5%	5 11.4%	16 36.4%	
	その他	3 33.3%		1 66.7%	2 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 33.3%	0 0.0%	
	民間支援団体 全体	14 7.1%		1 21.4%	3 21.4%	1 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 21.4%	8 57.1%

「他機関と連携する上での工夫」と行政機関と民間支援団体それぞれの回答の傾向をみると、行政機関においては、「無回答」が36.4%と最も多く、次いで、「連携先窓口一覧の作成・共有」が34.1%となっているのに対し、民間支援団体全体では、「無回答」が57.1%と最も多く、次いで、「連携先窓口一覧の作成・共有」及び「その他」が共に21.4%と続く。

本設問は、現状として他機関と連携する上で工夫していることについて確認する内容であるが、他の設問においてDV等において他機関と連携して取り組むと回答した機関が多数であったことに比べ、両者共に「無回答」が最も多くなっていることは、支援を繋ぐという形での連携はあっても、他機関と連携を進める上で具体的に工夫している取組みは乏しいことが伺える。

その事は、両者ともに具体的な取組みとして「県警先窓口一覧の作成・共有」が最も多く、その他の取組みが低調であることから想定される。

## ◆他機関と連携を進める上での必要な取組

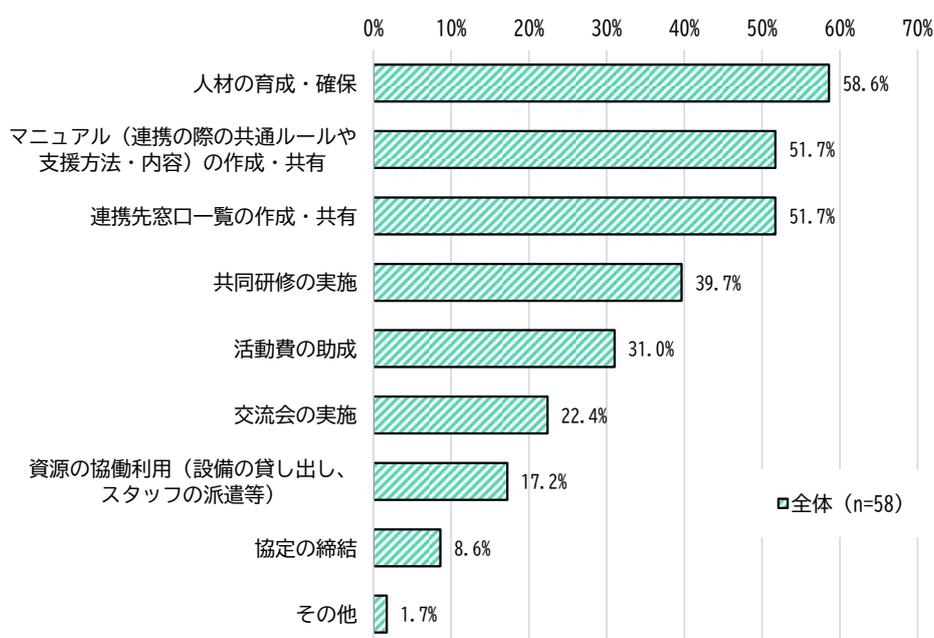
「他機関と連携する上で必要な取組」については、「人材の育成・確保」が 58.6%で最も多く、次いで「マニュアル（連携の際の共通ルールや支援方法・内容）の作成・共有」及び「連絡先窓口一覧の作成・共有」が同率で 51.7%となっており、「共同研修の実施」が 39.7%、「活動費の助成」が 31.0%と続く。

「人材の育成・確保」については、官民ともに必要との回答があっており、ヒアリング調査の結果を踏まえると、新法によりこれまで余り支援に繋がってこなかった若年女性に対する適切な対応体制の確保の必要性や、アウトリーチ等の支援ニーズに対して支援体制が整っていないといった背景があるものと考えられる。

また「連絡先窓口一覧の作成」については、現状、県内の支援機関に係る情報の共有が十分に進んでいないことが背景にあると言える。

「共同研修の実施」については、類似の回答である「交流会の実施」22.4%と合わせて 62.1%と非常にニーズの高い取組であると言える。県内の支援機関同士の連携に向けてはお互いの考えや有する資源について知り合い、支援に際する共通認識を有することが重要であり、必要性が高い取組と考えられる。

「活動費の助成」については主に民間支援機関からの回答となるが、民間シェルター等では利用者の利用料を設定している場合が多いが、実際には支払い能力が無かったり、踏み倒されたりと、事業として単独で成り立たせることが困難なため、多くの機関が寄附金や行政からの補助金、委託費などで運営している実態がある。居場所支援においては、場合によっては1年以上の長期間の入居が必要となるようなケースもあり、安定的な運営が必要とされることから、財政的な対策が必要な現状がある。



<他機関と連携する上で必要な取組と団体種別>

(上段：人 下段：%)

		標本数(人)	マニュアルや支援方法・内容の共有	連携先窓口一覧の作成・共有	協定の締結	資源の協働利用(設備の貸し出し、スタッフの派遣等)	活動費の助成	人材の育成・確保	共同研修の実施	交流会の実施	その他	無回答
全体 (単純集計)		58	30 51.7%	30 51.7%	5 8.6%	10 17.2%	18 31.0%	34 58.6%	23 39.7%	13 22.4%	1 1.7%	0 0.0%
団体種別	任意団体	2	2 100.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	一般社団法人	1	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	公益社団法人	1	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	NPO法人	7	2 28.6%	2 28.6%	1 14.3%	1 14.3%	6 85.7%	5 71.4%	3 42.9%	4 57.1%	0 0.0%	0 0.0%
	行政機関	44	23 52.3%	24 54.5%	4 9.1%	9 20.5%	9 20.5%	26 59.1%	19 43.2%	8 18.2%	1 2.3%	0 0.0%
	その他	3	2 66.7%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	民間支援団体 全体	14	7 50.0%	6 42.9%	1 7.1%	1 7.1%	9 64.3%	8 57.1%	4 28.6%	5 35.7%	0 0.0%	0 0.0%

「他機関と連携する上で必要な取組と団体種別」について、行政機関と民間支援団体それぞれの回答の傾向をみると、行政機関においては、「人材の育成・確保」が 59.1%と最も多く、次いで、「連携先窓口一覧の作成・共有」が 54.5%となっているのに対し、民間支援団体全体では、「活動費の助成」が 64.3%と最も多く、次いで、「人材の育成・確保」が 57.1%と続く。

両者ともに、「人材の育成・確保」が上位の回答となっているが、民間支援団体においては、自機関において必要な取組として回答している一方、行政機関においては、その回答の趣旨について補足確認を行ったところ、自機関における取組としてではなく、連携先として期待する民間支援団体において必要な取組として回答した機関が多かった。

また、民間支援団体においては、人材のみでなく、「活動費の確保」についても課題と捉えており、行政機関、民間支援団体双方の共通認識として、民間支援団体の体制面の強化が必要と考えていることが分かる。

## ◆【行政機関】民間支援団体との連携により問題が顕在化したケース

行政機関において、18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援に関し、「民間支援団体と連携したことで問題が顕在化したケース」については、行政機関 44 機関中 12 機関 (27.3%) が何等かの形で顕在化したと回答。

その内最も多かった回答は「民間支援団体が行う SNS の相談や電話、対面での聞き取りから支援につながった」で 83.3%となっており、殆どが民間支援団体を実施する相談支援が行政への支援に繋がるきっかけとなっているとの回答となっている。

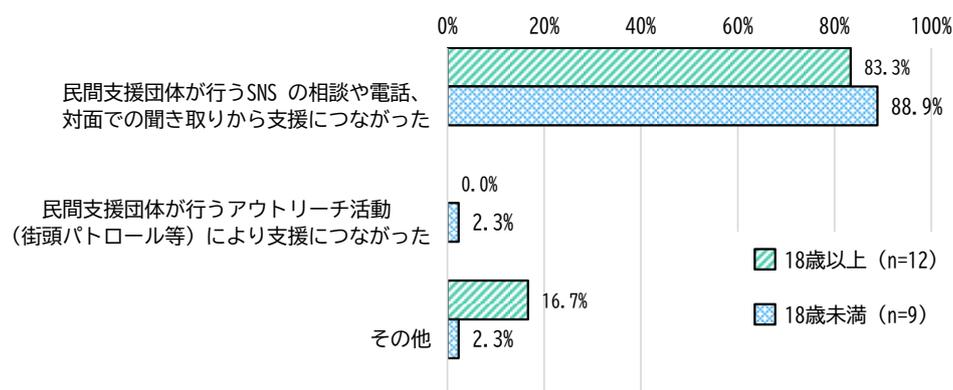
行政の支援へと繋ぐことが必要と考えられる支援対象であっても、本人が行政に支援を求めることに抵抗を感じる場合もあり、そのような場合に、より敷居の低い相談窓口として、民間支援団体が間に入ることで、行政の支援に繋がるといった官民の役割分担が期待される。

18歳未満の困難な問題を抱える女性への対応において、「民間支援団体と連携したことで問題が顕在化したケース」について行政機関に尋ねたところ、回答があった機関は 44 機関の内、9機関であった。

また、具体的な内容としては「民間支援団体が行う SNS の相談や電話、対面での聞き取り」から行政の支援機関に繋いでもらい、支援が実施されたといったケースが多く、「民間支援団体が行うアウトリーチ活動（街頭パトロール等）」から支援が繋がったケースは 1 件に留まった。

民間支援団体においても街頭パトロール等のアウトリーチ支援は余り実施されていないこと、また、ヒアリング調査においては、街頭パトロール等の活動から実際の支援に繋がる事例は少ないという意見も聞かれた。

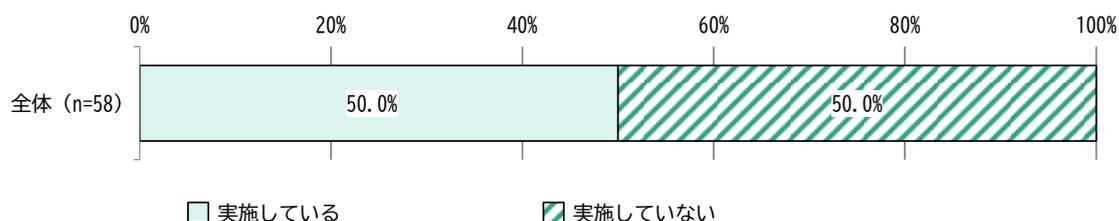
一方で、直接的な支援に繋がらなくても、声かけ活動を行うことで、将来の相談に繋がったりといった啓発効果が見込まれることも考慮する必要がある。



## 7. スタッフ等への研修の状況

### ◆研修実施の有無

「スタッフ等への研修実施の有無」については、「実施している」と「実施していないが同率で50.0%と半々の状況。



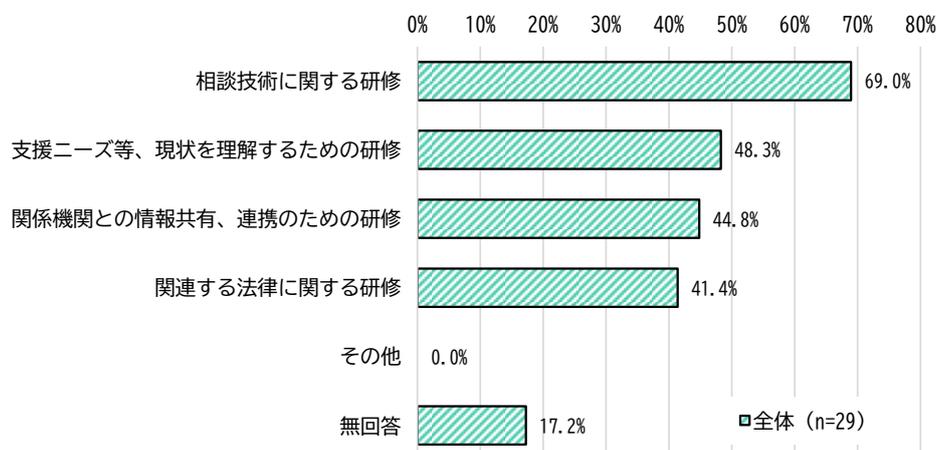
### ◆研修の内容

※研修を実施していない場合は回答不要

「研修の内容」については、「相談技術に関する研修」が69.0%と最も多く、次いで「支援ニーズ等、現状を理解するための研修」が48.3%、「関係機関との情報共有、連携のための研修」が44.8%、「関連する法律に関する研修」が41.4%となっている。

2位以下の回答については、50%台と大きく差はない中で、「相談技術」の向上の必要性を感じている支援機関が多いことが分かる。

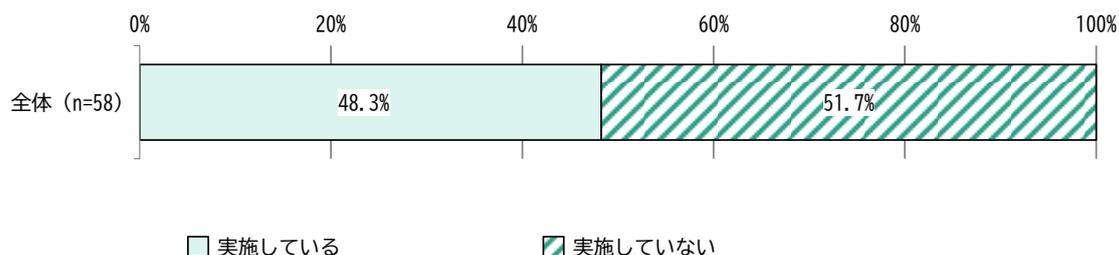
ヒアリング調査においても、若年女性等からの相談については、言葉遣いから、向き合い方まで、中高年世帯の相談者とは全く異なる対応が必要となることが指摘されており、特に行政機関において、そうした相談者の特性に応じた細やかな対応が十分にできる体制となっていないという意見も多く聞かれた。



## 8. アフターケアの実施状況

### ◆アフターケアの実施の有無

「アフターケアの実施状況」については、「実施していない」が51.7%、「実施している」が48.3%と「実施していない」団体が僅かに多い結果となった。

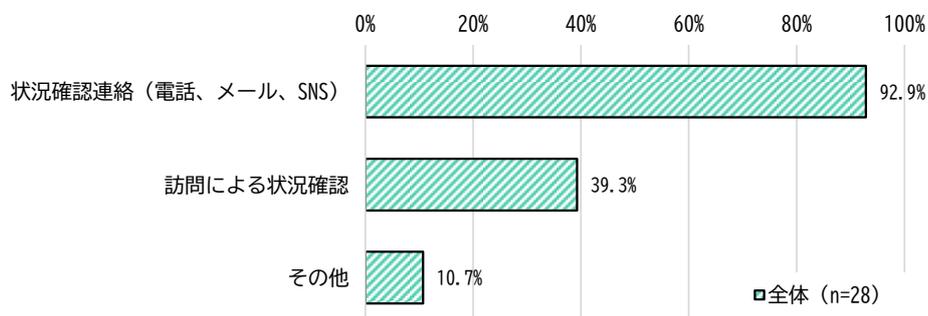


### ◆アフターケアの内容

※アフターケアを実施していない場合は回答不要

「アフターケアの内容」について、最も多い内容は「状況確認連絡（電話、メール、SNS）」で92.9%とアフターケアを実施している団体の殆どで実施されている。次いで、「訪問による状況確認」が39.3%となっている。

なお、「その他」の具体的な内容としては、「他機関との情報共有」、「窓口への来庁時の聞き取り」の他、必要に応じて「支援機関等への同行支援」を実施するという回答もあった。



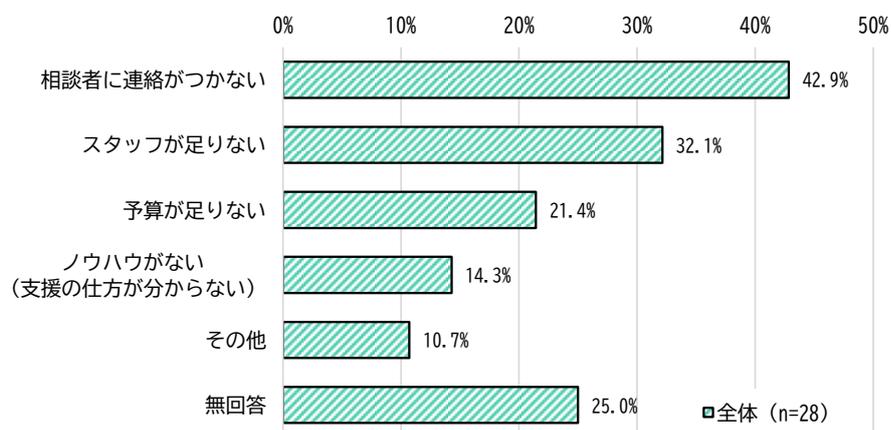
## ◆アフターケアを実施する上での課題

※アフターケアを実施していない場合は回答不要

「アフターケアを実施する上での課題」について、最も多い内容は「相談者に連絡がつかない」で42.9%。次いで、「スタッフが足りない」が32.1%、続いて、「予算が足りない」が21.4%、「ノウハウがない（支援の仕方が分からない）」が14.3%となっている。

また、「その他」の具体的な内容としては、「資源（訪問支援時の移動手段等）が不足」などがあつた。

なお、ヒアリング調査からは、支援者が連絡されることを嫌う（支援を受けたことを思い出したくない、極力関わって欲しくない（特に若年世代に多い傾向）など）ため、逆効果とならないよう、あえてアフターフォローを実施しない団体もあることが分かつた。（そのような場合も、必要であればいつでも連絡をするよう伝えておくなど、配慮しているとのこと。）



<アフターケアを実施する上での課題と団体種別>

(上段：人 下段：%)

		相 談 者 に 連 絡 が つ か な い	仕 方 が 分 か ら な い (支 援 の	ス タ フ が 足 り な い	予 算 が 足 り な い	そ の 他	無 回 答
全体 (単純集計)		12 20.7%	5 8.6%	9 15.5%	6 10.3%	3 5.2%	36 62.1%
団体 種 別	任意団体	2 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
	一般社団法人	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	公益社団法人	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	NPO法人	7 14.3%	0 0.0%	4 57.1%	4 57.1%	1 14.3%	2 28.6%
	行政機関	44 20.5%	5 11.4%	5 11.4%	2 4.5%	1 2.3%	30 68.2%
	その他	3 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%
	民間支援団体 全体	14 21.4%	0 0.0%	4 28.6%	4 28.6%	2 14.3%	6 42.9%

「アフターケアを実施する上での課題」について、行政機関と民間支援団体それぞれの回答の傾向をみると、行政機関においては、「無回答」が68.2%と最も多く、次いで、「相談者に連絡がつかない」が20.5%となっており、民間支援団体全体では、「無回答」が42.9%と最も多く、次いで、「スタッフが足りない」、「予算が足りない」が共に28.6%となっている。

両者ともに、「無回答」が最も多いが、行政支援機関においては、「相談者に連絡がつかない」という課題が次に多い回答となっており、一旦支援を受け終えた支援対象者自身がアフターケアを望まない傾向があることが伺える。

なお、民間支援団体においては、スタッフや予算の体制面の課題から十分に実施できていないという課題認識が行政支援機関に比べ比較的高い傾向にあるが、「相談者に連絡がつかない」という回答も21.4%と一定数あり、一旦支援を受け終えた相談者において、アフターケアを実施しようにも、繋がり続けることが難しい事情が伺える。

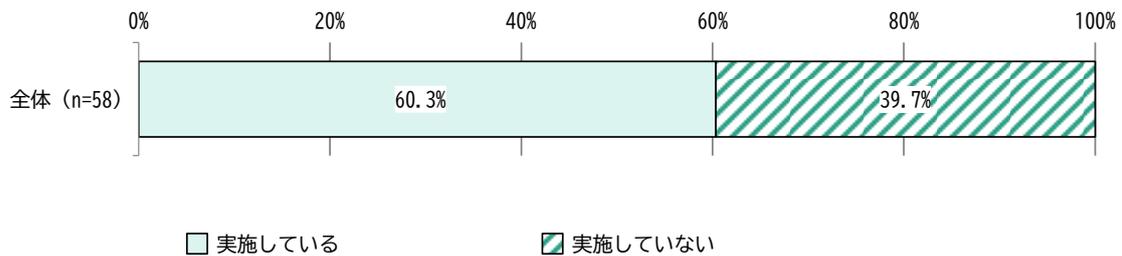
また、ヒアリング調査においては、アフターケアについては、全てではないものの支援対象者においては、支援を受けたこと、また、抱えていた困難については過去のものとして、前に進みたいという意識の方が多く、支援機関側からの連絡を望まない傾向があるという意見があった。その為、アフターケアについては、支援対象者本人の意思を確認した上で実施するという機関・団体が大半であった。

なお、あえて積極的に行わない理由として、DV等の被害者において、支援機関から連絡を入れることで支援機関との繋がりを同居の加害者に知られてしまい、それを快く思わない加害者からの再加害を誘発してしまう等のリスクがあるとの意見も聞かれた。

## 9. 同伴児童への支援状況

### ◆同伴児童への支援の有無

「同伴児童への支援の有無」については、「実施している」が 60.3%、「実施していない」が 39.7%となっており、過半数の支援機関が同伴児童への何らかの支援に取り組んでいることが分かる。

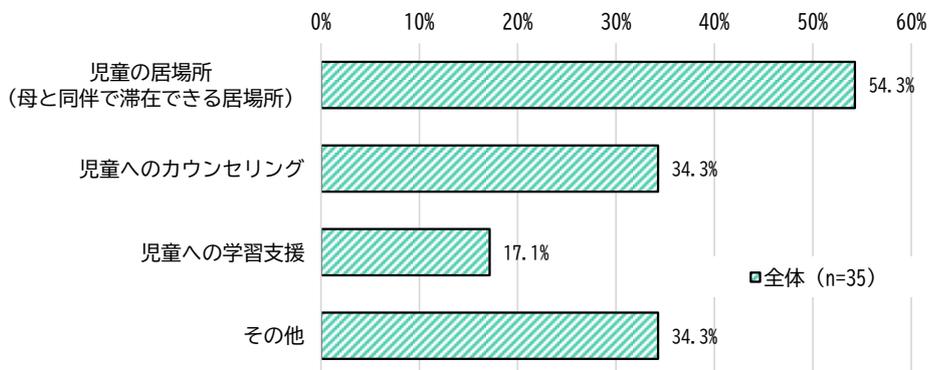


### ◆同伴児童への支援の内容

※同伴児童への支援を実施していない場合は回答不要

「同伴児童への支援の内容」については、「児童の居場所（母と同伴で滞在できる居場所）」が 54.3%で最も多く、次いで「児童へのカウンセリング」が 34.3%、「児童への学習支援」が 17.1%となっている。

「その他」（34.3%）の内容としては、児童を対象とした支援機関へ「繋ぐ」支援が多く挙げられていた。



## ◆同伴児童への支援を実施する上での課題

※同伴児童への支援を実施していない場合は回答不要

「同伴児童への支援を実施する上での課題」について、「スタッフが足りない」が最も多く45.7%、次いで「ノウハウがない（支援の仕方が分からない）」、「予算が足りない」「その他」が同率で14.3%となっている。

「その他」の内容としては、「障がいを持った児童か被虐待児が多いため、専門的な知識も必要なのだが、特徴や関わり方などの専門的な研修が少ない」、「他の利用者との関係」、「同伴児童がいるケースについては、困難女性への支援としての対応か、要対協での対応か判断に迷うことがある」、「要望に添える環境構築が難しい（WIFI 整備など）」といった回答があっている。



<同伴児童への支援を実施する上での課題と団体種別>

(上段：人 下段：%)

		標本数 (人)	仕方が 分らない (支援の 仕方)	ノウ ハウが ない	スタ ッフが 足り ない	予 算が 足り ない	そ の 他	無 回 答
全体 (単純集計)		35	5 14.3%	16 45.7%	5 14.3%	5 14.3%	13 37.1%	
団体 種別	任意団体	0	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	
	一般社団法人	0	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	
	公益社団法人	0	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	
	NPO法人	5	0 0.0%	3 60.0%	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%	
	行政機関	28	5 17.9%	12 42.9%	3 10.7%	2 7.1%	12 42.9%	
	その他	2	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	
	民間支援団体 全体	14	0 0.0%	4 28.6%	2 14.3%	3 21.4%	1 7.1%	

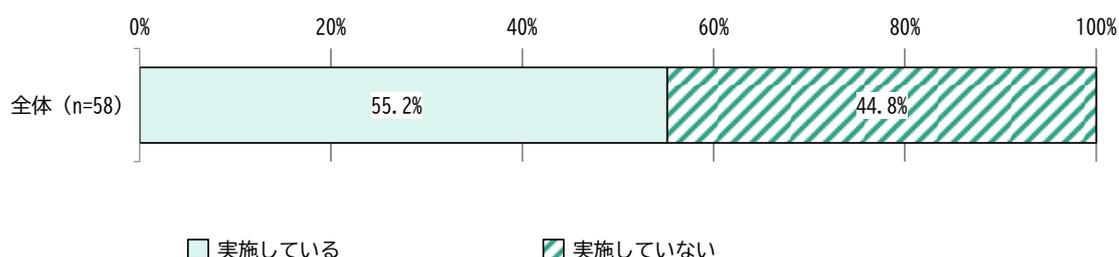
「同伴児童への支援を実施する上での課題」について、行政支援機関と民間支援団体それぞれの回答の傾向をみると、行政支援機関においては、「スタッフが足りない」と「無回答」が同率で42.9%と最も多く、次いで、「ノウハウがない（支援の仕方が分からない）」が17.9%となっている。民間支援団体全体では、「スタッフが足りない」が28.6%と最も多く、次いで、「その他」が21.4%となっている。「その他」の具体的な内容としては、「障がいを持つ児童が多く特徴や関わり方などの専門的な知識やノウハウが必要」といった趣旨の回答等「ノウハウがない（支援の仕方が分からない）」に該当すると思われる回答の他、「要望に添える環境構築が難しい（wifi環境など）」や「他の支援者との関係」など、設備面の問題についての回答があった。

同伴児童への支援については、保護期間中の学習支援等の他、心理的なカウンセリングなど専門的なスキルを要するものもあり、ヒアリング調査においては、そうした専門人材の確保に苦慮しているという意見も聞かれた。

## 10. 広報活動の実施状況

### ◆広報活動の実施の有無

「広報活動の実施状況」について、「実施している」が55.2%、「実施していない」が44.8%と「実施している」機関が若干多いものの、約半数の機関が「実施していない」ことが分かる。



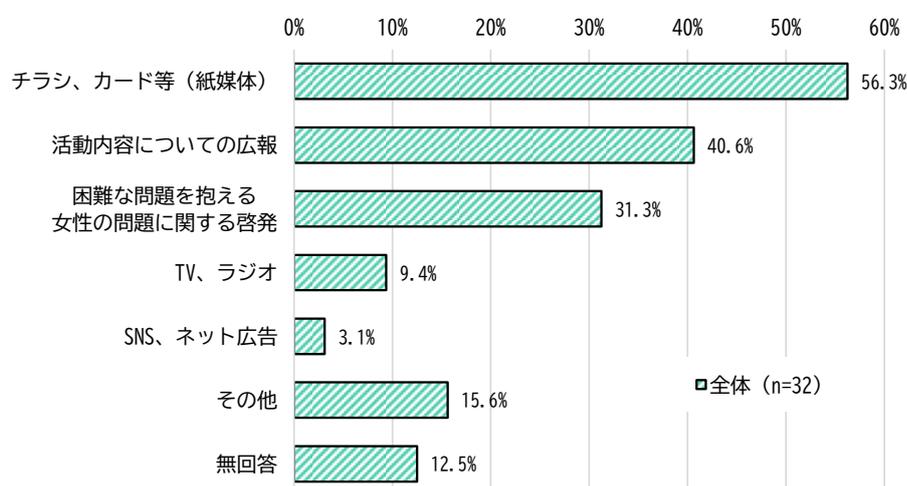
### ◆広報活動の内容及び実施方法

※広報活動を実施していない場合は回答不要

「広報活動の内容及び実施方法」については、媒体としては「チラシ、カード等（紙媒体）」が最も多く56.3%、次いで「TV、ラジオ」が9.4%、「SNS、ネット広告」は3.1%となっている。

内容としては、「活動内容についての広報」が40.6%で、「困難な問題を抱える女性の問題に関する啓発」が31.3%となっている。

その他の内容としては、媒体について「ホームページ」や「広報誌」という回答がみられた。（内容については特に無し。）



## ◆広報活動を実施する上での課題

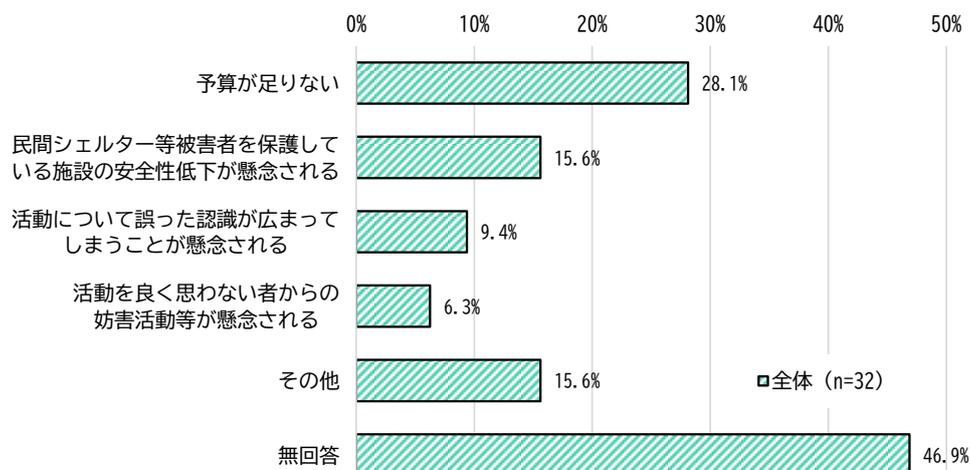
※広報活動を実施していない場合は回答不要

「広報活動を実施する上での課題」については、「予算が足りない」が最も多く 28.1%、次いで「民間シェルター等被害者を保護している施設の安全性低下が懸念される」が 15.6%（「その他」が同率で 15.6%）、続いて「活動について誤った認識が広まってしまふことが懸念される」が 9.4%、「活動を良く思わない者からの妨害活動等が懸念される」が 6.3%となっている。

何等かの広報が必要と考えているが、財政上の課題により実施できていないという団体が多いことが読み取れる。

一方で、安全性の低下（15.6%）と妨害活動等への懸念（6.3%）を合わせると、21.9%にのぼり、相談者や利用者、また団体のスタッフ等への何らかの危害リスクから広報を実施しない、また、思うように実施できない団体も多いことが分かる。

なお、ヒアリング調査では、民間シェルターの中には、住所を公表していない、あえて看板を出さない、HP を作らないといった団体もあり、支援を必要とする方への広報と、現に利用している方等の安全確保の間で、試行錯誤しながら活動している現状が聞かれた。



<広報活動を実施する上での課題と団体種別>

(上段：人 下段：%)

		標本数(人)	予算が足りない	活動を良く思わない者からの懸念される	民間施設等の安全性低下が懸念される	民間施設等の被害者保護が懸念される	活動について誤った認識が懸念される	その他	無回答
全体(単純集計)		58	9 15.5%	2 3.4%	5 8.6%	3 5.2%	5 8.6%	41 70.7%	
団体種別	任意団体	2	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	
	一般社団法人	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	
	公益社団法人	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	
	NPO法人	7	3 42.9%	2 28.6%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	4 57.1%	
	行政機関	44	6 13.6%	0 0.0%	3 6.8%	2 4.5%	4 9.1%	31 70.5%	
	その他	3	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	
	民間支援団体全体	14	3 21.4%	2 14.3%	2 14.3%	1 7.1%	1 7.1%	10 71.4%	

「広報活動を実施する上での課題」について、行政支援機関と民間支援団体それぞれの回答の傾向をみると、行政支援機関においては、「無回答」が70.5%と最も多く、次いで、「予算が足りない」が13.6%となっており、民間支援団体全体では、「無回答」が71.4%と最も多く、次いで、「予算が足りない」が21.4%となっている。

両者ともに、「無回答」が最も多く、次いで、「予算が足りない」という回答傾向となっており、広報の必要性があるものの予算上の制約により実施が不十分と感じている機関・団体が比較的多い傾向にあるものの、回答数そのものが少なく、あくまでも一部の機関における課題として捉える必要がある。

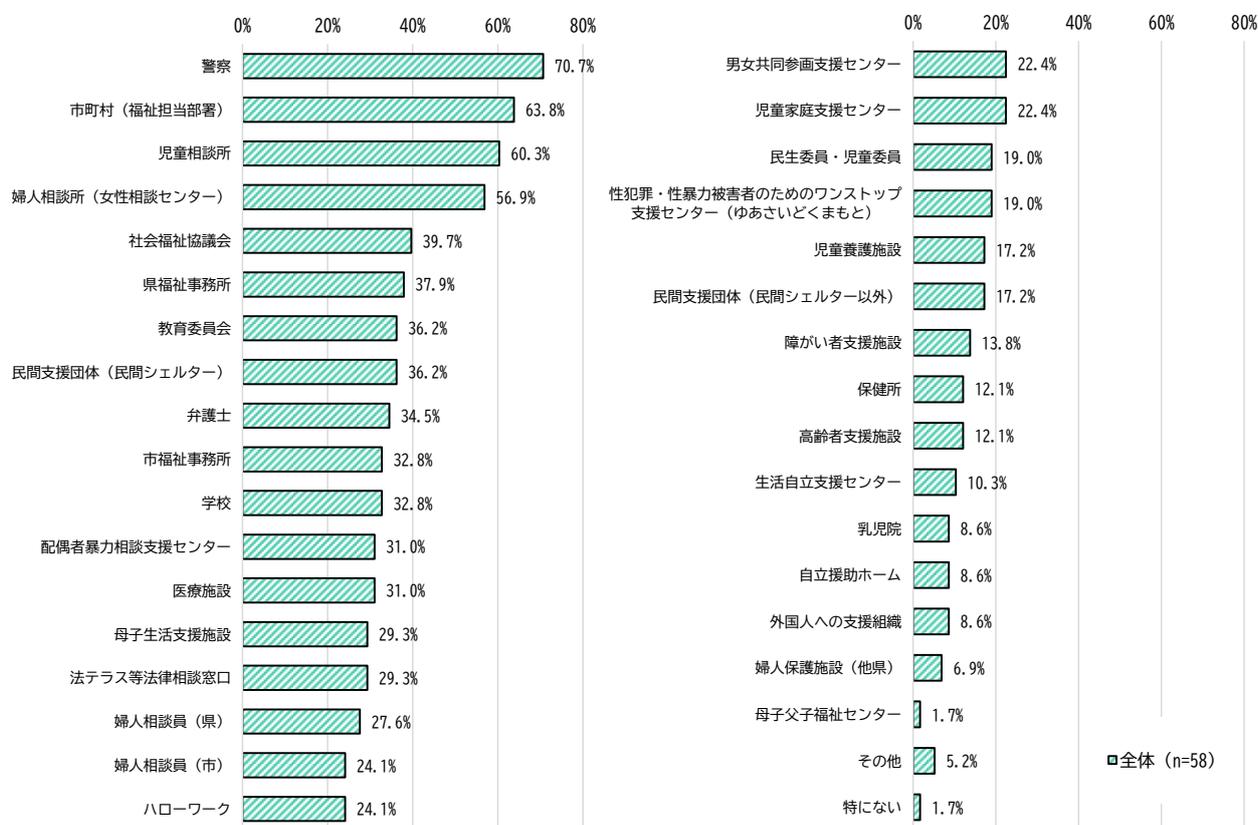
なお、ヒアリング調査においては、困難な問題を抱える女性への広報については、支援を必要とする方に届ける必要性はあるが、広く広報を行うことで、DV等の被害者において加害者から避難先への推し掛け等のリスクが生じたりするため、広報の内容に応じて、手法等や規模について慎重に考慮する必要があるとの意見が複数聞かれた。

# 11. 困難な問題を抱える女性の支援における社会資源について

## ◆現在活用している社会資源

「困難な問題を抱える女性の支援において現在活用している社会資源」としては、「警察」が70.7%と最も多く、次いで「市町村（福祉担当部署）」が63.8%、続いて「児童相談所」が60.3%、「婦人相談所（女性相談センター）」が56.9%となっており、行政機関が上位を占める形となっている。

民間の支援機関としては、「社会福祉協議会」が39.7%で最も多く、次いで「民間支援団体（民間シェルター）」が36.2%、「弁護士」が34.5%となっている。

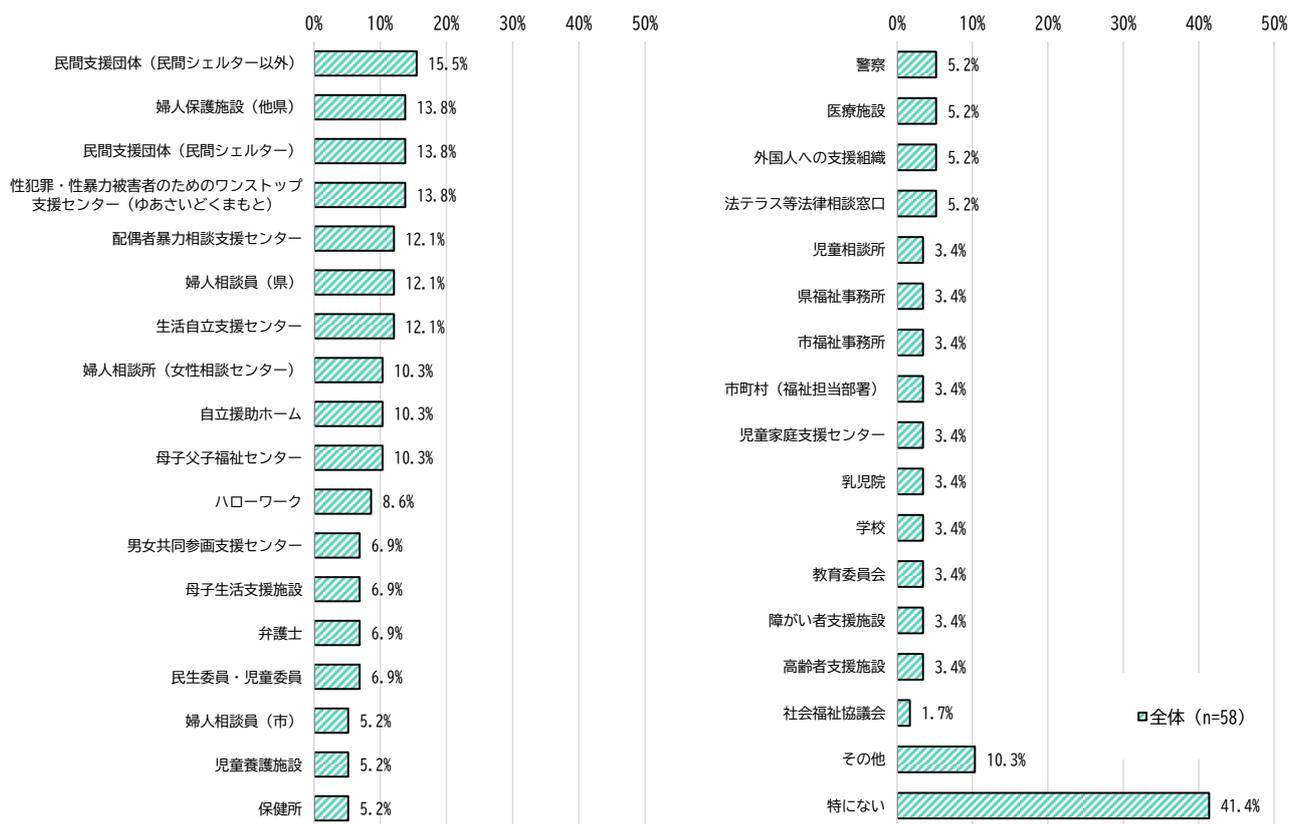


## ◆活用したいが活用できていない社会資源

「困難な問題を抱える女性の支援において活用したいが活用できていない社会資源」としては、「民間支援団体（民間シェルター以外）」が 15.5%と最も多く、次いで「婦人保護施設（他県）」と「民間支援団体（民間シェルター）」及び「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（ゆあさいどくまもと）」が同率で 13.8%、続いて「配偶者暴力相談支援センター」、「婦人相談員（県）」、「生活自立支援センター」が同率で 12.1%となっている。

ヒアリング調査においても、行政、民間共に他の支援機関に関する情報の把握に課題を感じており、特に民間支援機関については、利用者の安全確保の観点等から情報発信をあえて絞っている場合もあることから、今回の結果に繋がっていると考えられる。

なお、上位3位までに「居場所支援」に係る支援機関が挙がっていることも、今回のアンケートやヒアリング調査において居場所支援のニーズが多く聞かれたことと合致する回答結果と考えられる。



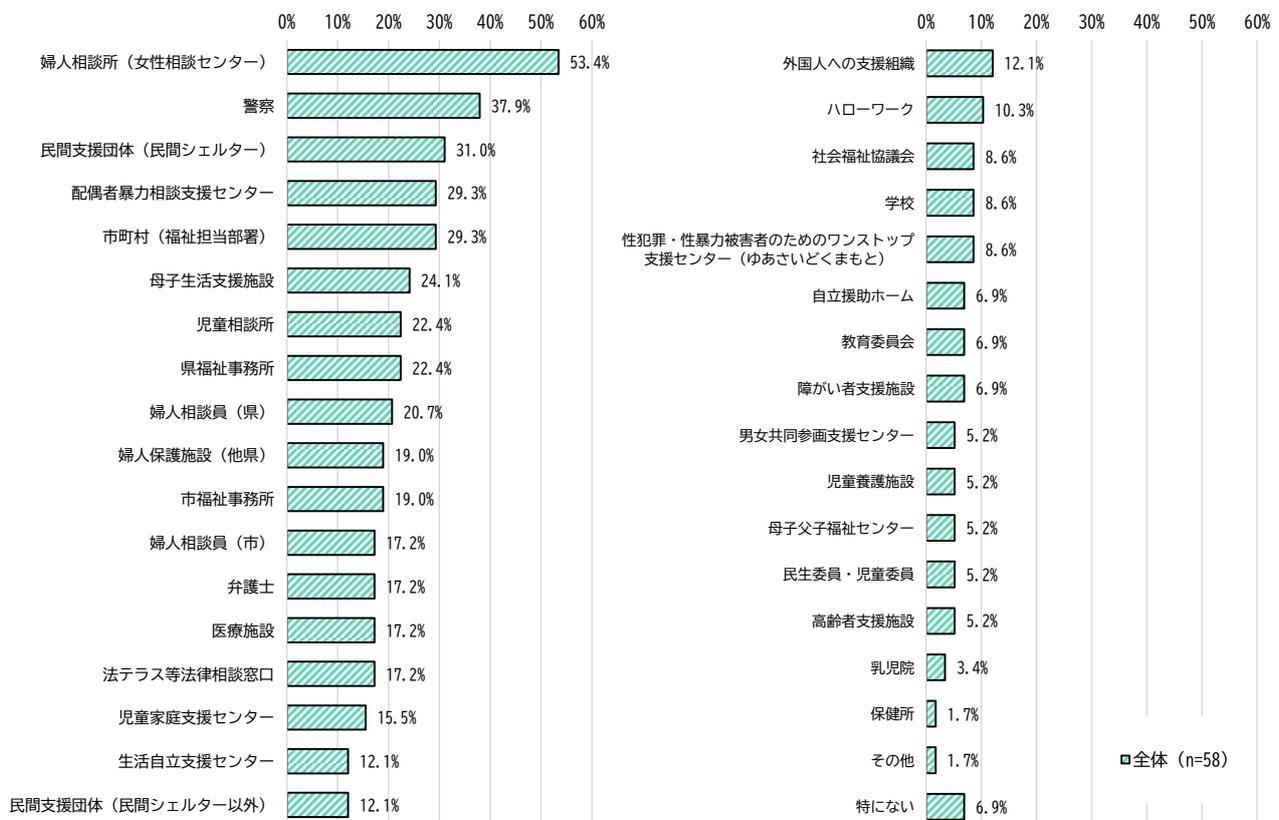
## ◆今後の支援において特に重要（必要）と考える社会資源

「困難な問題を抱える女性の支援において今後特に重要（必要）と考える社会資源」としては、「婦人相談所（女性相談センター）」が 53.4%と、2 位の「警察」の 37.9%を大きく引き離して最も多い結果となっている。

ヒアリング調査においても、「婦人相談所（女性相談センター）」については、一時保護所を有する県内唯一の機関であり、緊急性、困難性が高いケースにおける最後の砦として、民間の居場所支援機関からも期待がかけられる一方で、一時保護所への入所基準が不明瞭であるといった意見や、若年世代への対応においてスキルや体制の不備を指摘する意見もあり、体制の改善・強化への期待が反映された結果とも考えられる。

また、「民間支援機関（民間シェルター）」の 31.0%で続く形となっており、民間支援機関の中でも、居場所支援を提供する「民間シェルター」へのニーズが反映された結果と考えられる。

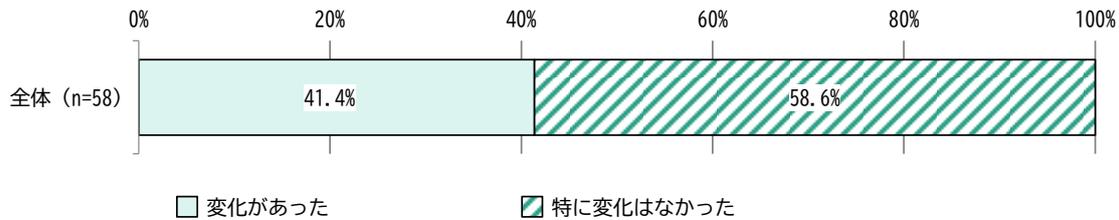
なお、「配偶者暴力相談支援センター」と「市町村（福祉担当部署）」も同率で 29.3%と 3 割近い回答を得ており、DV 法改正に対応するための支援体制の強化や、困難女性の自立支援に向けて、最も身近な相談機関の一つとなる市町村に求められる役割と期待が反映された結果と考えられる。



## 12. コロナ禍及び物価高騰下における対応状況

### ◆コロナ禍における相談内容の変化の有無

「コロナ禍における相談内容の変化の有無」については、「特に変化はなかった」が58.6%と、「変化があった」の41.4%を上回る結果となった。

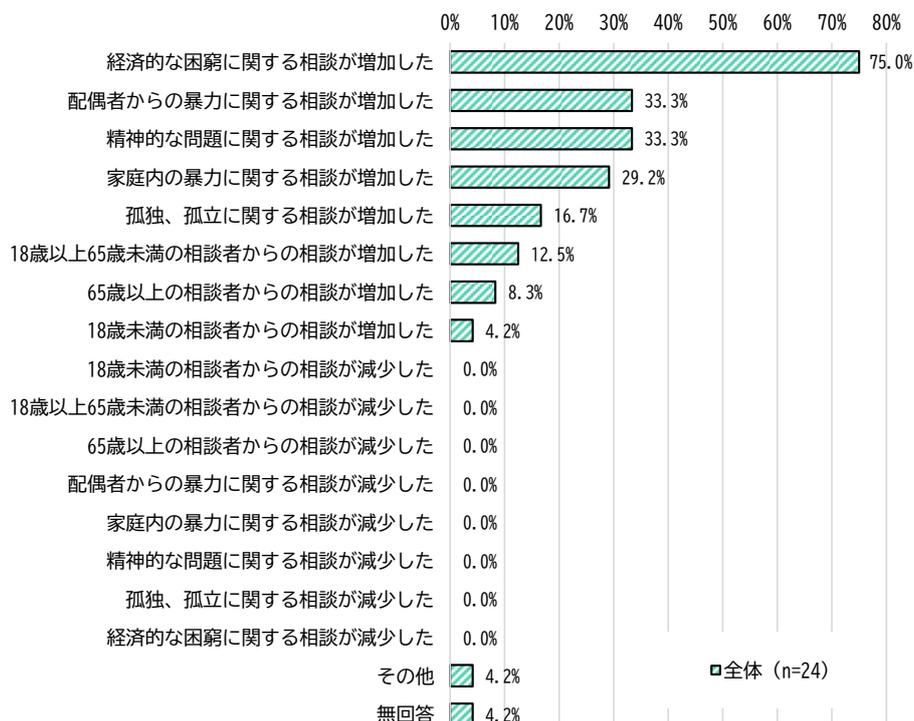


### ◆コロナ禍における相談の具体的内容

※変化が無かった場合は回答不要

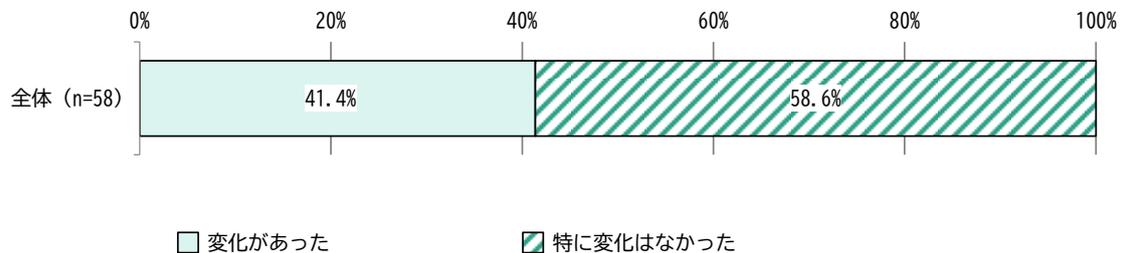
「コロナ禍における相談内容の変化」の具体的な内容については、「経済的な困窮に関する相談が増加した」が75.0%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する相談が増加した」、「精神的な問題に関する相談が増加した」が同率で33.3%となっており、コロナ禍で男性よりも非正規雇用が多い女性（特に子育て中のひとり親家庭等）においては、出勤日数を減らされたり、解雇されたりするケースが発生していたことから、経済悪化の影響が大きく反映された回答結果となった。

また、「配偶者からの暴力に関する相談が増加した」については、在宅ワークが増加したことにより、夫と自宅で過ごす時間が増加し、DV被害が生じやすい環境となったと推察される。



## ◆コロナ禍における相談体制や対応の変化の有無

「コロナ禍の相談体制や相談対応の変更の有無」については、「特に変更はなかった」が58.6%と、「変更したことがあった」の41.4%を上回る結果となった。

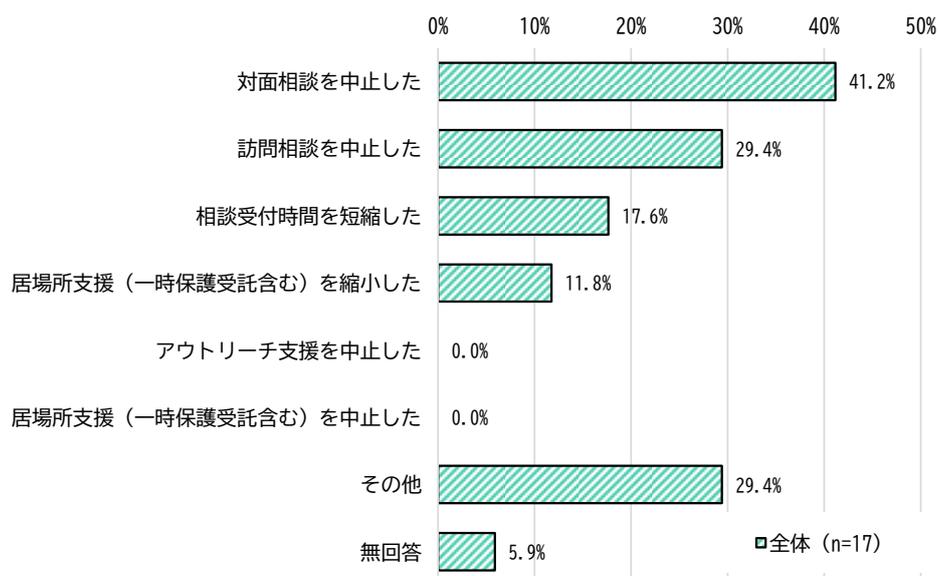


## ◆コロナ禍における相談体制や対応の変更の具体的内容

※対応に変更が無かった場合は回答不要

「コロナ禍の相談体制や相談対応の変更」の具体的な内容については、「対面相談を中止した」が41.2%と最も多く、次いで「訪問相談を中止した」が29.4%、続いて「相談受付時間を短縮した」が17.6%と感染防止を目的とした変更が殆どであり、相談を受け付ける体制の弱体化が起きていたことが分かる。

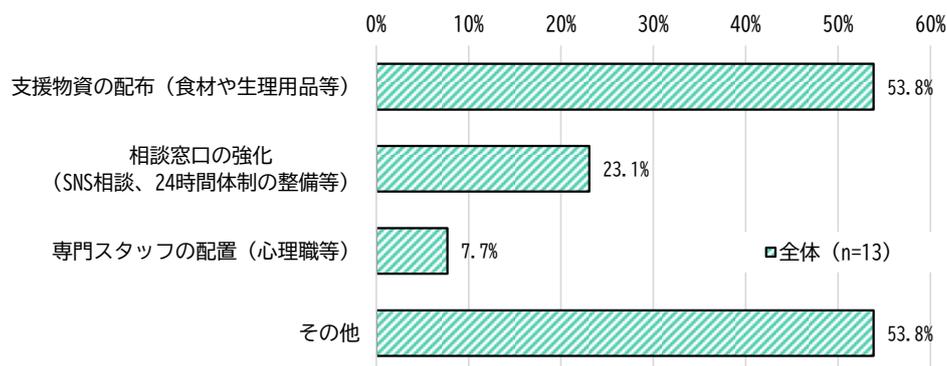
なお、「その他」31.3%の具体的な内容の中には、「zoom などを使って面談をおこなった」、「相談員を増員した」等、一部ではあるが、体制強化や弱体化を防ぐ為の代替手段への転換等の取組が行われていたことが分かる。



## ◆コロナ禍を踏まえ新たに実施した取組

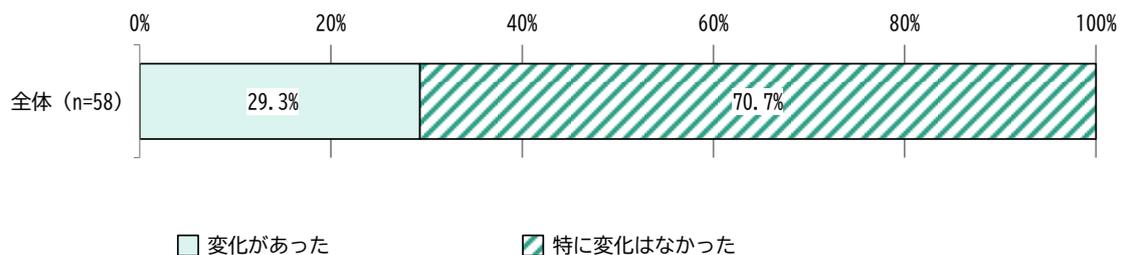
※新たに実施した取組が無ければ場合は回答不要

「コロナ禍の状況を踏まえ新たに実施した対応」については、「支援物資の配布（食材や生理用品等）」が 53.8%と最も多く、次いで「相談窓口の強化（SNS 相談、24 時間体制の整備等）」が 23.1%、また、相談内容の変化について「精神的な問題に関する相談が増加した」が 33.3%（参照：第 3 章問 72）であったが、「専門スタッフの配置（心理職等）」7.7%と体制を強化した支援機関も一部あったことが分かる。



## ◆物価高騰下における相談内容の変化の有無

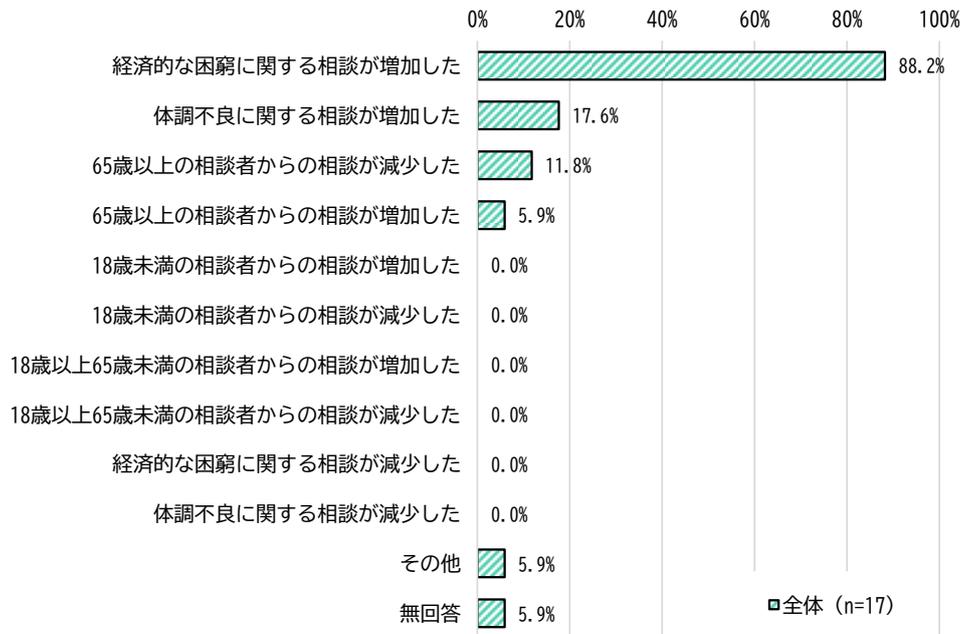
「物価高騰下の相談内容の変化の有無」については、「特に変化はなかった」が 70.7%と「変化があった」の 29.3%を大きく上回る結果となった。



## ◆物価高騰下における相談の具体的内容

※変化が無かった場合は回答不要

「物価高騰下の相談内容の変化」の具体的な内容については、「経済的な困窮に関する相談が増加した」が88.2%と最も多く、次いで「体調不良に関する相談が増加した」が17.6%となっており、物価高騰の影響で家計が悪化し、健康にも影響が生じているケースも見受けられたことが分かる。

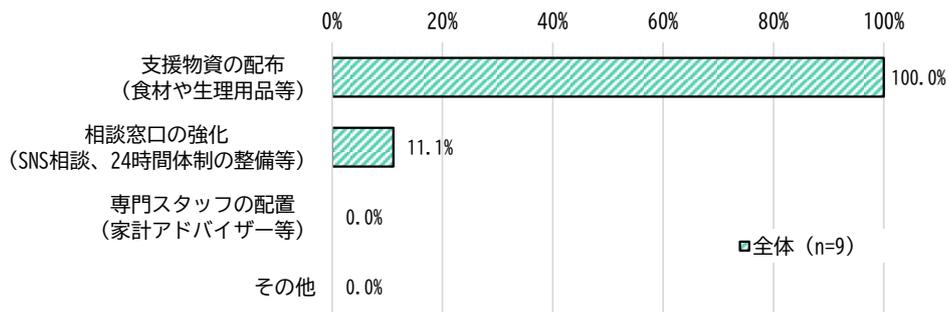


## ◆物価高騰下を踏まえ新たに実施した取組

※新たに実施した取組が無ければ場合は回答不要

「物価高騰下を踏まえ新たに実施した対応」については、58 機関中 9 機関から回答があり、その内、「支援物資の配布（食材や生理用品等の配布）」が100%と何等かの対応をした全ての機関で実施されており、加えて「相談窓口の強化（SNS相談、24時間体制の整備等）」をした機関が11.1%となっている。

相談内容として、「経済的な困窮に関する相談が増加した」が最も多かったことを踏まえ、直接的な家計支援の取組が実施されたと考えられる。



## 13. 調査結果の要旨及び考察

### ◆支援状況の実態について

県内の支援機関（民間支援団体を含む）において実施している支援の活動分野として最も多いのは「DV被害者支援」で約7割の支援機関が対応しており、次いで、「ひとり親支援」、「生活困窮者支援」が半数以上と続き、「障がい者支援」、「高齢者支援」、「性被害者支援」までは4割超となっており、各支援機関が幅広い分野の支援に取り組んでいることが分かる。

なお、選択肢を用意していなかったが「その他」として、「外国人支援」や、「未就学児支援」といった回答もあった。

また、支援内容としては、「相談対応（電話、対面、メール）が最も多く約9割と殆どの支援機関が取り組んでおり、次いで、「伴走支援（他の支援機関への同行、手続き補助等）」が約3割となっている。一方で、ヒアリング調査により多くのニーズが聞かれた「居場所の提供」は2割以下となっており、自らは支援と繋がろうとしない困難な問題を抱える女性へのアプローチとして重要となる「アウトリーチ支援」や「相談対応（SNS）」も約1割に留まっている。その他、支援対象者が保護された施設等から退所した後等においても、自立に向けた継続的な支援が重要となるが、その為の取組みとなる「アフターケア」や「自立支援（就労支援等）」を実施している支援機関はそれぞれ2割に満たない状況がある。こうした支援に取り組めていない背景としては、いずれも「スタッフの負担が大きい」、「スタッフが足りない」、「予算が足りない」といった運営体制面の課題が上位の理由となっている。

支援機関が支援をする上で困ったことの有無については、「18歳以上」の支援対象者については、8割超が「困ったことがある」と回答し、「18歳未満」についても、6割超と大多数の支援機関において何等かの課題を抱えていることが分かる。

支援機関が支援をする上で困ったことの詳細については、「18歳以上」、「18歳未満」いずれの支援対象者においても「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった（取りづらい）」が最も多く、具体的な例としては、支援対象者本人の持つ特性（障がいや困り感の不足等）のため自身の抱えている課題を上手く表現できない、伝えられないといった場合や、支援の継続が必要な状況であっても、本人が支援を希望せず、続けられないといった場合が挙げられた。

また、支援をする上で改善が必要なこととしては、「18歳以上」の支援対象者については、「シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保」が7割超で最も多く、次いで、「相談技術の向上」も7割超と大多数の支援機関が課題と捉えていることが分かる。なお、「18歳未満」においては、「事例・ノウハウの共有」が約8割と最も多く、次いで、「関係機関との情報共有や連携」が7割超となっている。それぞれ上位2位までの項目については、いずれの世代で見ても6割以上の回答となっており、他の設問で確認してきた居場所支援の不足や、相談者との対応で感じているコミュニケーションの取りづらさ等とリンクする回答内容となっている。

#### ◆支援機関同士の連携状況について

他機関との連携状況については、「他機関との連携はしていない」が1割未満で、大多数の支援機関では、他の支援機関と連携している状況が分かる。連携先としては、「行政機関」が7割超、「民間支援団体」が4割超と、民間支援団体との連携が低調であることが分かる。他機関と連携する上での課題については、「連携できる機関・団体が少ない」が4割で最も多く、次いで、「連携先はあるがスタッフ体制面、財政面に課題」が約3割となっている。ヒアリング調査においても、行政機関、民間支援団体問わず、民間支援団体との連携が弱いとの認識の支援機関が多く、県内にどのような支援機関があるかについても十分に共有されていない状況が分かった。

なお、他機関との連携を進める上で必要な取組としては、「人材の育成・確保」が6割弱と最も多く、次いで、「連絡先窓口一覧の作成・共有」及び「マニュアル（連携の際の共通ルールや支援方法・内容）の作成・共有」が同率の5割超となっており、体制面の強化や、支援機関同士がまずは繋がるにあたって必要となる取組への回答が多くなっていることから、他機関連携への必要性は感じているものの、実際の連携は十分には進んでいない状況にあることが伺える。

#### ◆人材育成について

スタッフ等への研修実施の有無については、「実施している」と「実施していない」が同率で5割という回答結果となっている。研修の内容については、「相談技術に関する研修」が8割超と最も多く、次いで、「支援ニーズ等、現状を理解するための研修」が6割弱となっている。ヒアリング調査からも、近年、支援対象者の抱える課題が多様化、複合化、複雑化して来ているとの認識の支援機関が非常に多く、従来の相談技術では十分に対応できないといった危機意識の表れが感じ取れる回答結果となっている。なお、「関係機関との情報共有、連携のための研修」も5割超となっており、他機関連携を進める必要性を多くの機関が感じていることが伺える。

#### ◆コロナ禍や物価高騰下の対応について

コロナ禍及び物価高騰下における相談内容変化については、コロナ禍に関しては4割、物価高騰下では約3割の回答機関が「変化があった」と回答しており、その具体的な内容としては、「経済的な困窮に関する相談が増加した」がコロナ禍においては7割強、物価高騰下では、9割弱と非常に多くなっている。なお、コロナ禍の状況として、「配偶者からの暴力に関する相談」や「精神的な問題に関する相談」が増加したとの回答が同率で3割を超えていることにも注意が必要である。

#### ◆今後の支援において特に重要（必要）と考える社会資源について

今後の支援において特に重要（必要）と考える社会資源については、困難女性支援法での中核支援施設と位置付けられた婦人相談所（女性相談センター）が5割超と最も多い回答となった。

また、2位の「警察」に続き、「民間支援団体（民間シェルター）」が3割で3位と、居場所支援の拡充や柔軟な現場対応や実践ノウハウを有する民間支援団体への期待が現れた結果と言える。



---

---

## 第3章 調査結果

---

---

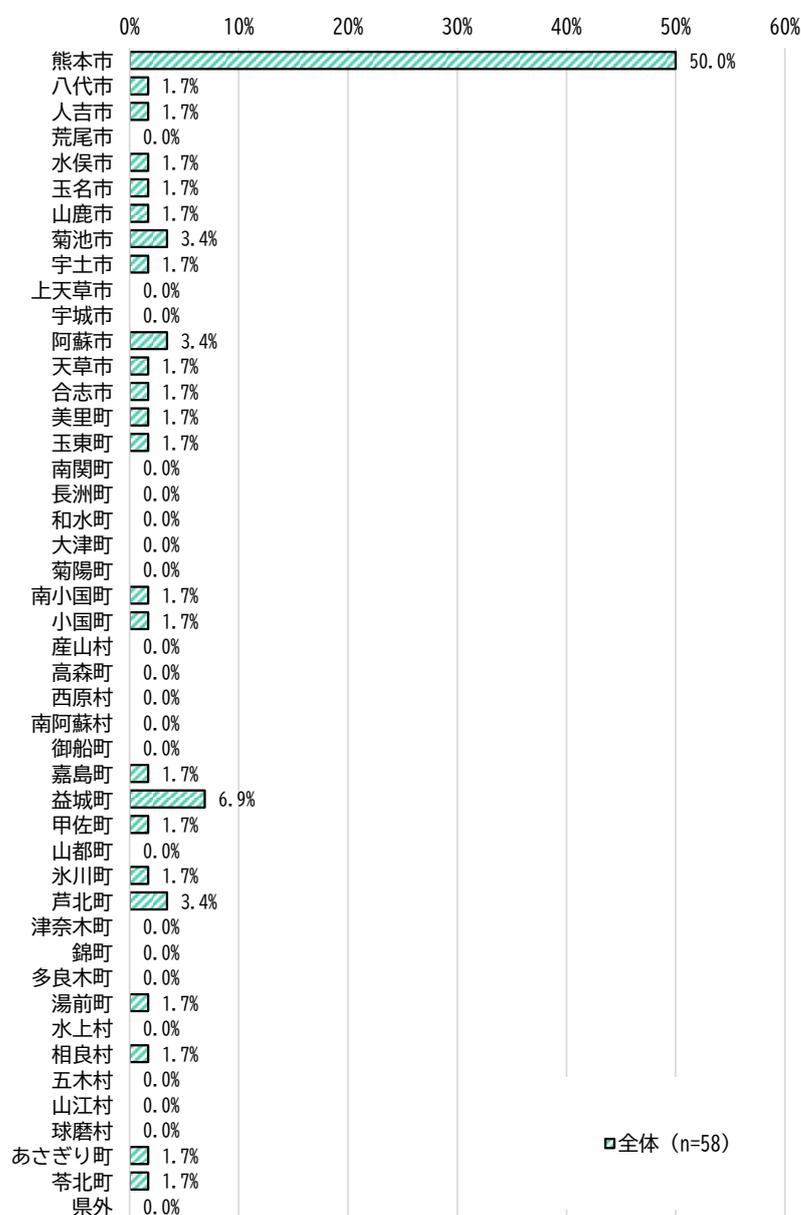


# 1. 支援機関について

## 問2 所属団体の所在市町村（単数回答）

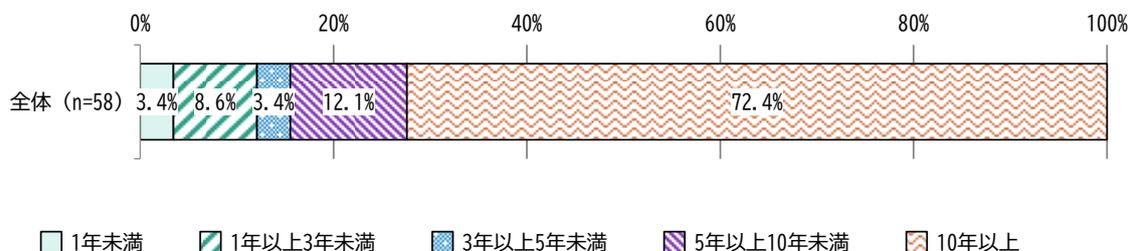
回答者の「所属団体の所在市町村」について、「熊本市」が 50.0%で最も多く支援機関の半数が設置されていることが分かる。

なお、市町村においては、DV 相談等、関連する支援窓口はある筈のところ、設置が 0 回答や、回答が無い場合もあり、そうした市町村内においては、未だ困難女性支援の窓口の整理がなされていない可能性が想定される。



## 問5 所属団体の活動年数（単数回答）

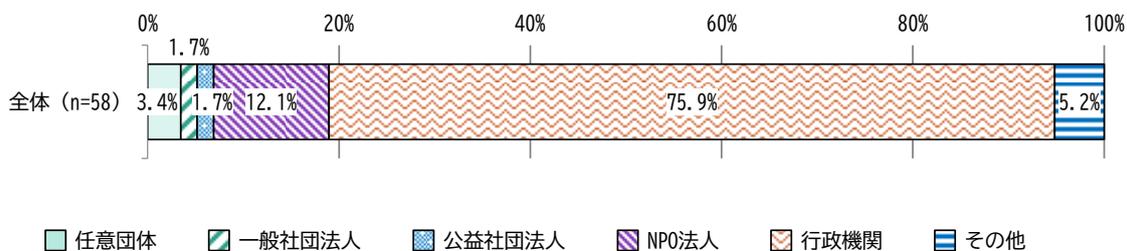
「所属団体の活動年数」について、「10年以上」が72.4%と最も多く、次に「5年以上10年未満」が12.1%、続いて「1年以上3年未満」が8.6%となっている。



## 問6 団体種別（単数回答）

「団体種別」としては、「行政機関」が75.9%と最も多く、次いで「NPO法人」が12.1%となっている。

なお、「その他」（5.2%）の4機関については全て社会福祉法人である。

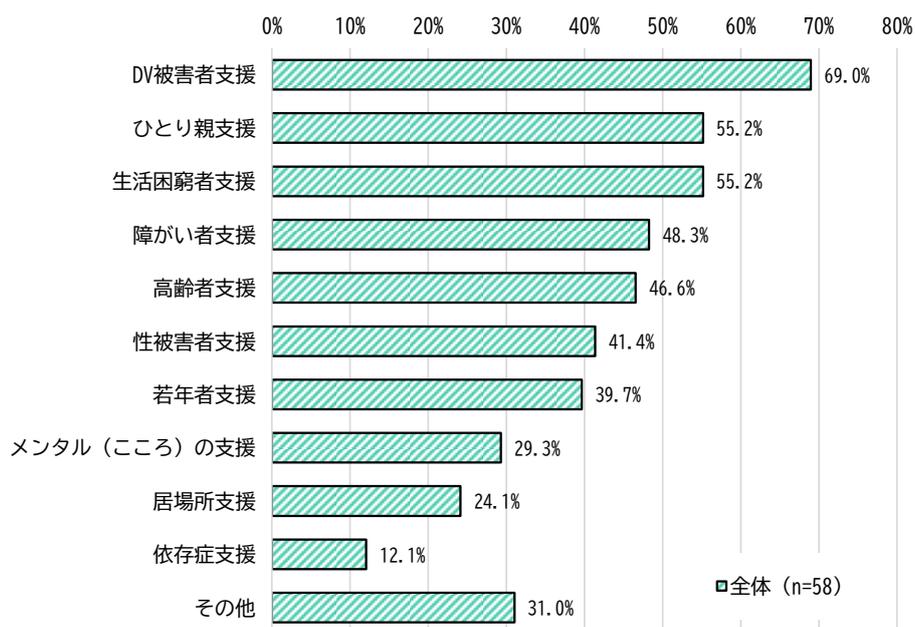


その他の具体的内容	
1	母子生活支援施設はばたきホーム
2	熊本県ひとり親家庭福祉協議会
3	熊本県警察本部広報県民課警察安全相談室
4	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

## 問7 活動分野（複数回答）

「活動分野」として最も多いのは「DV被害者支援」で69.0%となっており、次いで「ひとり親支援」、「生活困窮者支援」が共に55.2%となっている。

本問は複数回答可としており、6位の「性被害者支援」までは4割超となっており、各支援機関が多様な支援に取り組んでいることが分かる。



その他の具体的内容	
1	総合相談
2	相談対応業務
3	家庭教育支援
4	18歳未満の児童を対象とした相談・支援
5	住宅困窮者への支援
6	少年相談
7	警察安全相談業務
8	婦人相談、児童相談
9	婦人相談所としての女性相談支援、一時保護
10	母子保健
11	入所施設のため、入所後における支援で回答
12	犯罪被害者支援
13	シェルター事業
14	地域福祉推進
15	外国人支援
16	面前DV、親子関係
17	未就学児支援（保育園・幼稚園）
18	子育て支援

---

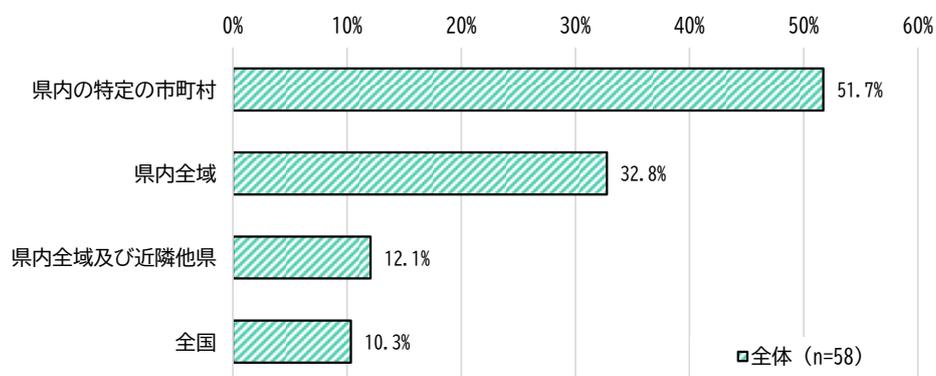
## 問8 活動対象エリア（複数回答）

---

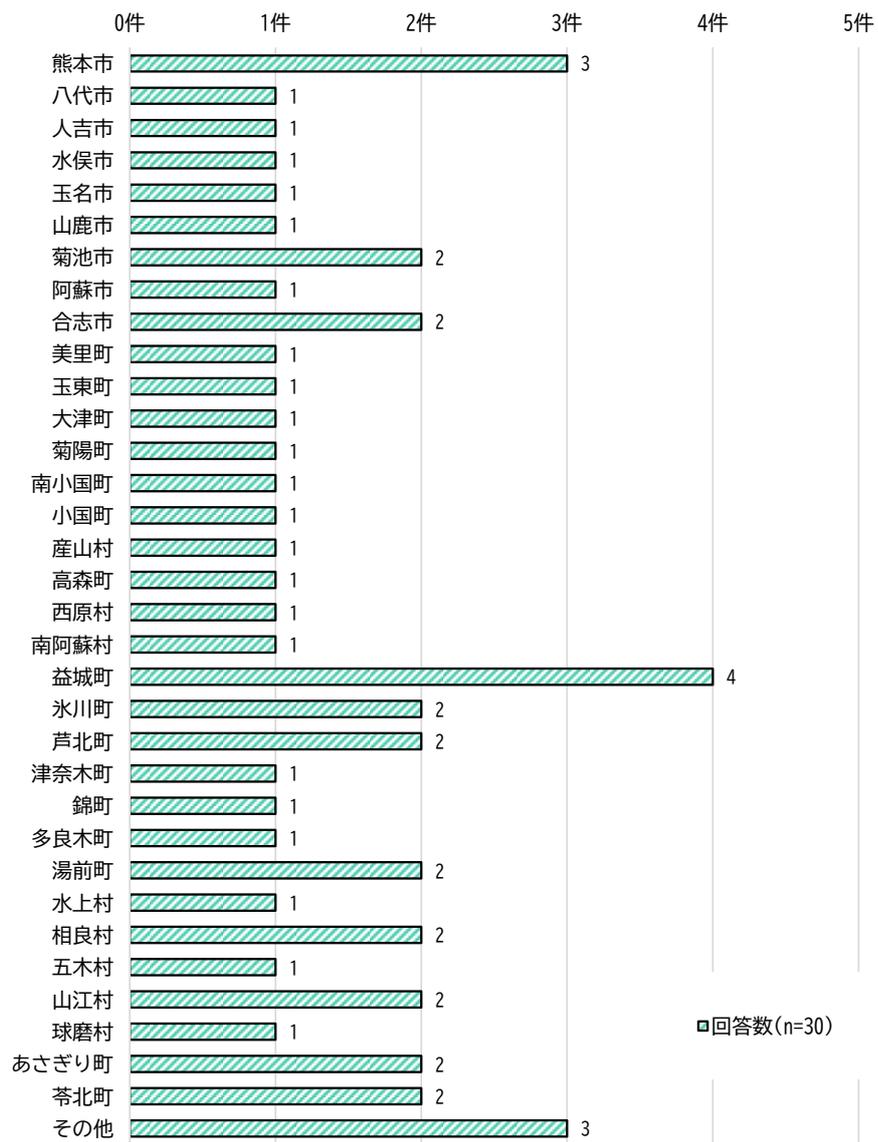
「活動対象エリア」について、最も多いのは「県内の特定の市町村」で 51.7%となっており、次いで「県内全域」が 32.8%となっている。

「県内の特定の市町村」が最も多い回答となった要因としては調査対象機関に市町村が含まれており、更に回答のあった 58 機関のうち、43 機関が行政機関であることによると考えられる（参考：県内の特定の市町村の内訳一覧）。

また一部の支援機関において「県内全域及び近隣他県」12.1%や「全国」10.3%という回答があがっているが、別途実施したヒアリング調査からも、DV 被害者支援等に関わる民間シェルターや母子生活支援施設等にあっては、県を跨いで支援を行っている実態を確認することができた。



【県内の特定の市町村の内訳一覧】

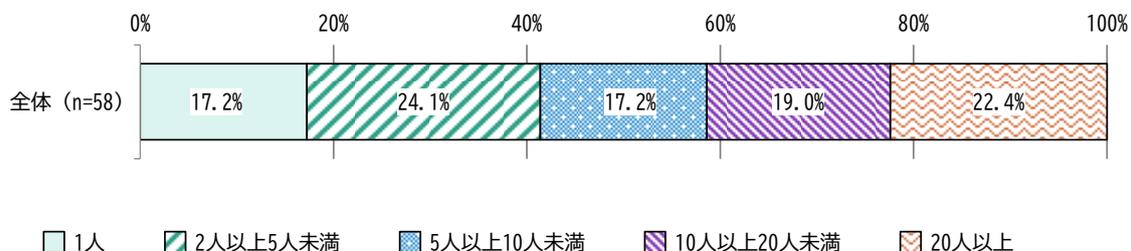


---

## 問9 スタッフ数（単数回答）

---

「スタッフ数」については、最も多いのは「2人以上5人未満」で24.1%、次いで、「20人以上」が22.4%となっている。

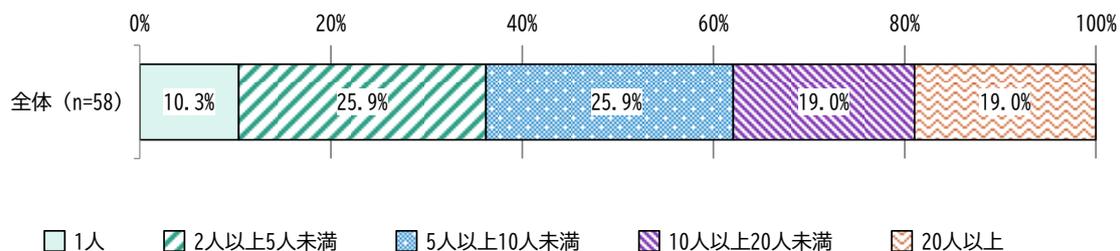


---

## 問10 必要なスタッフ数

---

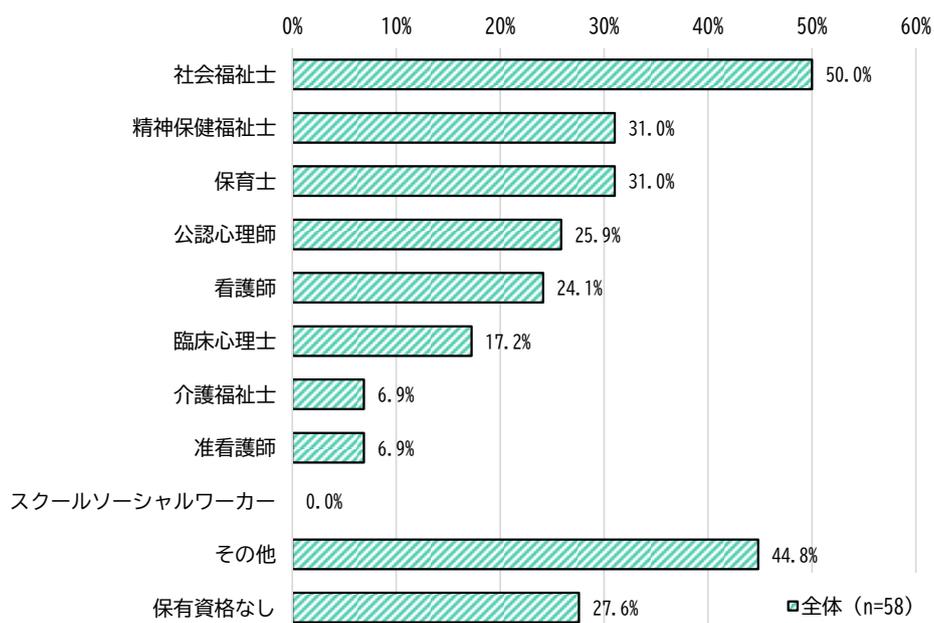
「必要なスタッフ数」については、最も多いのは「2人以上5人未満」と「5人以上10人未満」が同率で25.9%、次いで「10人以上20人未満」、「20人以上」が同率で19.0%となっている。



## 問11 スタッフの保有資格（複数回答）

「スタッフの保有資格」で最も多いのは「社会福祉士」で50.0%、次いで「精神保健福祉士」、「保育士」が同率で31.0%となっている。

なお、「その他」の内、13件は「保健師」となっており、「精神保健福祉士」、「保育士」に続き多い保有資格となっている。



その他の内訳として回答のあった資格一覧※			
1	保健師	12	幼稚園教諭
2	社会福祉主事	13	教員免許
3	行政書士	14	メンタルケア心理士
4	行政事務職員	15	米国特殊家庭支援員
5	行動心理士	16	キャリアカウンセラー
6	上級心理カウンセラー	17	児童福祉司
7	認定心理士	18	医師
8	警察職員	19	弁護士
9	助産師	20	警察官
10	精神科医師	21	助産師
11	児童指導員	22	産業カウンセラー

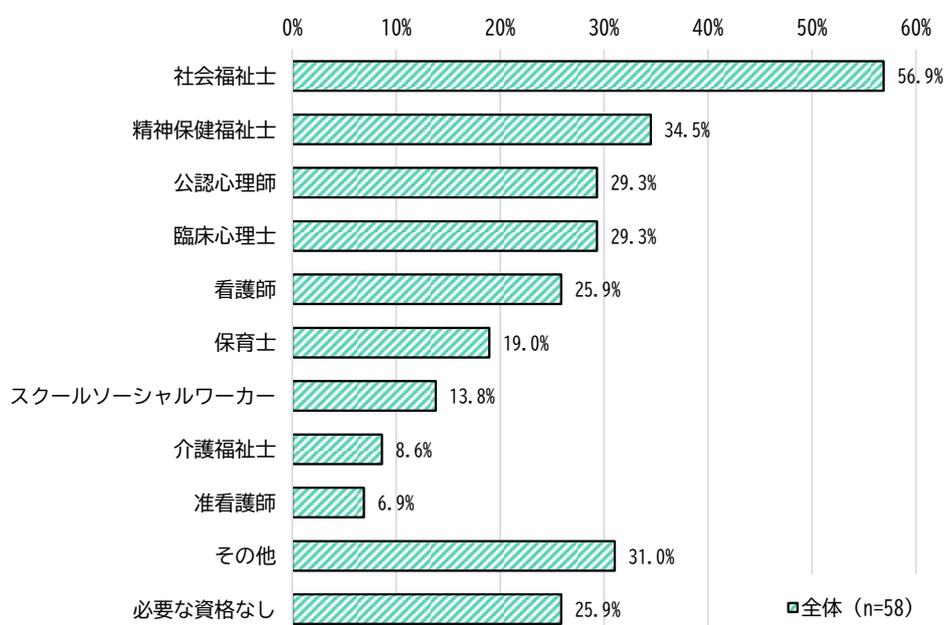
※複数回答のため、回答数と一致しない。

## 問12 スタッフに必要な資格

「スタッフに必要な資格」で最も多いのは「社会福祉士」で 56.9%、次いで「精神保健福祉士」が 34.5%となっている。

また、「その他」の内訳としては、「保健師」が11件と最も多くなっている他、「相談業務は知識と経験が最も必要」との回答も寄せられている。

なお、スタッフに必要な資格については、多くの支援機関が複数の支援分野に跨って活動していることから、必ずしも特定の支援分野と直接リンクする資格となっていない可能性がある。(その為、あくまで困難女性支援という大きな枠組みで活動する支援機関におけるスタッフに必要な資格の傾向として確認するものとする。)

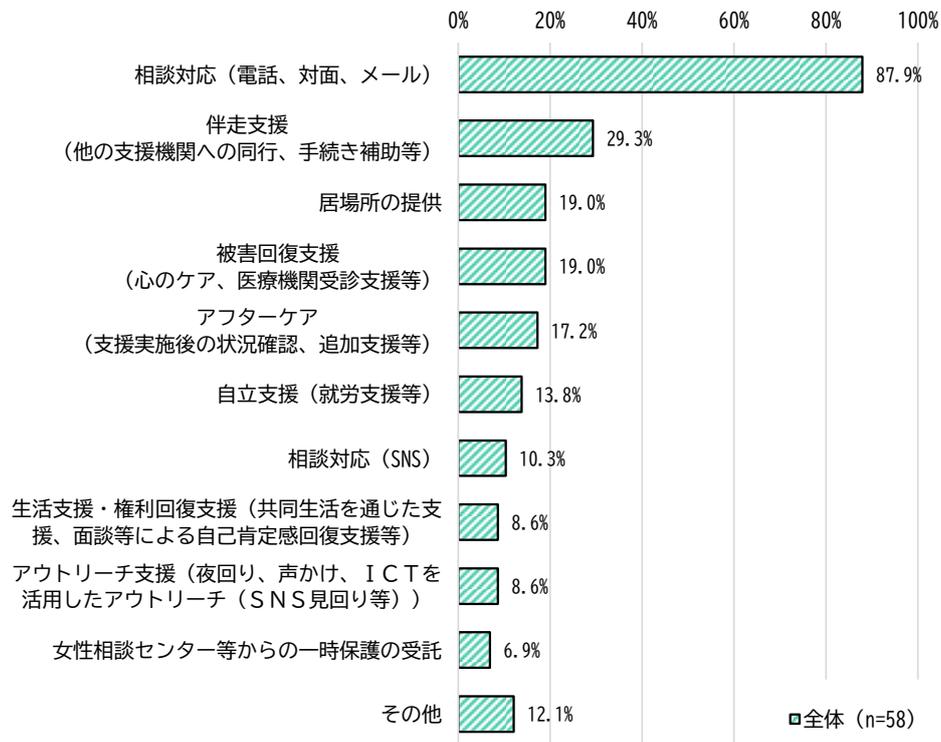


## 2. 困難な問題を抱える女性への支援内容について

### 問13 支援内容と実績（複数回答）

「支援内容」については、「相談対応（電話、対面、メール）」が最も多く 87.9%、次いで「伴走支援（他の支援機関への同行、手続き補助等）」が 29.3%となっている。

困難な問題を抱える女性への支援においては、特にこれまで何等かの理由で支援に繋がってこなかった方を新たに支援に結びつける取組が重要と考えられており、その為の取組として「相談対応（SNS）（10.3%）」や「アウトリーチ支援（夜回り、声かけ、ICTを活用したアウトリーチ（SNS見回り等）」（8.6%）が挙げられるが、いずれも現状においては、実施機関が少数であることが分かる。

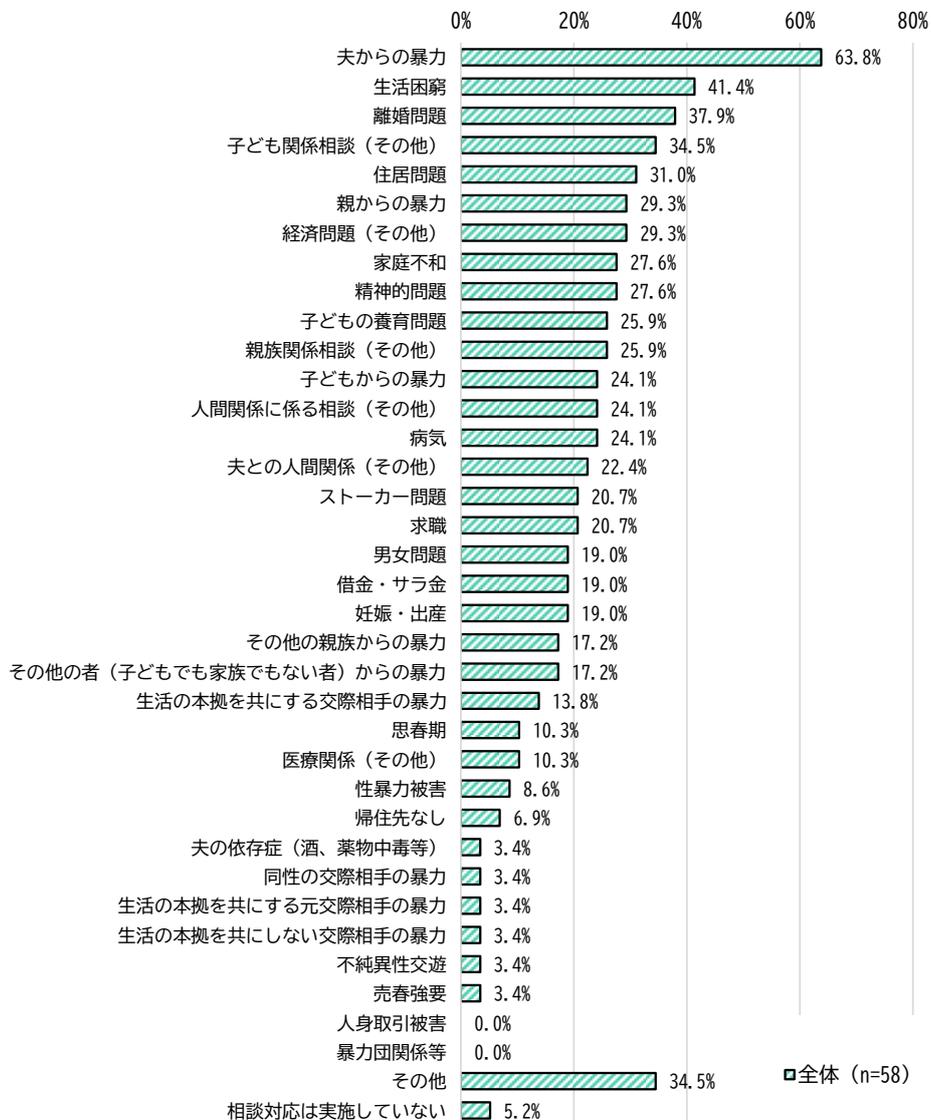


## 問14 主訴別相談件数（複数回答）

「主訴別相談件数」において、最も多い相談は「夫からの暴力」で63.8%、次いで「生活困窮」が41.4%となっている。

また、本調査では年齢等の属性別に集計をしていないため、必ずしも若年層からの相談と断定できるものではないが、関連が深いと思われる相談内容として、「思春期」10.3%、「不純異性交遊」3.4%、「売春強要」3.4%があるが、全体の割合からすると少数であり、若年層関連の相談ニーズを十分に把握できていない可能性がある。

※留意点：本調査結果は、あくまで各支援機関でどのような主訴を受け付けたかの実績であり、相談件数ではないことに留意。

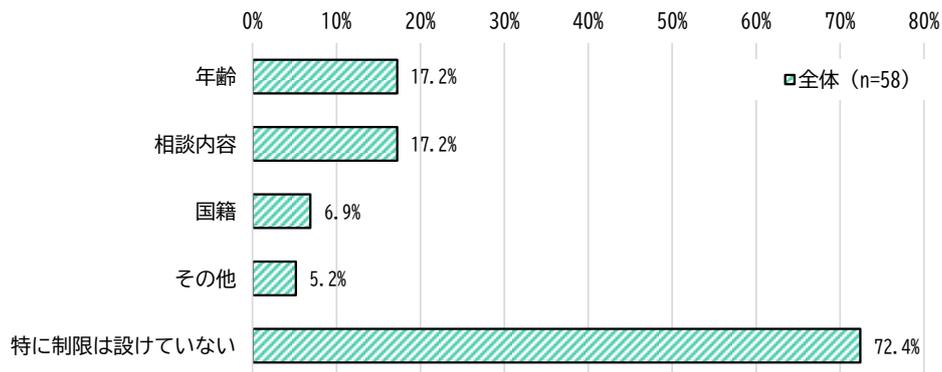


## 問15 支援対象の制限（複数回答）

「支援対象に制限」を設けているか否かについては、「特に制限は設けていない」という回答が72.4%と最も多くなっている。

なお、制限を設けている場合の制限の内容の内訳としては、「年齢」、「相談内容」が共に17.2%となっており、次いで「国籍」が6.9%となっている。

背景としては、若者に特化した支援活動を行っている団体があることや、特定の相談分野（性被害等）に特化した支援団体があることがある。

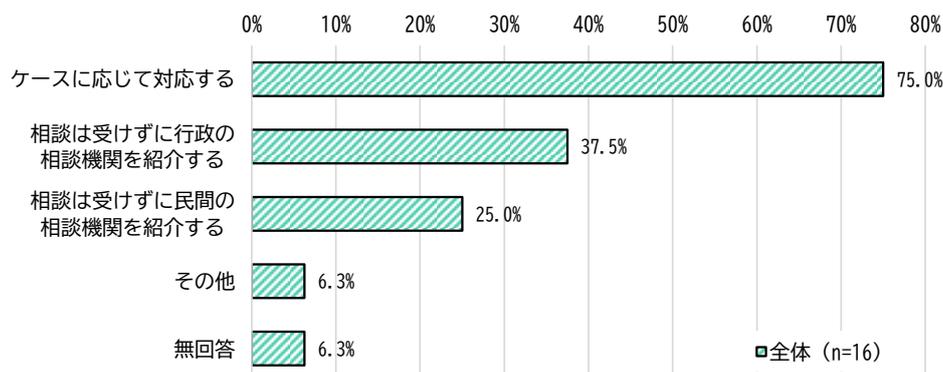


## 問16 制限を設けている場合、対象外の方からの相談への対応（複数回答）

※制限を設けていない場合は回答不要

「制限を設けている場合、対象外の方からの相談への対応」としては、75.0%が「ケースに応じて対応する」と回答しており、自機関で対応はせずとも「行政の相談機関を紹介する」37.5%、「民間の相談機関を紹介する」が25.0%となっている。

なお、「その他」と回答があった機関（1機関）についても「主訴を確認し、適切な支援機関につなぐ」という内容であり、回答のあった機関においては、少なくとも門前払いといったような対応はとられていないと考えられる。

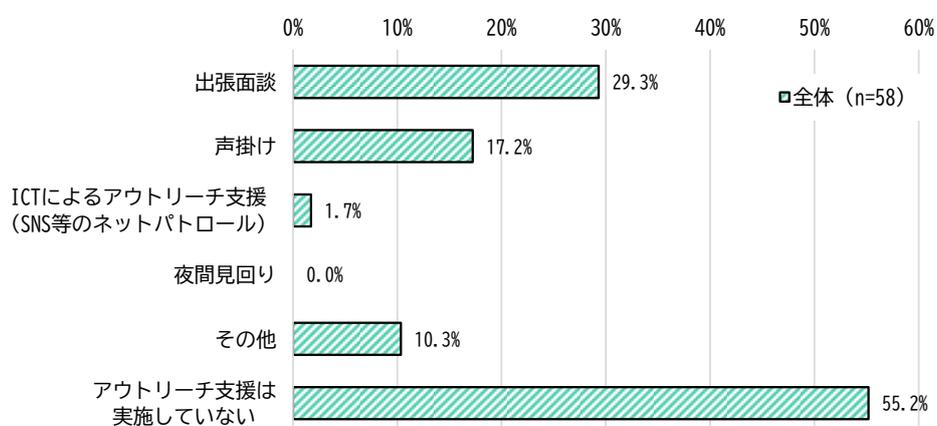


## 問17 アウトリーチ支援の実施方法（複数回答）

「アウトリーチ支援の実施方法」について、最も多い回答は「アウトリーチ支援は実施していない」の55.2%であり、過半数の機関ではアウトリーチ支援は実施されていないことが分かる。

なお、アウトリーチ支援を実施している場合の方法については、「出張面談」が29.3%と最も多く、次いで「声掛け」の17.2%となっている。

また、都市部で実施されている「夜間見回り」については、県内では実施機関が無いことが分かる。



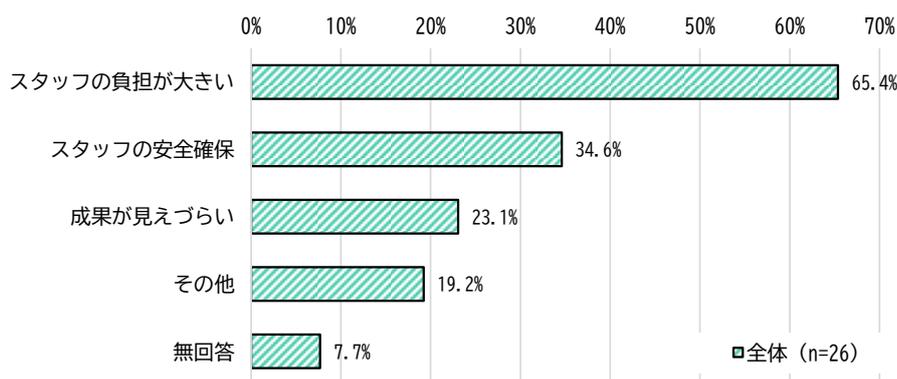
## 問18 アウトリーチ支援を実施する上での課題（複数回答）

※アウトリーチ支援を実施されていない場合は回答不要

「アウトリーチ支援を実施する上での課題」としては、「スタッフの負担が大きい」が65.4%となっており、次いで「スタッフの安全確保」が34.6%となっている。

なお、「スタッフの負担が大きい」という回答については、回答機関に追加のヒアリング調査を行ったところ、事務所の外へ出向いての支援となり、時間を取られること、またアンケート調査においても「成果が見えづらい」という回答が23.1%となっているが、声掛け等のアプローチでは、多くが相談に繋がらず、負担感に対して、非効率に感じていることがあるとの意見が聞かれた。

また、「スタッフの安全確保」については、具体的な例として、DV等の加害者と直接対面する場合もあること、夜回り等の活動を行う場合、場合によっては、風俗等へのスカウト業者等とのトラブルに巻き込まれるリスクがあるとの意見が聞かれた。



## 問19 アウトリーチ支援を実施しない理由（複数回答）

※何等かのアウトリーチ支援を実施されている場合は回答不要

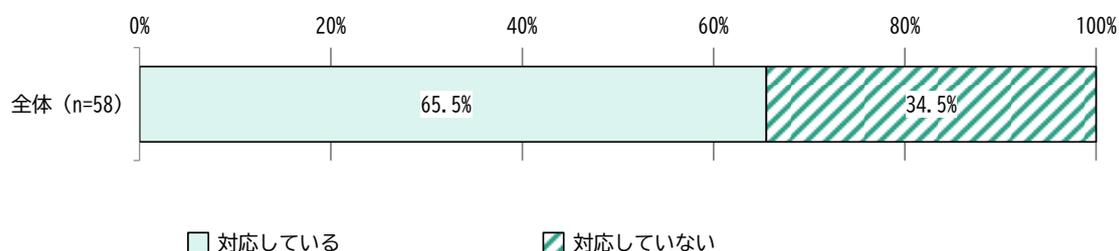
「アウトリーチ支援を実施しない理由」としては、最も多い回答は「スタッフが足りない」で50.0%となっており、アウトリーチ支援には人員面の負担感が大きいことが伺える。

また、次点としては「ノウハウがない（実施方法が分からない）」が34.4%となっており、そもそもどのように実施したらよいか分からないために、実施に踏み出せずにいる機関が相当数あることが分かる。



## 問20 性的な暴力の根絶に向けた対応の有無（単数回答）

「性的な暴力の根絶に向けた対応の有無」については、「対応している」が65.5%で「対応していない」が34.5%と6割強の機関が、何等かの取組を行っていることが分かる。



## 問21 性的な暴力の根絶に向けた具体的な対策（複数回答）

※性的な暴力の根絶に向けた対策を実施されていない場合は回答不要

「性的な暴力の根絶に向けた具体的な対策」としては「被害者への直接支援（相談対応、伴走支援等）」が最も多く 76.3%となっており、次いで「被害防止に向けた広報活動」が 28.9%となっている。

なお、追加で実施したヒアリング調査では、被害者への直接支援の内容としては、被害直後の被害者に対しては、すぐに医療機関へ繋ぎ、検査や治療費の助成の手続きを支援するといったことや、カウンセリング等によりトラウマケアを行うなどといった取組が挙げられた。

その他、広報活動の例としては、性被害への無理解から、身近な人からの言葉による2次被害等を防止する意味でも、啓発活動（出前講座等）に取り組んでいる事例も聞かれた。

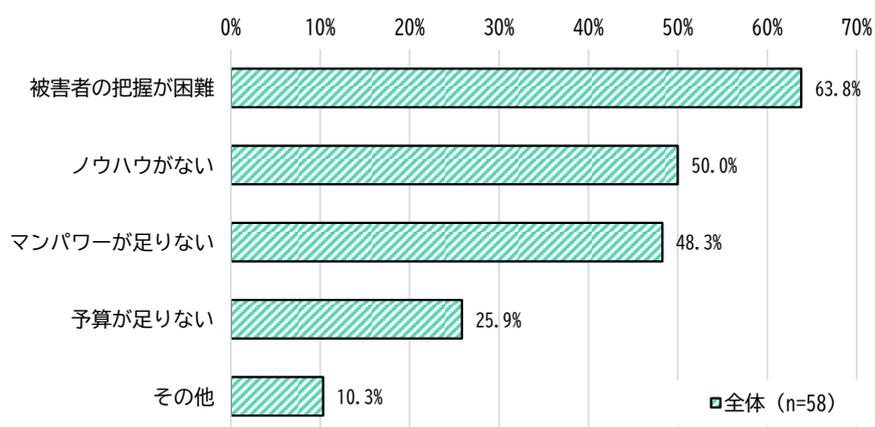


## 問22 性的な暴力の根絶に向けた対策を実施する上での課題（複数回答）

「性的な暴力の根絶に向けた対策を実施する上での課題」については、「被害者の把握が困難」が最も多く63.8%となっており、次いで「ノウハウがない」が50.0%となっている。

性暴力被害は家族間や、恋人等身近なコミュニティにおいて発生し、外部から被害に気付くことが難しいことに加え、被害者が被害に遭ったことについて、誰かに相談することに抵抗感を感じやすいと言われており、そうした側面が被害者の把握を困難にしている要因と考えられる。

また、幅広く相談を受け付けている機関においても性被害という分野における専門的な支援ノウハウが不足していると感じている機関が多いことや、「マンパワーが足りない」といった回答が48.3%あることから、通常の相談対応とは異なる対応が必要と感じている機関が多いことが分かる。

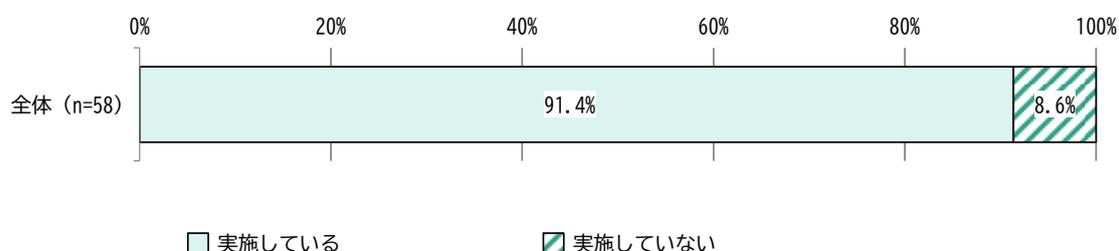


### 3. 18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援について

#### 問23 18歳以上の困難な問題を抱える女性への相談対応の有無（単数回答）

「18歳以上の困難な問題を抱える女性への相談対応の有無」については、91.4%と58機関中53機関が「実施している」と回答し、殆どの支援機関において実施していることが分かる。

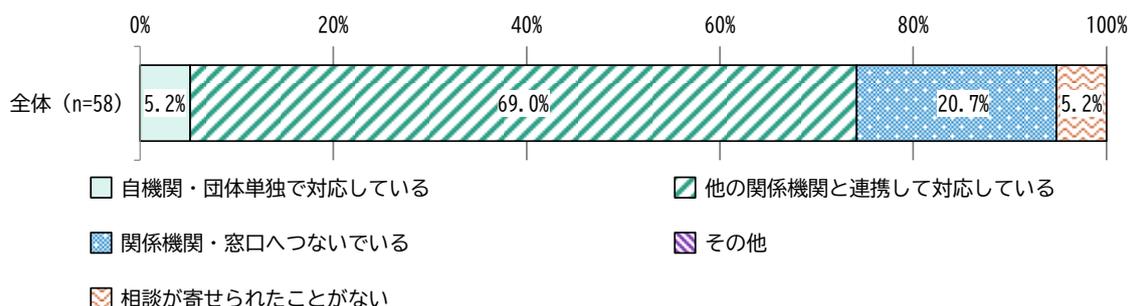
なお、実施していないと答えた機関については、特定の分野の専門機関であり、そもそも相談対応といった事業を実施していなかったり、特定の支援対象に特化した支援を実施している機関となっている。



#### 問24 18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「配偶者からの暴力」の相談に対する対応（単数回答）

「18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「配偶者からの暴力」の相談に対する対応」については、他の関係機関へのつなぐといった対応までを含めると、58機関中55機関で94.9%と殆どの機関で対応実績があることが分かる。

また、「18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「配偶者からの暴力」の相談に対する対応」の在り方については、「他の関係機関と連携して対応している」が69.0%で最も多く、次いで「関係機関・窓口へつないでいる」が20.7%となっており、大半の機関において、自機関単独ではなく、何等かの支援機関と連携して対応している状況が分かる。



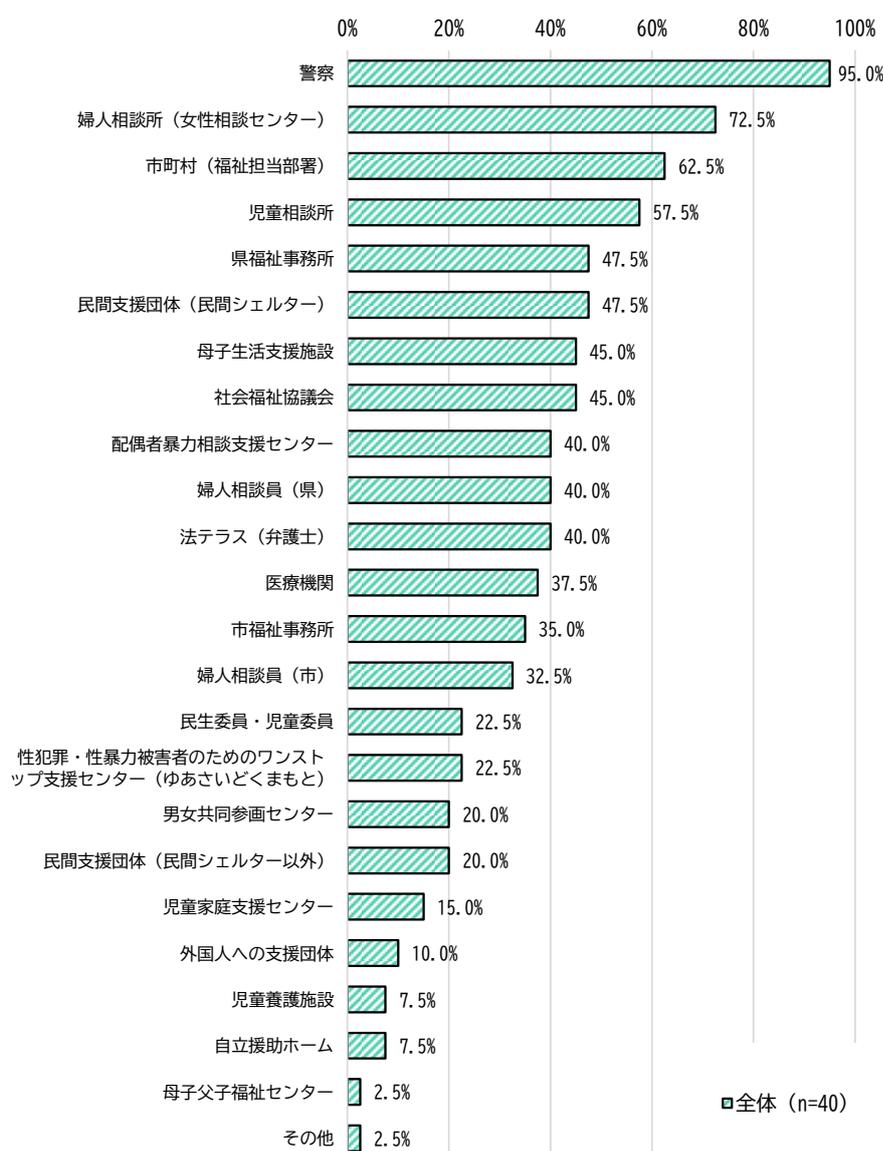
## 問25 連携先機関【「配偶者からの暴力」の相談に対する対応】（複数回答）

※他の機関と連携して対応していない場合は回答不要

「18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「配偶者からの暴力」の相談への対応に係る連携先機関」としては、主たる対応機関である「警察」が95.0%ともっと多く、次いで「婦人相談所（女性相談センター）」が72.5%となっている。更に、「市町村（福祉担当部署）」が62.5%、「児童相談所」が57.5%と続く結果となっている。

なお、「児童相談所」が上位に位置している点については、面前DVが児童虐待となることから、DV関係機関との連携が進んでいる状況を反映していると考えられる。

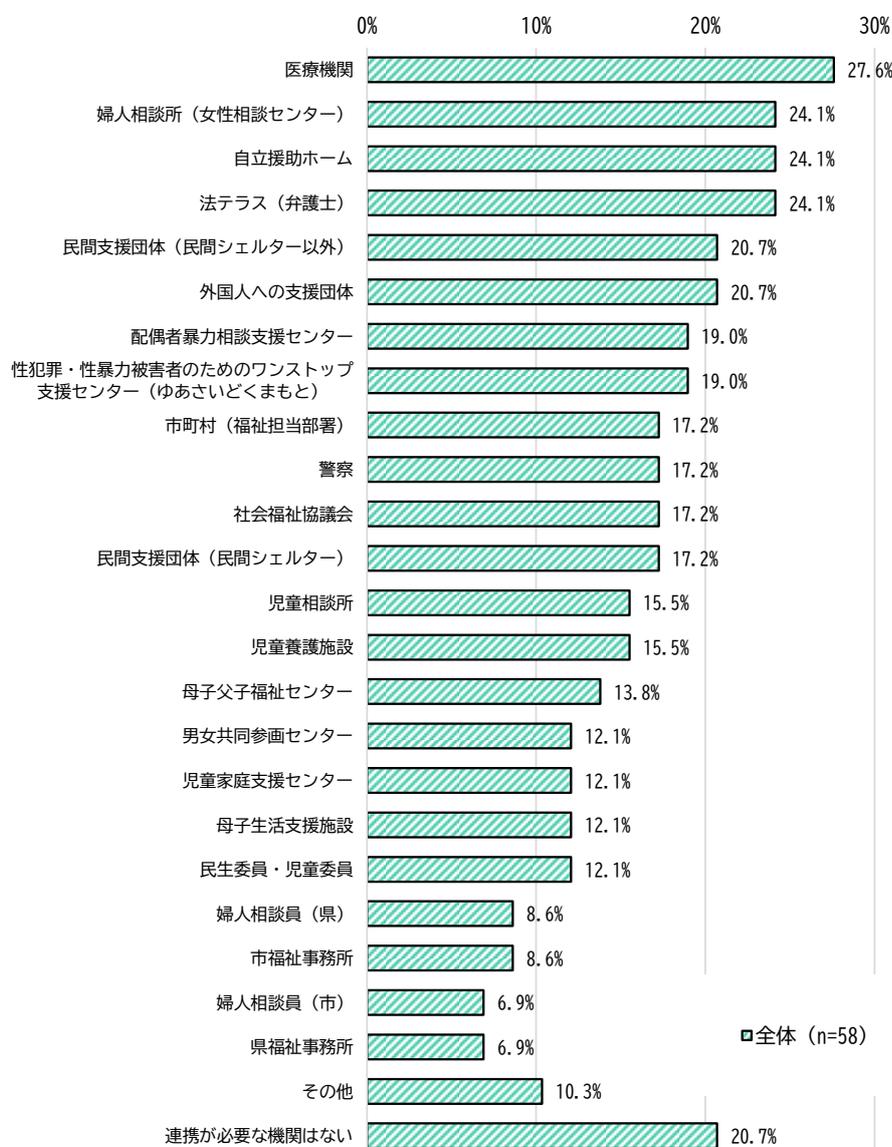
また、DV被害者の自立支援に関する施策の多くが市町村において実施されていることや、事案が生じた際の家庭訪問等において、地域の事情に精通する管轄の市町村による同行対応が行われていることを反映していると考えられる。



問26 連携していないが今後連携が必要な機関【「配偶者からの暴力」の相談に対する対応】（複数回答）

「配偶者からの暴力」の相談への対応に係る今後連携が必要な機関としては、「医療機関」が27.6%で最も多く、次いで「婦人相談所（女性相談センター）」、「自立援助ホーム」、「法テラス（弁護士）」が同率でそれぞれ24.1%となっている。

「医療機関」が最も多くなっている背景としては、「配偶者からの暴力」という相談の性質上、身体及び精神双方において早期に医療機関での治療が必要となる場合があったり、DV被害発見の端緒となりえる機関であることが考えられる。

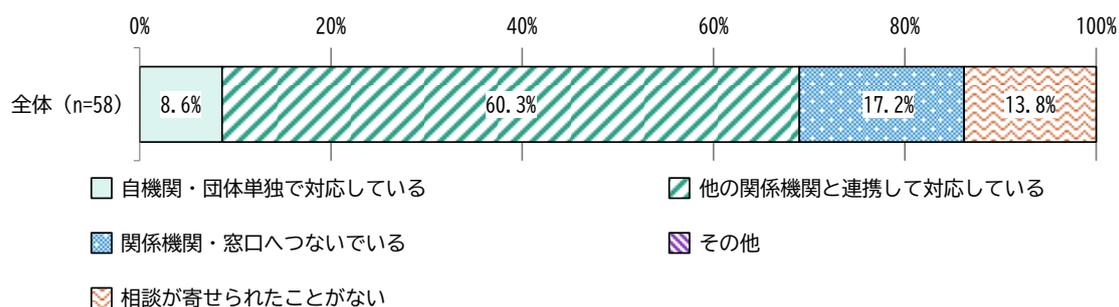


---

## 問27 18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「家族からの暴力」の相談に対する対応（単数回答）

---

「18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「家族からの暴力」の相談に対する対応」については、「他の関係機関と連携して対応している」が60.3%と最も多く、次いで「関係機関・窓口へつないでいる」が17.2%となっており、「自機関・団体単独で対応している」の8.6%を含めると86.1%と大半の機関で対応実績があることが分かる。

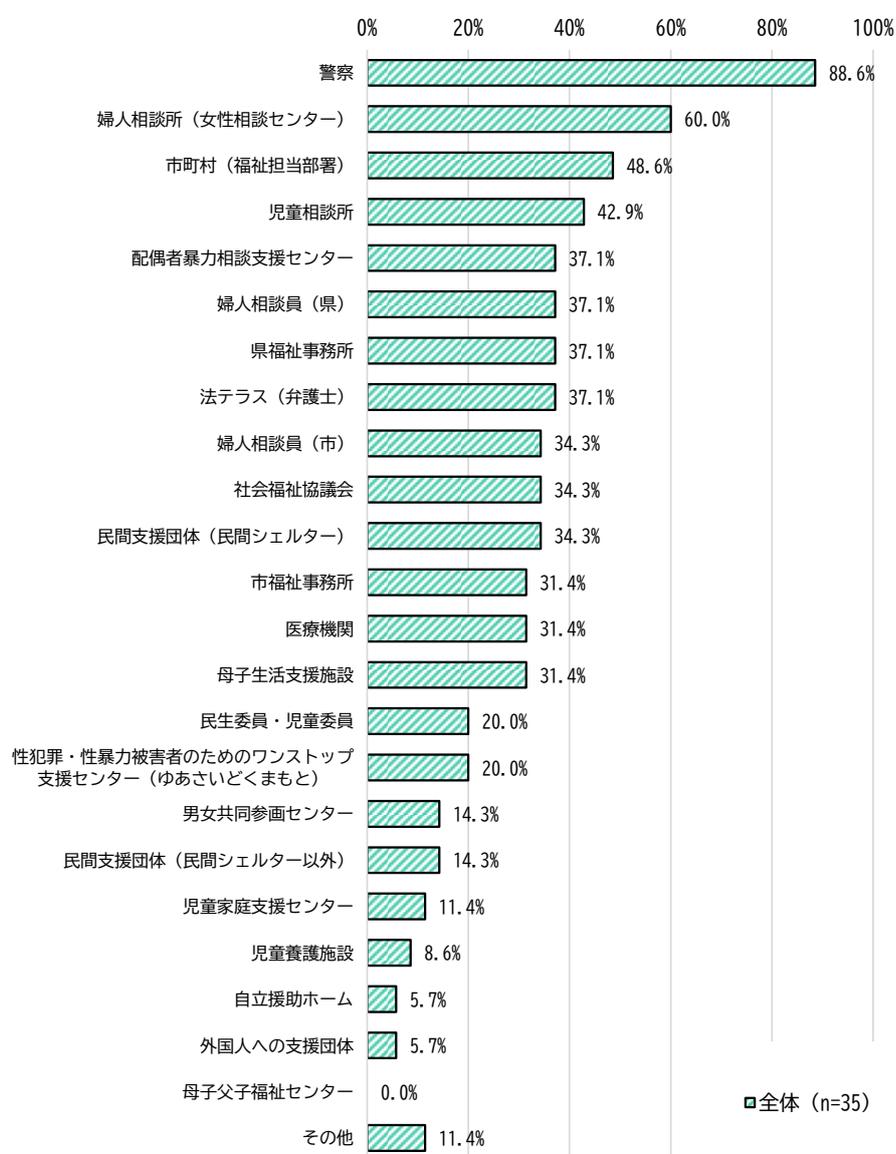


## 問28 連携先機関【「家族からの暴力」の相談に対する対応】（複数回答）

※他の機関と連携して対応していない場合は回答不要

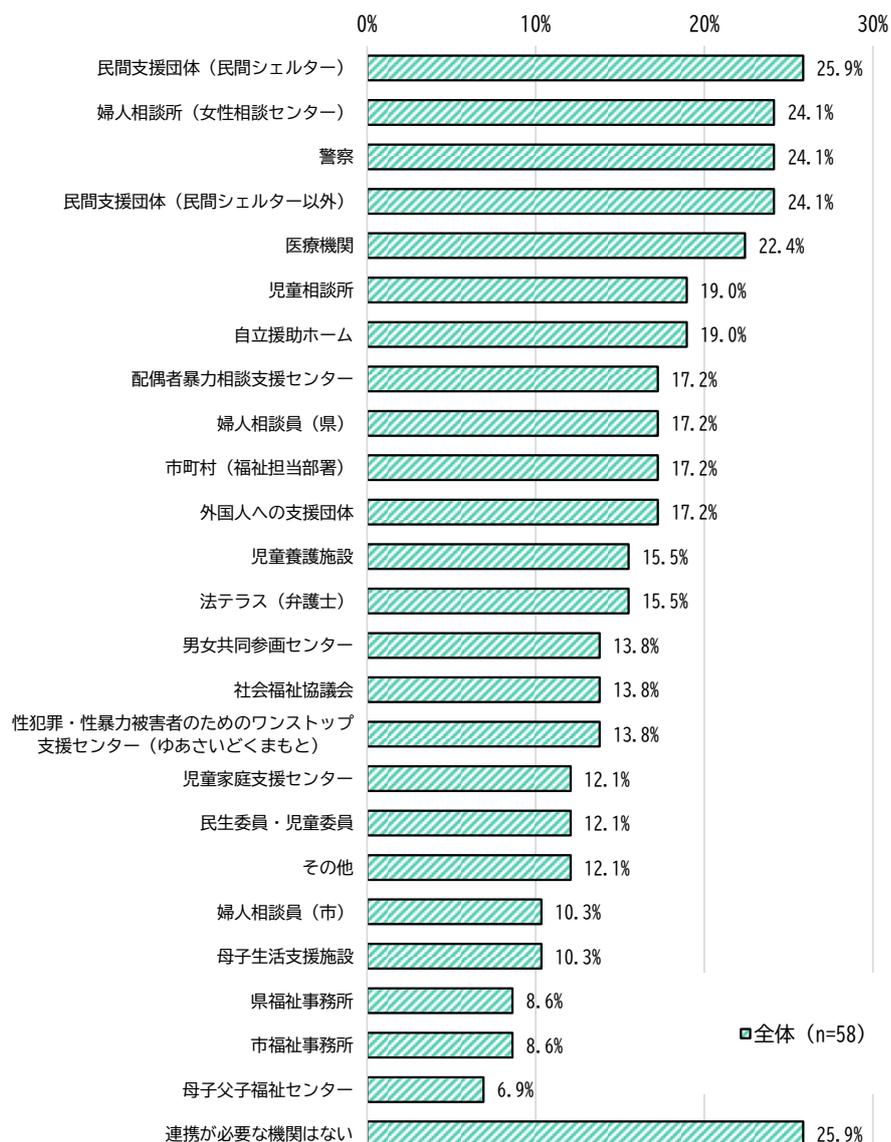
18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「家族からの暴力」の相談への対応に係る「連携先機関」としては、主たる対応機関である「警察」が88.6%ともっと多く、次いで「婦人相談所（女性相談センター）」が60.0%となっている。更に、「市町村（福祉担当部署）」が48.6%と続く結果となっている。

これは、「配偶者からの暴力」の相談への対応における傾向と同様の傾向となっている。



問29 連携していないが今後連携が必要な機関【「家族からの暴力」の相談に対する対応】（複数回答）

18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「家族からの暴力」の相談への対応に係る「今後連携が必要な機関」としては、「民間支援団体（民間シェルター）」と「連携が必要な機関はない」が同率で25.9%と最も多く、次いで「婦人相談所（女性相談センター）」、「警察」、「民間支援団体（民間シェルター以外）」が同率でそれぞれ24.1%となっている。



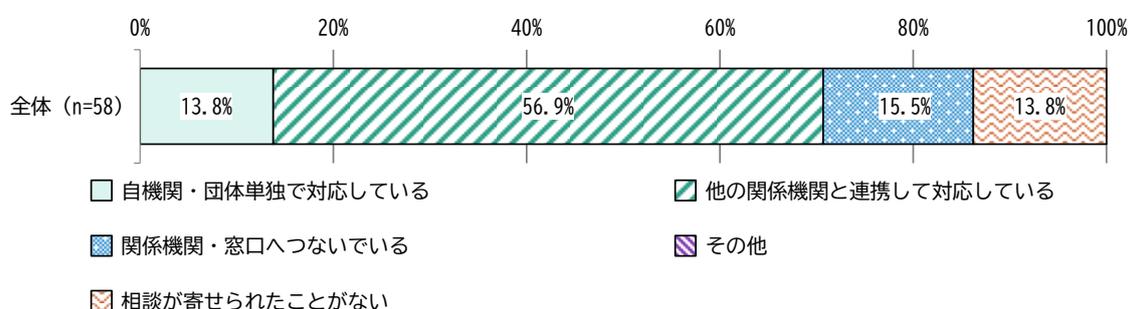
---

### 問30 18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「その他の困難な問題」の相談への対応（単数回答）

---

「18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「その他の困難な問題」の相談への対応」については、「他の関係機関と連携して対応している」が56.9%で最も多く、次いで「関係機関・窓口へつないでいる」が15.5%となっている。

なお、「自機関・団体単独で対応している」と回答している機関が13.8%となっているが、「配偶者からの暴力」においては5.2%、「家族からの暴力」では8.6%となっていることに比べ、若干多い傾向がみられる。

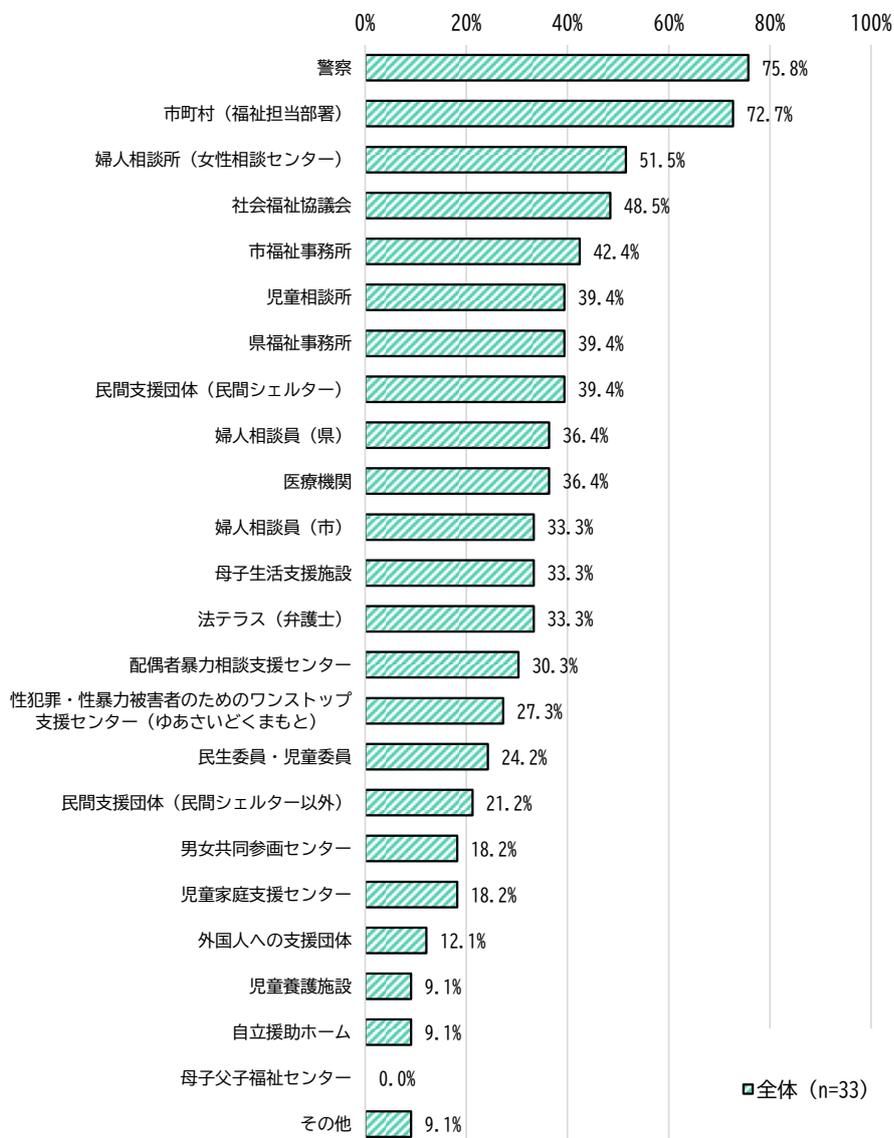


### 問3 1 連携先機関【「その他の困難な問題」の相談に対する対応】（複数回答）

※他の機関と連携して対応していない場合は回答不要

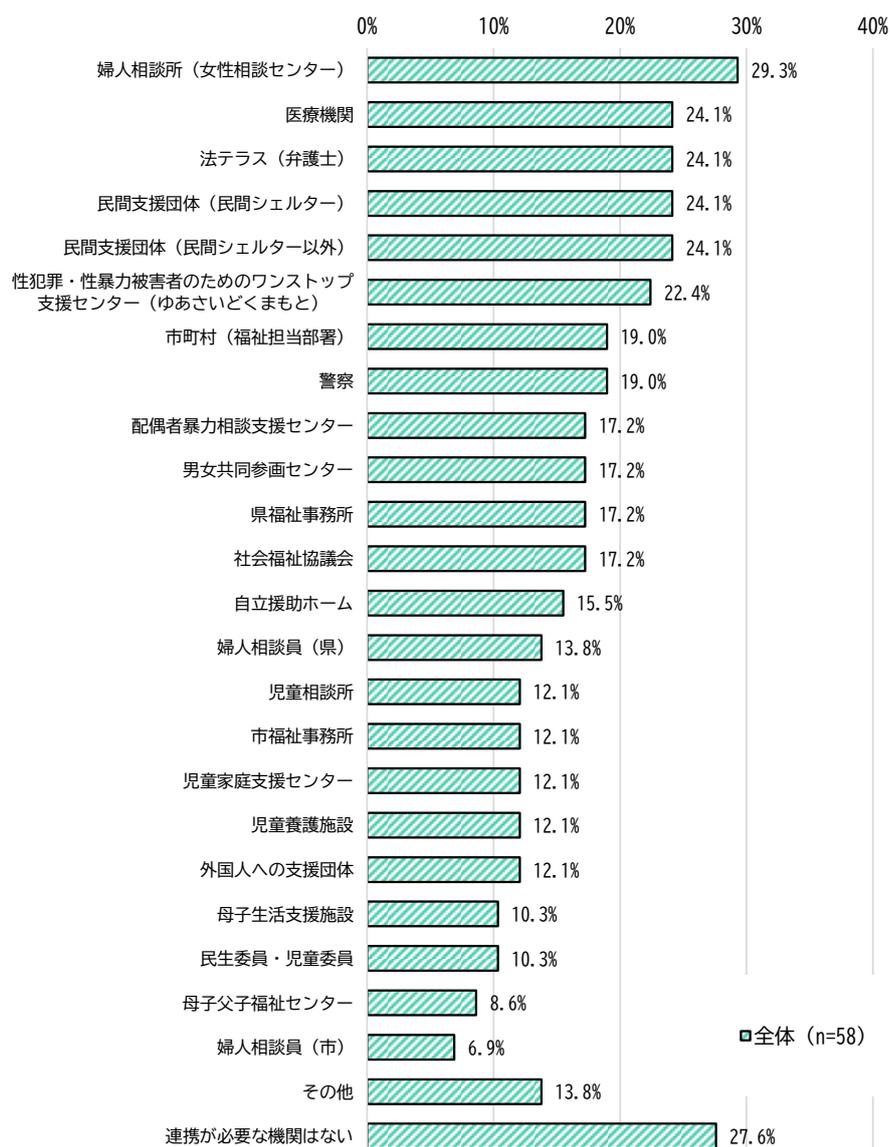
18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「その他の困難な問題」の相談への対応に係る「連携先機関」としては、主たる対応機関である「警察」が75.8%と最も多く、次いで「市町村（福祉担当部署）」が72.7%となっている。

各支援機関においては、必要に応じて専門の支援機関へのつなぐ対応をとっているが、中でも市町村が多様な困難事例の支援窓口になっていることを反映した結果と考えられる。



### 問3 2 連携していないが今後連携が必要な機関【「その他の困難な問題」の相談に対する対応】（複数回答）

18歳以上の困難な問題を抱える女性からの「その他の困難な問題」の相談への対応に係る「今後連携が必要な機関」としては、主たる対応機関である「婦人相談所（女性相談センター）」が29.3%ともっと多く、次いで「連携が必要な機関はない」が27.6%となっている。

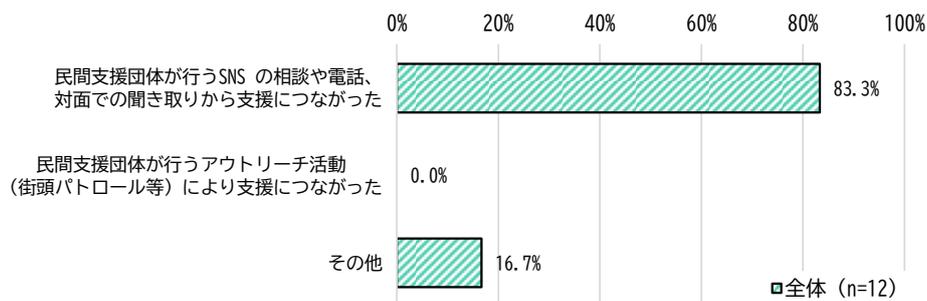


問34 【行政機関のみ】民間支援団体と連携したことで問題が顕在化したケース  
(複数回答)

行政機関において、18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援に関し、「民間支援団体と連携したことで問題が顕在化したケース」については、行政機関44機関中12機関(27.3%)が何等かの形で顕在化したと回答。

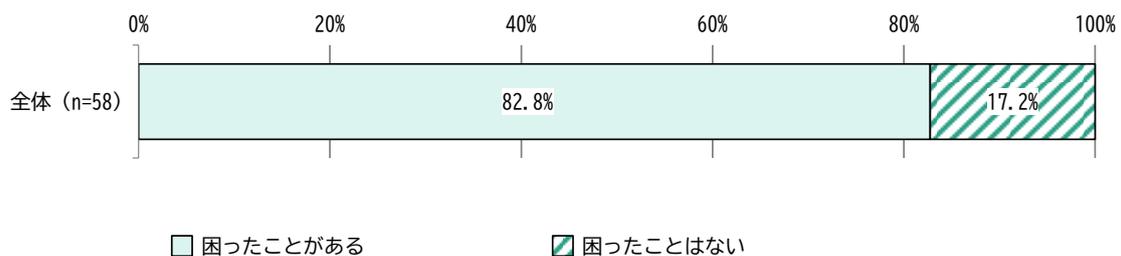
その内最も多かった回答は「民間支援団体が行うSNSの相談や電話、対面での聞き取りから支援につながった」で83.3%となっており、殆どが民間支援団体が実施する相談支援が行政への支援に繋がるきっかけとなっているとの回答となっている。

行政の支援へと繋ぐことが必要と考えられる支援対象であっても、本人が行政に支援を求めることに抵抗を感じる場合もあり、そのような場合に、より敷居の低い相談窓口として、民間支援団体が間に入ることで、行政の支援に繋がるといった官民の役割分担が期待される。



問35 18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援において困ったことの有無  
(単数回答)

「18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援において困ったことの有無」について尋ねたところ、「困ったことがある」と回答した機関が82.8%と大半の支援機関が何等かの課題を感じていることが分かる。



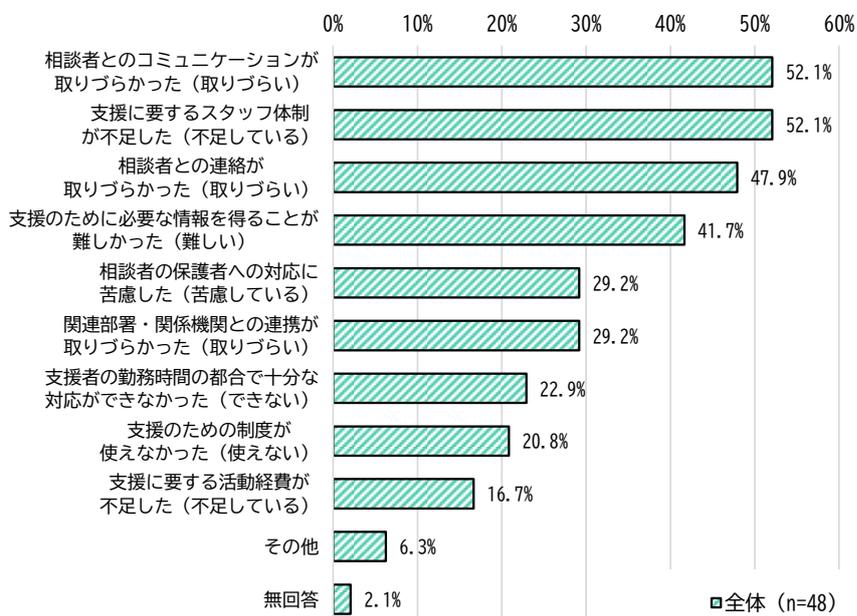
### 問36 18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援において困ったこと (複数回答)

※困ったことが無い場合は回答不要

「18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援において困ったこと」の具体的な内容については、「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった（取りづらい）」と「支援に要するスタッフ体制が不足した（不足している）」という回答が同率で52.1%と最も多くなっている。

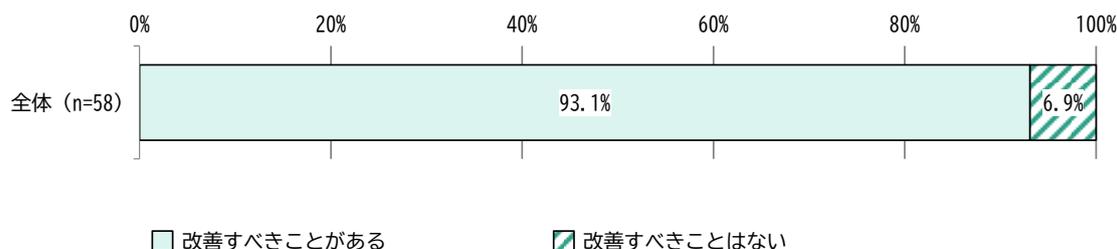
「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった（取りづらい）」という回答の詳細についてヒアリングにより確認したところ、支援対象によって具体的な内容に違いはあるものの、概ね以下のような意見が聞かれた。

1	本人に自覚が無かったり、うまく表現ができなかったりすることで、困り感が分かりづらい。
2	DVケース等、加害者の存在もあり、連絡が取りづらい。
3	面会の予定を立てても、約束が守れない。
4	本人が継続的な支援を希望せず、繋がり続けることが難しい。



問37 18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援において今後改善すべきことの有無（単数回答）

「18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援において今後改善すべきことの有無」について尋ねたところ、93.1%の機関が「改善すべきことがある」と回答した。

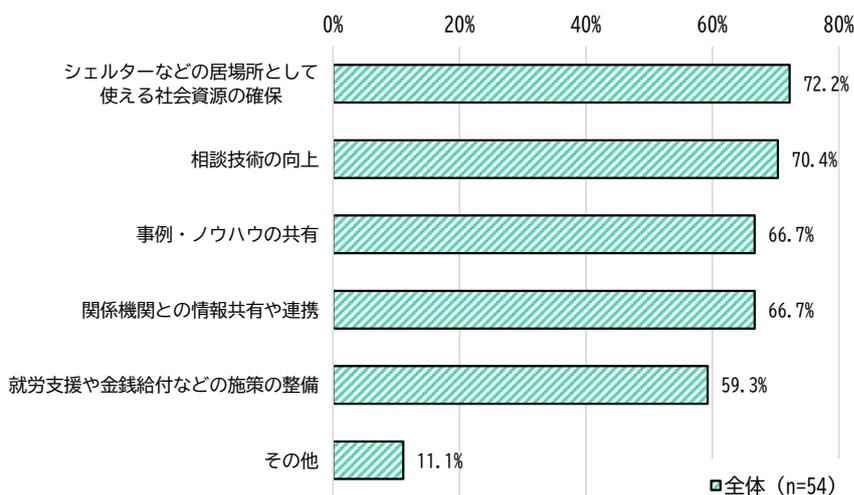


問38 18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援において今後改善すべきこと（複数回答）

※改善すべきことが無い場合は回答不要

「18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援において今後改善すべきこと」の具体的な内容について尋ねたところ、最も多い回答は「シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保」で72.2%、回答機関数における割合では、58機関中39機関と67.2%と7割近い支援機関が居場所支援の充実が必要と考えていることが分かる。

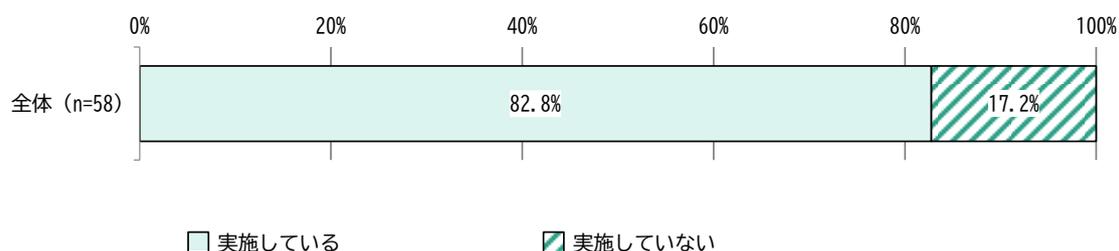
2番目に多かった回答としては、「相談技術の向上」で70.4%となっており、回答機関数における割合では、58機関中38機関で65.5%と、こちらも大多数の機関において相談技術に課題を感じていることが分かる。



## 4. 18歳未満の困難な問題を抱える女性への支援について

### 問39 18歳未満の困難な問題を抱える女性への相談対応の有無（単数回答）

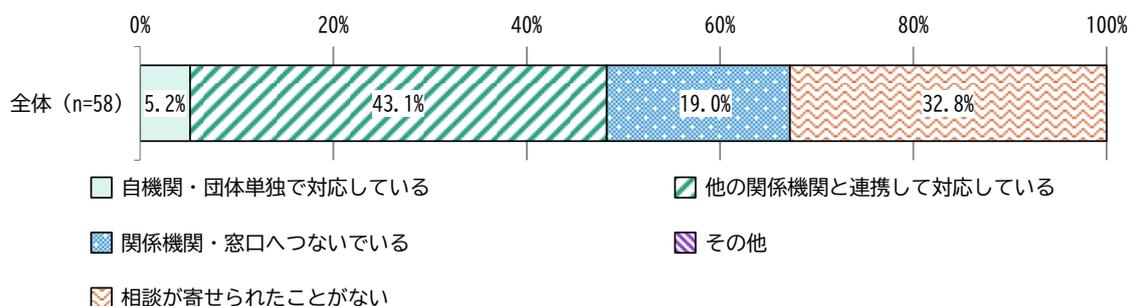
「18歳未満の困難な問題を抱える女性への相談対応の有無」について尋ねたところ、「実施している」という回答が82.8%と大多数の支援機関で18歳未満の女性からの相談にも対応していることが分かる。



### 問40 18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「恋人からの暴力」の相談に対する対応（単数回答）

「18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「恋人からの暴力」の相談に対する対応」について尋ねたところ、「他の関係機関と連携して対応している」という回答が最も多く43.1%、次いで「相談が寄せられたことがない」が32.8%となっている。

「相談が寄せられたことがない」の割合が18歳以上の相談者における類似の相談である「配偶者からの暴力」に係る相談における同内容に回答割合が5.2%であることに対し、比較的多くなっている要因にはそもそも相談ニーズが少ないということも考えられるが、社会経験に乏しい未成年の若年女性においては、被害が生じていても相談しない（問題と認識していない、問題と感じていても相談することに抵抗がある等）といった傾向がある可能性も考慮すべきである。

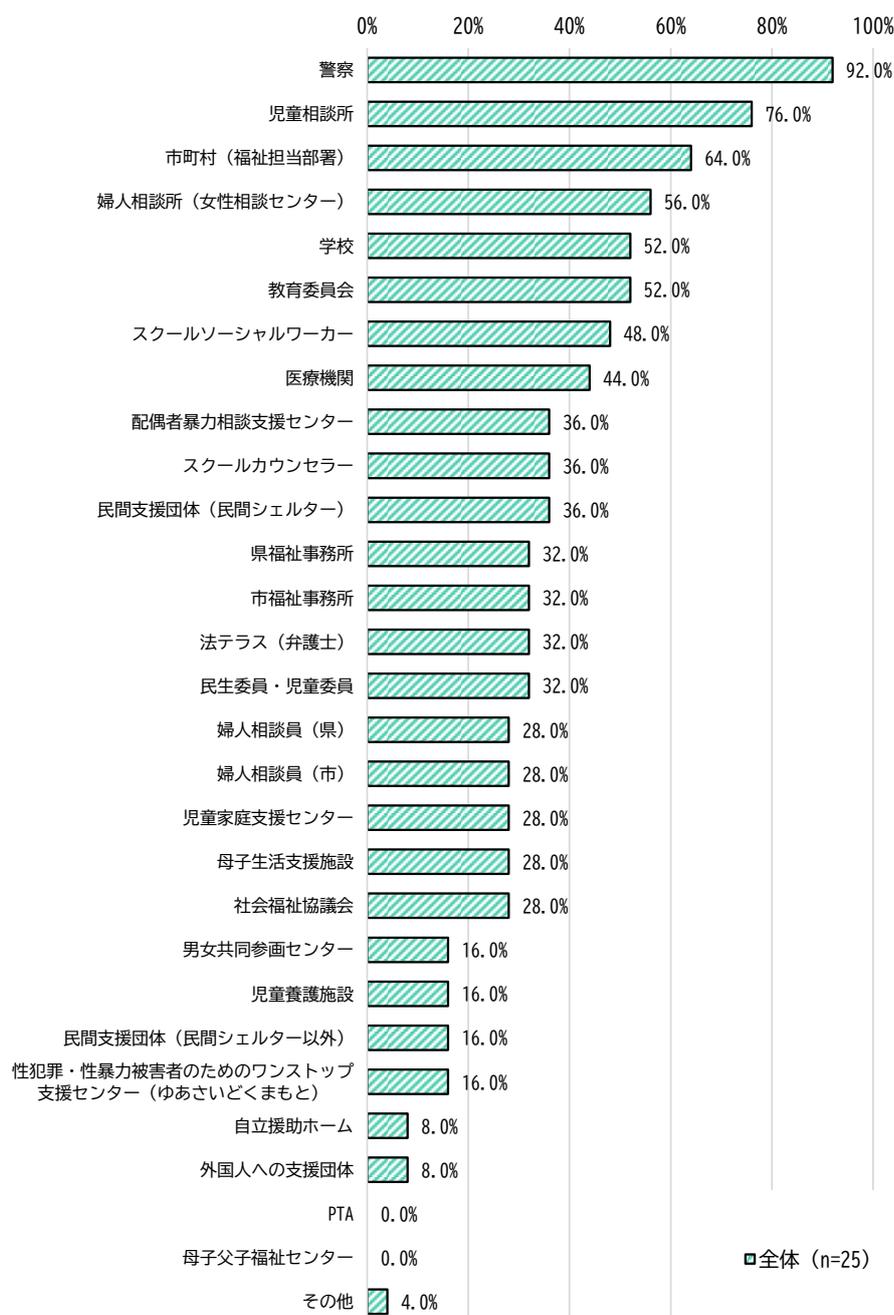


## 問4 1 連携先機関【「恋人からの暴力」の相談に対する対応】（複数回答）

※他の機関と連携していない場合は回答不要

18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「恋人からの暴力」の相談に対する対応への対応に係る「連携先機関」としては、主たる対応機関である「警察」が92.0%と最も多く、次いで「児童相談所」が76.0%となっている。

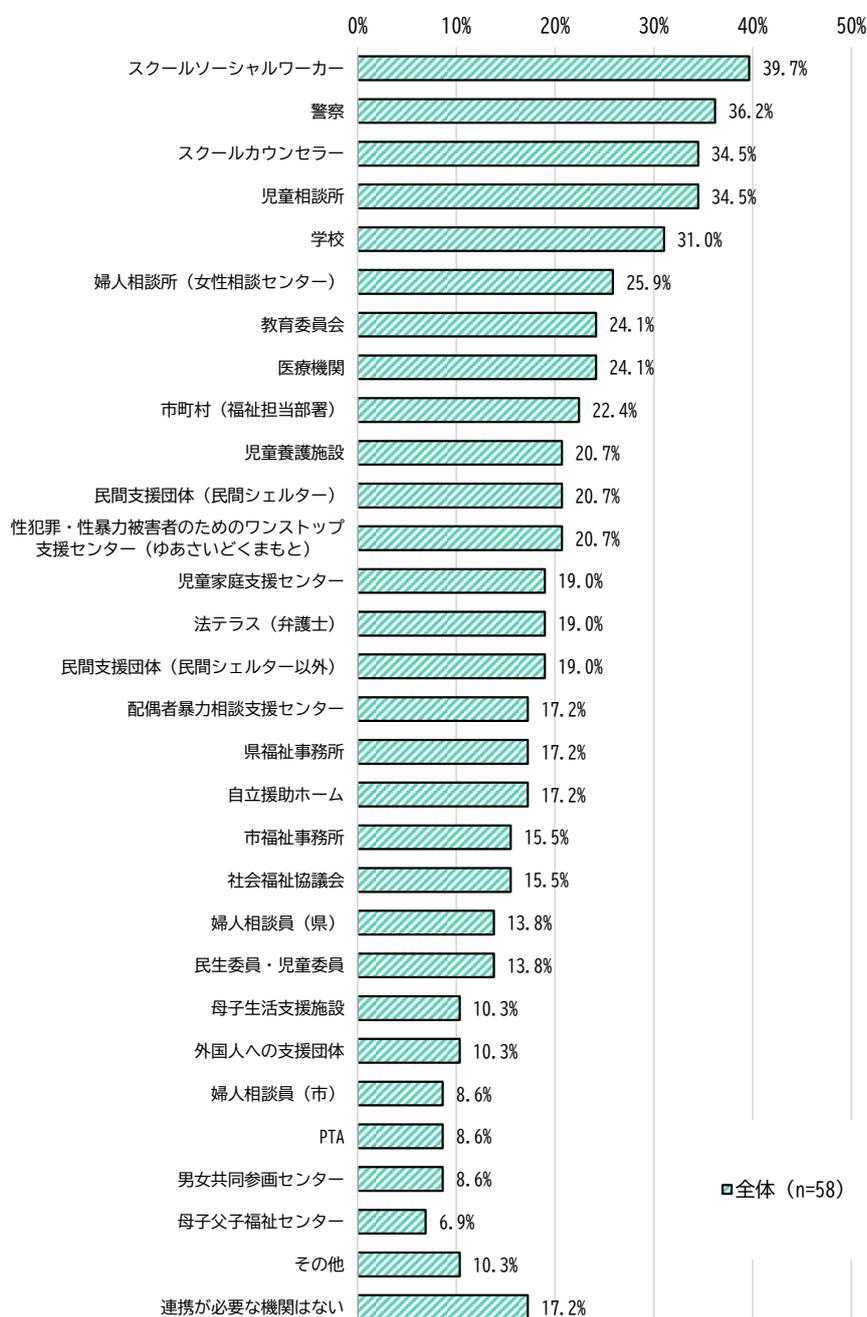
学校や教育委員会、スクールソーシャルワーカーといった教育関係機関はいずれも40%台に留まっている。



## 問4 2 連携していないが今後連携が必要な機関【「恋人からの暴力」の相談に対する対応】（複数回答）

18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「恋人からの暴力」の相談に対する対応への対応に係る「今後連携が必要な機関」としては、「スクールソーシャルワーカー」が39.7%と最も多く、次ぐ「警察」の36.2%に続いて「スクールカウンセラー」が34.5%と教育関係機関が上位3位以内に2か所含まれる結果となっている。（上位10位以内までに5位「学校」(31.0%)、7位「教育委員会」(24.1%)が含まれる。）

現状の連携機関における回答結果と合わせて考えると、教育関係機関との連携の必要性を感じているものの、実際の連携が十分には進んでいない現状が読み取れる。



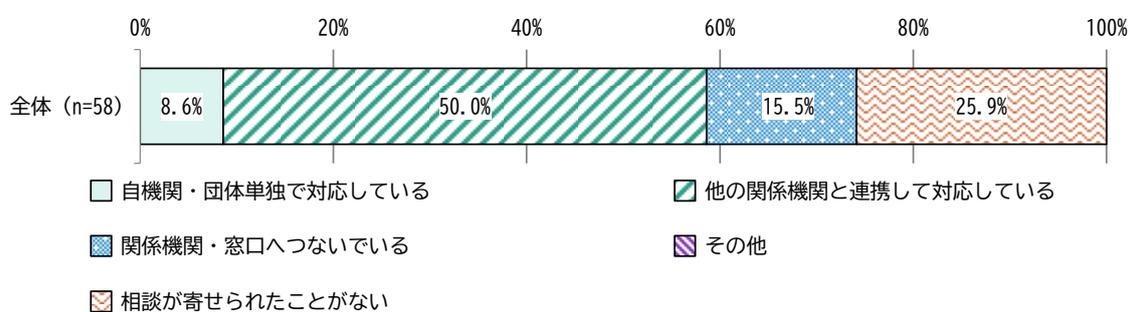
---

### 問43 18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「家族からの暴力」の相談に対する対応（単数回答）

---

「18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「家族からの暴力」の相談に対する対応への対応」について、「他の関係機関と連携して対応している」が50.0%で最も多く、次いで「相談が寄せられたことがない」が25.9%、続いて「関係機関・窓口へつないでいる」が15.5%となっている。

「自機関・団体単独で対応している」の8.6%と合わせると、74.1%の機関において対応経験があることが分かる。

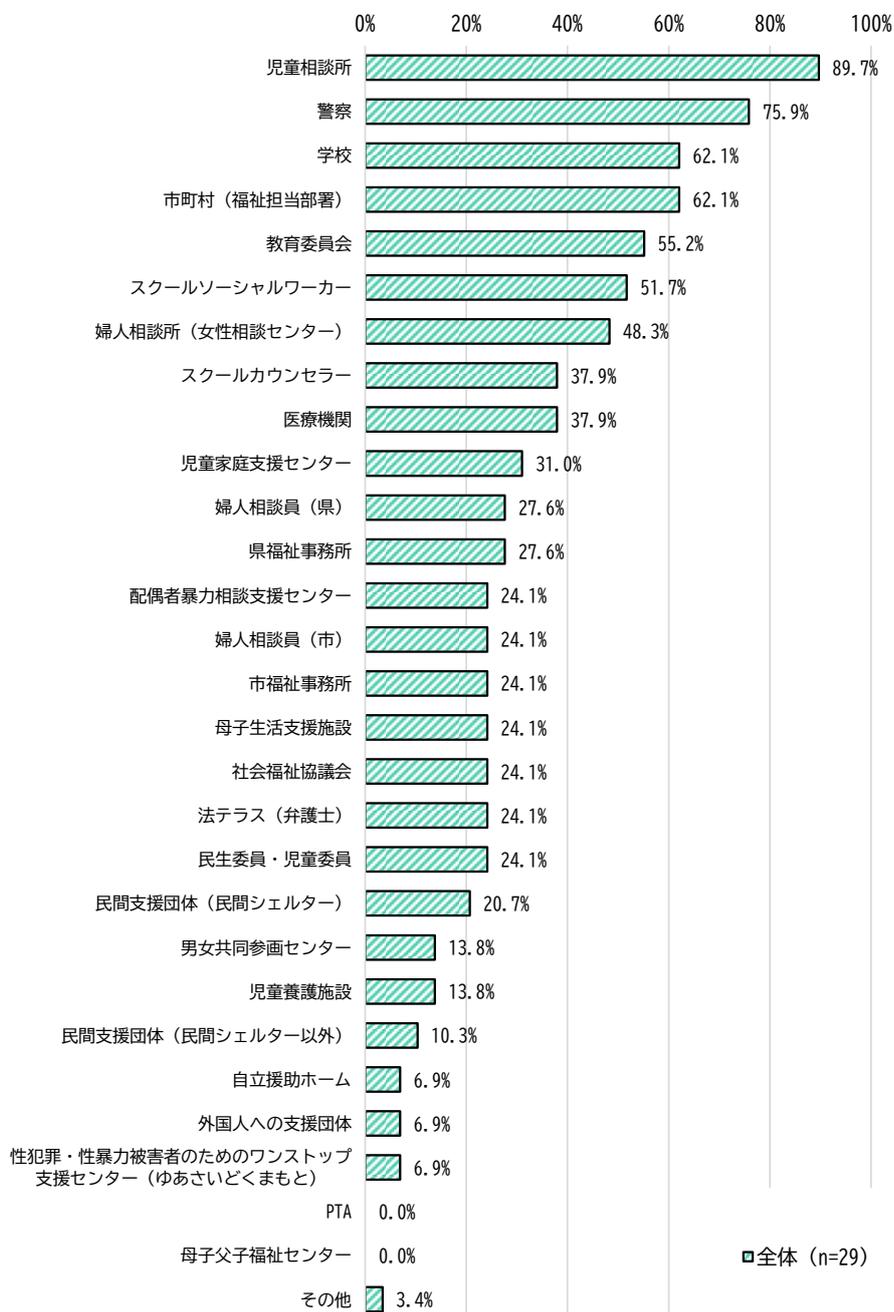


#### 問4 4 連携先機関【「家族からの暴力」の相談に対する対応】（複数回答）

※他の機関と連携していない場合は回答不要

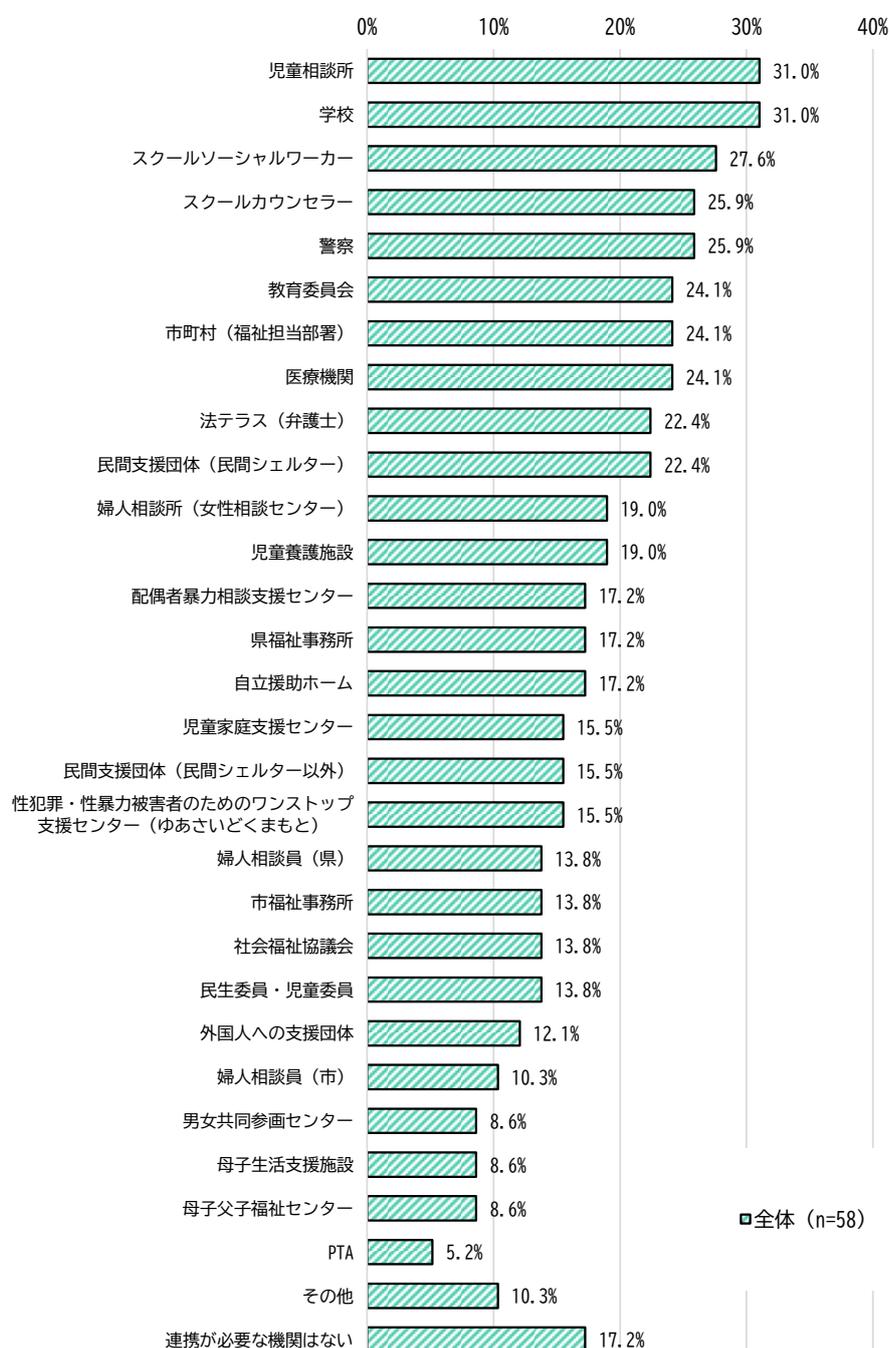
18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「家族からの暴力」の相談に対する対応への対応における「連携先機関」について、最も多いのは「児童相談所」で89.7%、次いで「警察」が75.9%、続いて「学校」、「市町村（福祉担当部署）」が同率で62.1%となっている。

3位～8位までに「学校」（62.1%）、「教育委員会」（55.2%）、「スクールソーシャルワーカー」（51.7%）、「婦人相談所（女性相談センター）」（48.3%）、「スクールカウンセラー」（37.9%）と、教育関係機関が4機関含まれており、「恋人からの暴力」の場合と比べると教育機関との連携が多い傾向がみられる。



#### 問45 連携していないかが今後連携が必要な機関【「家族からの暴力」の相談に対する対応】（複数回答）

18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「家族からの暴力」の相談に対する対応への「今後連携が必要な機関」について、最も多いのは「児童相談所」と「学校」で同率31.0%、次いで「スクールソーシャルワーカー」が27.6%、「スクールカウンセラー」と「警察」が同率で25.9%、「教育委員会」も24.1%と続き、教育関係機関が上位を占めている結果からも、教育関係機関との連携を必要としている機関が多い傾向が分かる。



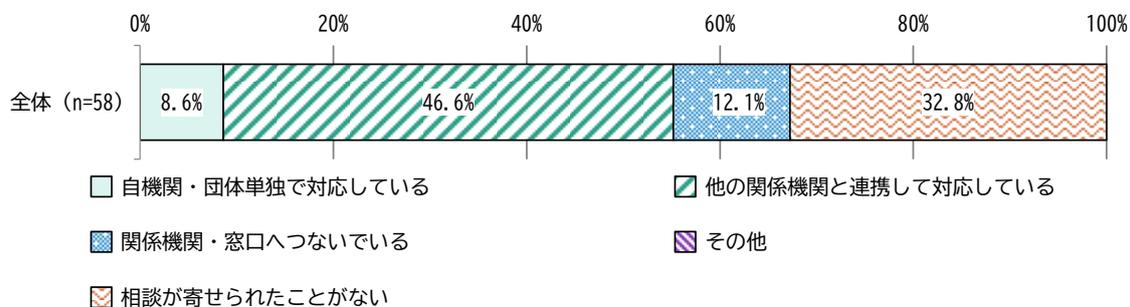
---

#### 問46 18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「その他の困難な問題」の相談への対応

---

18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「その他の困難な問題」の相談に対する対応の有無については、「他の関係機関と連携して対応している」が46.6%で最も多く、次いで「相談が寄せられたことが無い」が32.8%、続いて「関係機関・窓口へつないでいる」が12.1%となっている。

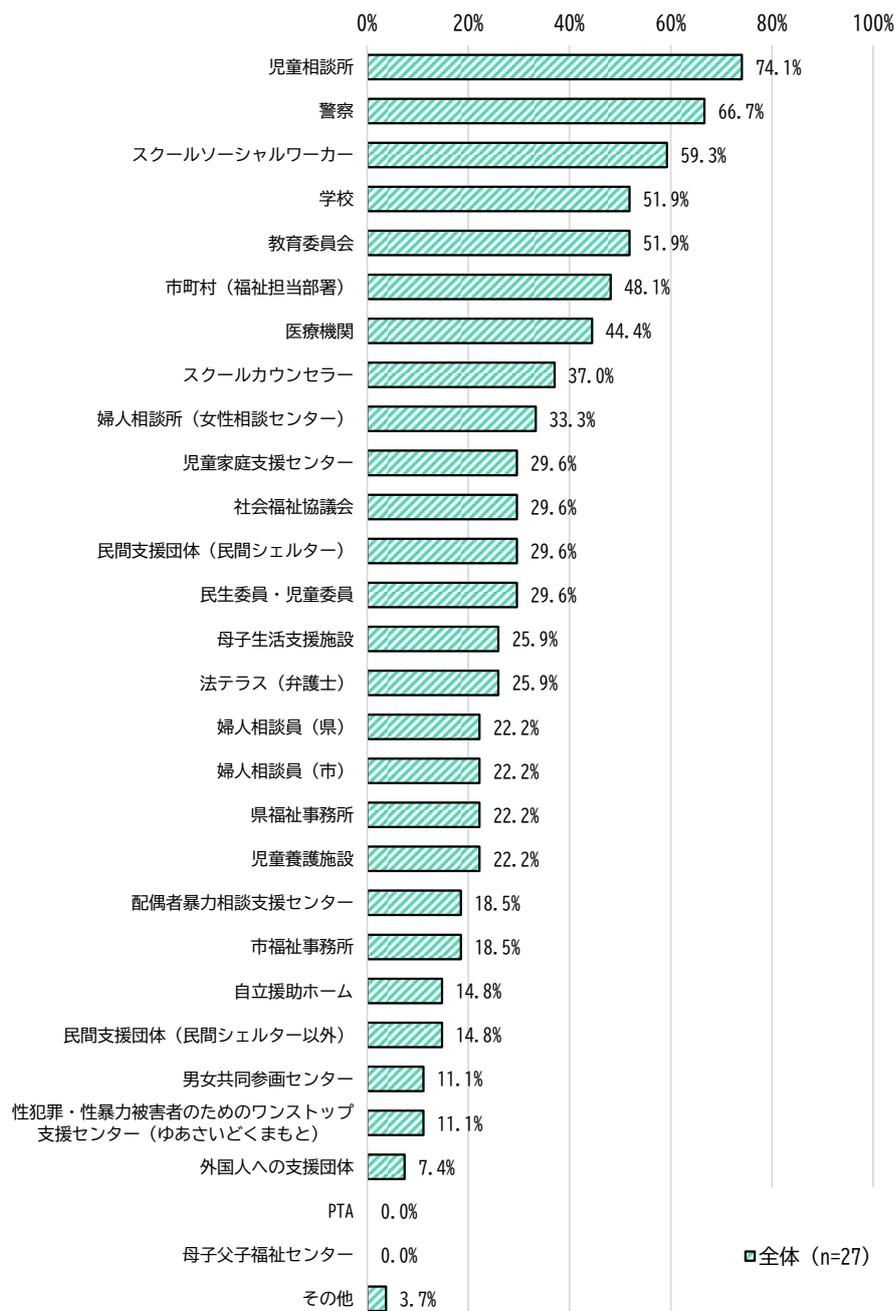
18歳以上の困難な問題を抱える女性からの同様の設問においては、「相談が寄せられたことがない」が13.8%であることから、若年女性からの相談を十分に拾えていない可能性に考慮が必要な回答結果となっている。



## 問47 連携先機関【「その他の困難な問題」の相談への対応】（複数回答）

※他の機関と連携していない場合は回答不要

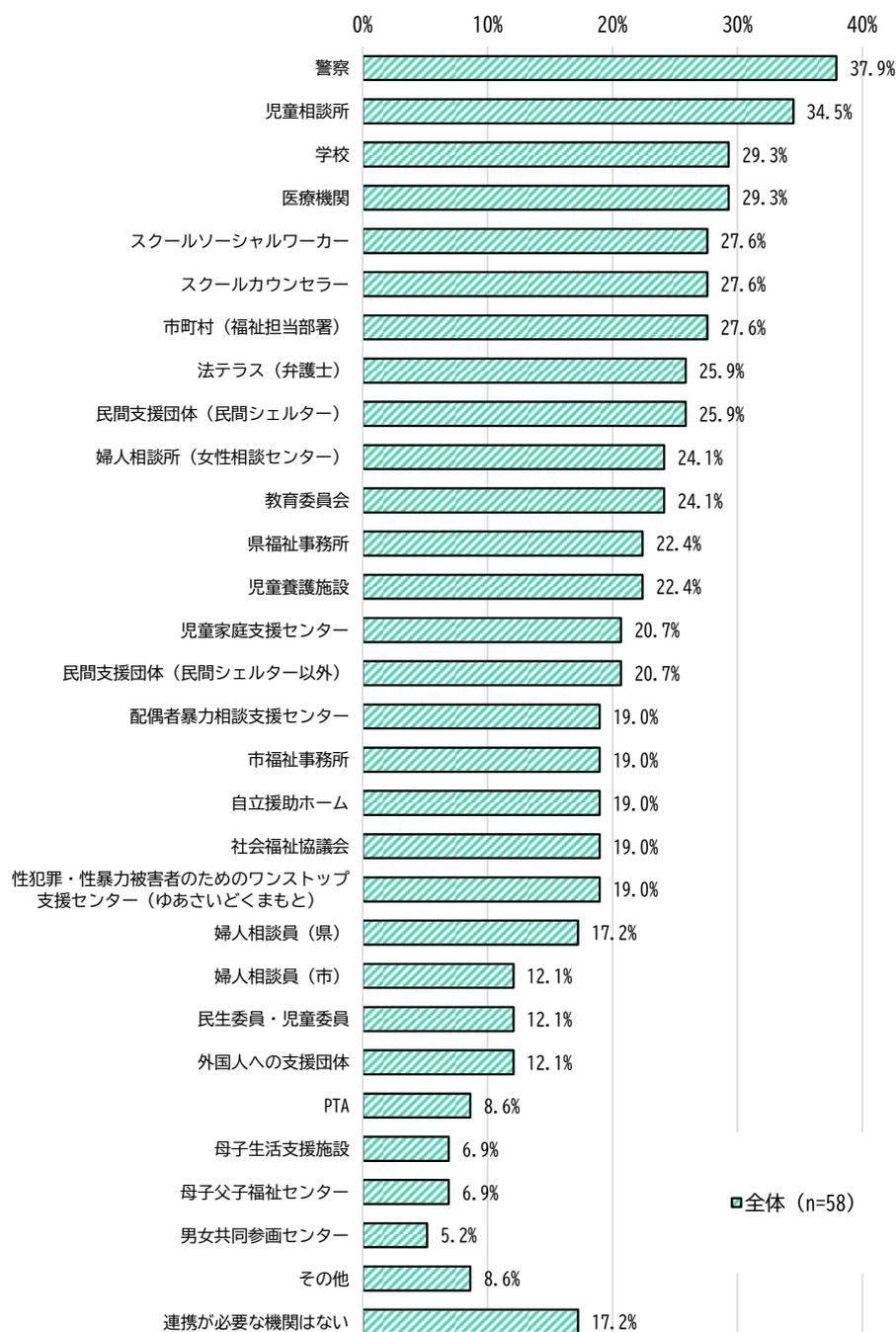
18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「その他の困難な問題」の相談に対する対応の連携先機関として、最も多いのは「児童相談所」で74.1%、次いで「警察」の66.7%、「スクールソーシャルワーカー」59.3%、「学校」と「教育委員会」が同率で51.9%と続く。



問48 連携していないかが今後連携が必要な機関【「その他の困難な問題」の相談への対応】（複数回答）

18歳未満の困難な問題を抱える女性からの「その他の困難な問題」の相談に対する対応の「今後連携が必要な機関」として、最も多いのは「警察」で37.9%、次いで「児童相談所」の34.5%、「学校」と「医療機関」が同率29.3%と続く。

18歳未満の困難女性への他の相談対応における同様の設問と比べると、やや「医療機関」との連携を求める支援機関が多い傾向がみられる。



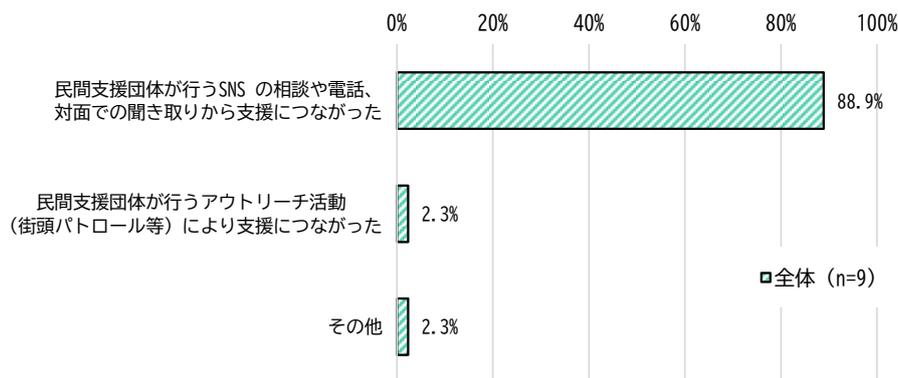
問50 【行政機関のみ】民間支援団体と連携したことで問題が顕在化したケース  
(複数回答)

18歳未満の困難な問題を抱える女性への対応において、「民間支援団体と連携したことで問題が顕在化したケース」について行政機関に尋ねたところ、回答があった機関は44機関の内、9機関であった。

また、内容としては「民間支援団体が行うSNSの相談や電話、対面での聞き取り」から行政の支援機関に繋いでもらい、支援が実施されたといったケースが多く、「民間支援団体が行うアウトリーチ活動(街頭パトロール等)」から支援が繋がったケースは1件に留まった。

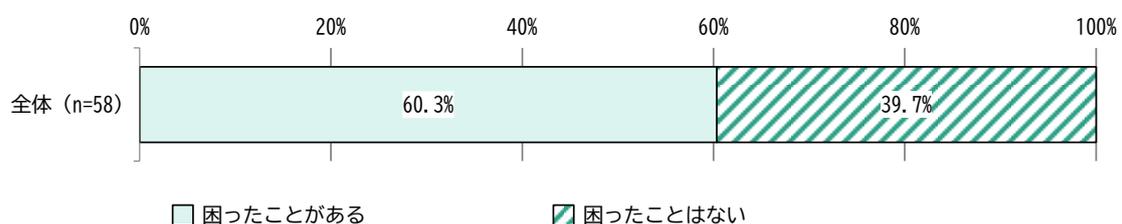
民間支援団体においても街頭パトロール等のアウトリーチ支援は余り実施されていないこと、また、ヒアリング調査においては、街頭パトロール等の活動から実際の支援に繋がる事例は少ないという意見も聞かれた。

一方で、直接的な支援に繋がらなくても、声かけ活動を行うことで、将来の相談に繋がったりといった啓発効果が見込まれることも考慮する必要がある。



問51 18歳未満の困難な問題を抱える女性への支援において困ったことの有無  
(単数回答)

18歳未満の困難な問題を抱える女性への対応において、「困ったことがある」と回答した機関は、60.3%と過半数に及ぶことが分かる。



## 問5 2 18歳未満の困難な問題を抱える女性への支援において困ったこと

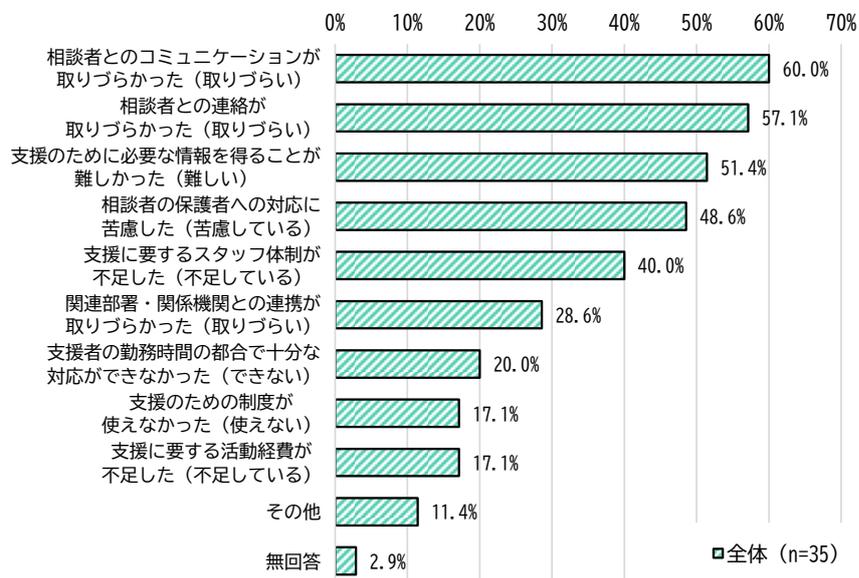
※困ったことが無い場合は回答不要

18歳未満の困難な問題を抱える女性への対応において、「困ったこと」の内容としては、「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった（取りづらい）」が60.0%と最も多く、次いで「相談者との連絡が取りづらかった（取りづらい）」が57.1%と相談者本人との対応での困りごとが上位となっている。その他、「支援のために必要な情報を得ることが難しかった（難しい）」が51.4%や「相談者の保護者への対応に苦慮した（苦慮している）」が48.6%と約半数の支援機関の困りごととして挙がっている。

回答機関に対して、追加のヒアリングを実施したところ、「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった（取りづらい）」の具体的な事例としては、「相談者が恐らく軽度の知的障害があり、共通の認識を持ちづらく、話が通じない場合がある」、「若年女性においては、本人が求める支援が提供されるかどうかには興味無く、話を聞く姿勢を本人が持てない」、「自分自身の状況を把握できていない」、「適切に表現することができない」といったケースが多く聞かれた。また、「連絡が取りづらかった（取りづらい）」については、一度不信感を抱かれてしまうと連絡に出てくれなくなるといった意見が多く聞かれた。

その他、「支援のために必要な情報を得ることが難しかった（難しい）」については、行政の支援機関に相談する際、支援が受けられる基準が明確でなく、窓口をたらい回しにされたといった意見や、支援制度や窓口が細かく分かれており、どこにどう相談してよいか分からないという意見も聞かれた。

「相談者の保護者への対応に苦慮した（苦慮している）」という回答は18歳未満の女性特有の困りごととなっており、相談者の主張との食い違いや、親自身が問題を問題として認識していないといった事例が多く聞かれ、特に性被害のケースにあっては、親自身が被害を認めたくないという気持ち強く、被害者に対しても誤った対応をし、2次被害となっているといった問題意識の声も聞かれた。

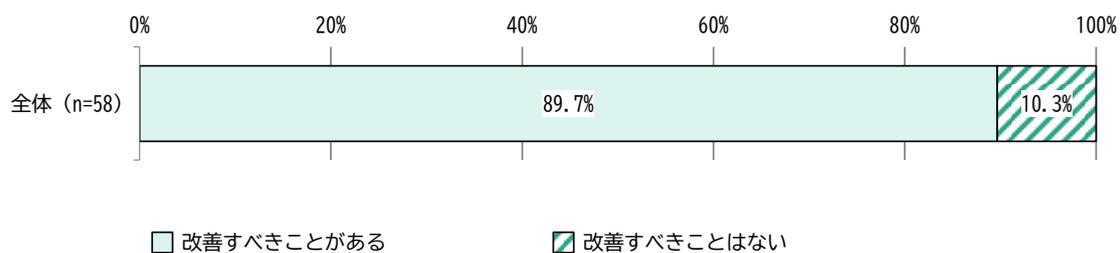


---

問53 18歳未満の困難な問題を抱える女性への支援において今後改善すべきことの有無（単数回答）

---

18歳未満の困難な問題を抱える女性への対応において、「今後改善すべきことの有無」については、「改善すべきことがある」と回答した機関が89.7%にのぼり、大多数の支援機関において現状の支援の不備を感じていることが分かる。

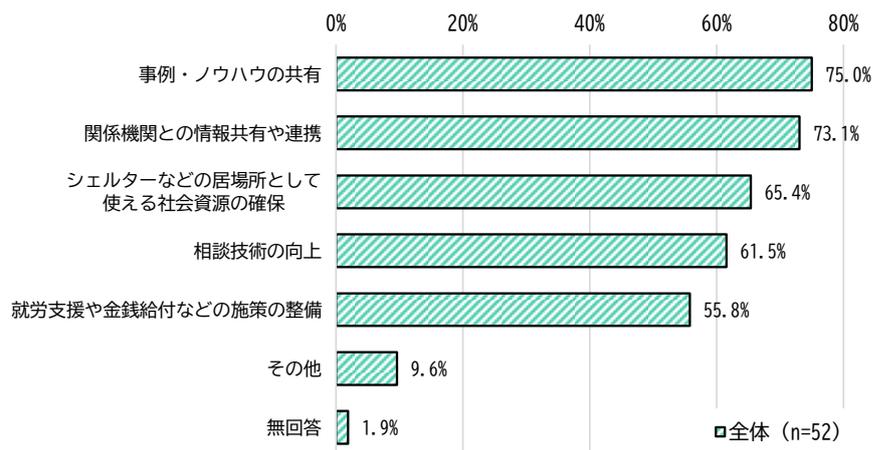


## 問5 4 18歳未満の困難な問題を抱える女性への支援において今後改善すべきこと (複数回答)

18歳未満の困難な問題を抱える女性への対応において、「今後改善すべきこと」の具体的内容については、「事例・ノウハウの共有」が最も多く75.0%、次いで「関係機関との情報共有や連携」が73.1%、「シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保」が65.4%と続く。

追加のヒアリング調査において、更に具体的に聞き取ったところ、18歳未満の女性への支援経験が不足しているために、十分な支援を実施できないでいるといった声が多かったほか、民間シェルター等の居場所提供の必要があるケースにおいて、他のシェルターの空き状況など、県内の資源に係る情報共有が十分になされていないために、一件ずつ電話をして探さなければならないといった現状があること、また、ほぼ全てのヒアリング先において、一時保護所や民間シェルターといった居場所の他に、一晩など、スポットで緊急かつ無料で入られる居場所の必要性を訴えられた。

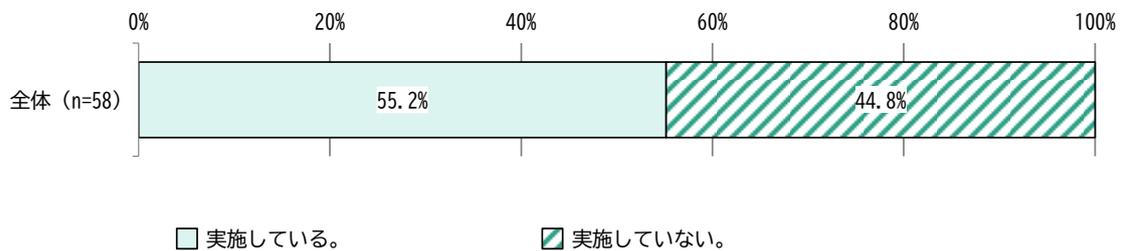
現状、一時保護所や民間シェルターでは、利用者の安全確保の観点から、保護や利用のため一定の要件（門限やスマホの使用制限等）を設けているところが殆どであるが、特に若年女性における居場所のニーズとして、「今日寝る場所がなく、泊めて欲しい」、「スマホは手放せない」等があり、また、本人自身も何等かの問題を抱えていても、上手く整理して伝えられなかったり、伝えることに一定の時間を要するなど、若さ故にコミュニケーションに課題がある場合も多く、適切な支援に繋ぐ前の段階で短期の居場所支援が必要となる場合が多いが、そのような支援が不足しているとのことであった。



## 5. 居場所の提供・自立支援

### 問55 困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援の有無（単数回答）

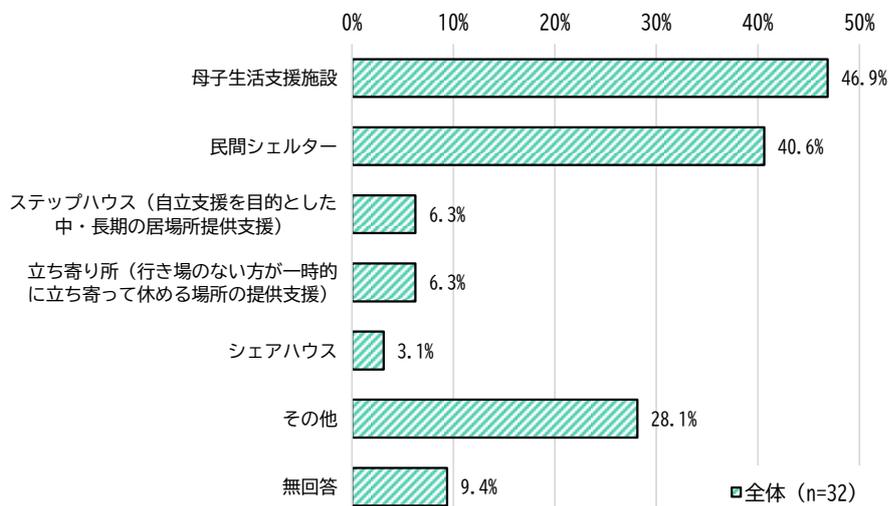
「困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援の有無」については、「実施している」が 32 機関で 55.2%と過半数の支援機関において何等かの形での居場所提供支援が実施されていることが分かる。



### 問56 困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援の内容（複数回答）

※婦人相談所の一時保護所については回答不要

「困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援の内容」については、「母子生活支援施設」が 46.9%と最も多くなっており、次いで民間シェルターが 40.6%と主にこの 2 つの方法で実施されていることが分かる。なお、いずれも回答機関が自機関で実施している場合だけでなく、実施機関に繋ぐ支援を行っている場合や、行政機関においては「委託」という形での実施を含んだ回答となっていることに留意。

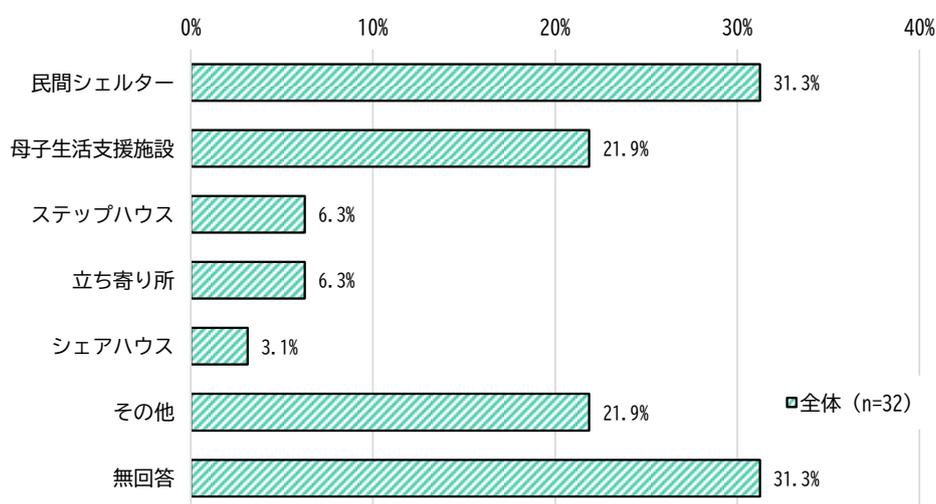


## 問57 困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援の実績【R4年度】 (複数回答)

※居場所支援を実施していない場合は回答不要

「困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援の実績（R4年度）」については、「民間シェルター」が31.3%と最も多くなっており、次いで母子生活支援施設が21.9%、なお、「その他」が同率で21.9%となっているが、具体的な内容としては、「児童相談所の一時保護」や一時的な「立ち寄り所」としての提供、「県営住宅」等の回答があった。

なお、いずれも回答機関が自機関で実施している場合だけでなく、実施機関に繋ぐ支援を行っている場合や、行政機関においては「委託」という形での実施を含んだ回答となっていることに留意。



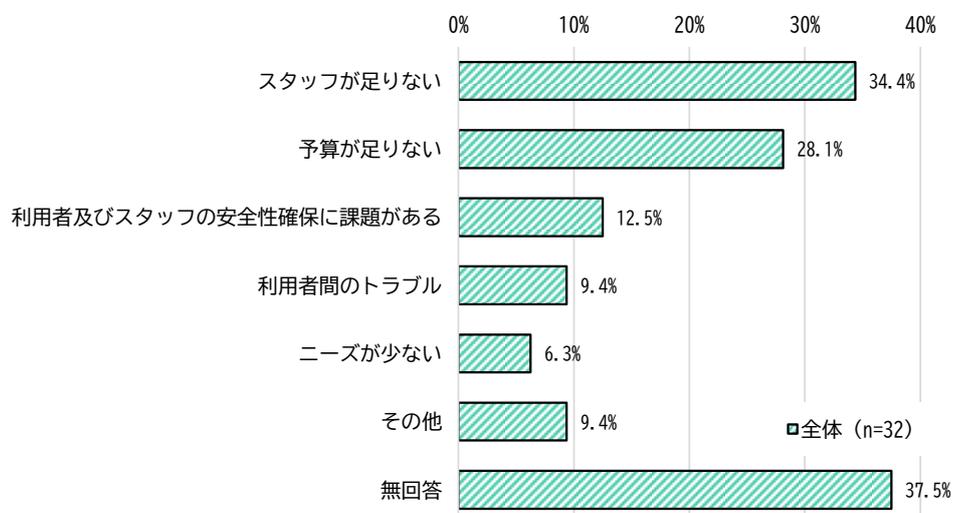
---

## 問58 困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援を実施する上での課題 (複数回答)

---

※居場所支援を実施していない場合は回答不要

「困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援を実施する上での課題」については、「スタッフが足りない」が34.4%と最も多くなっており、次いで「予算が足りない」が28.1%、続いて、「利用者及びスタッフの安全性確保に課題がある」が12.5%となっており、運営体制面の課題が上位を占める結果となっている。



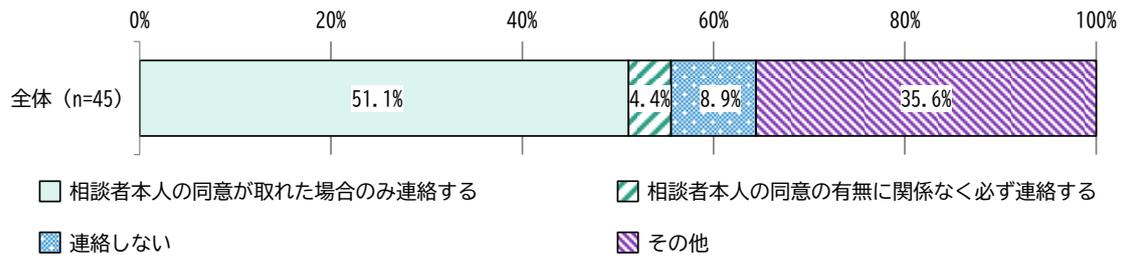
## 6. 未成年の相談者に係る保護者への対応について

### 問59 未成年の困難な問題を抱える女性からの相談があった場合の保護者への連絡方法（単数回答）

「未成年の困難な問題を抱える女性から相談があった場合の保護者への連絡方法」については、「相談者本人の同意が取れた場合のみ連絡する」が51.1%と最も多くなっており、次いで「その他」が35.6%、「連絡しない」が8.9%、「相談者本人の同意の有無に関係なく必ず連絡する」は4.4%となっている。

「その他」の具体的な内容としては、「ケースに応じて対応する」など一律でない場合や、「相談実績が無い」という回答が多かった。

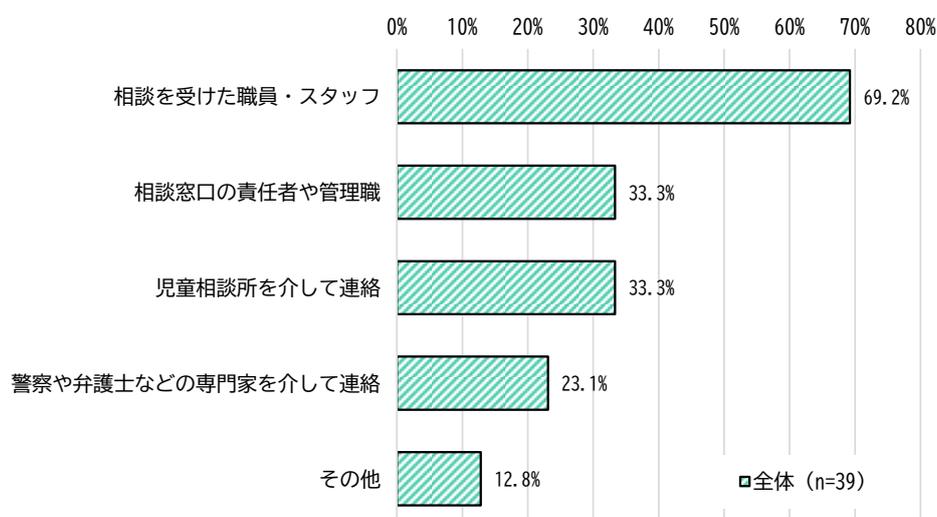
また、「相談者本人の同意の有無に関係なく必ず連絡する」と回答した機関の理由としては、児童虐待のケースなど義務的に連絡が必要となる場合を例として挙げている。



## 問60 保護者へ連絡を行う場合の対応者（複数回答）

「保護者への連絡を行う場合の対応者」については、「相談を受けた職員・スタッフ」が69.2%と最も多く、次いで「相談窓口の責任者や管理職」、「児童相談所を介して連絡」が同率で33.3%、続いて「警察や弁護士などの専門家を介して連絡」が23.1%と続く。

回答は複数回答が可能であり、多くの機関では「相談を受けた職員・スタッフ」が対応するケースが多いが、ケースによっては責任者が対応したり、警察や弁護士等の専門家を經由して連絡する等の対応が取られていることが分かる。



## 7. 自立支援について

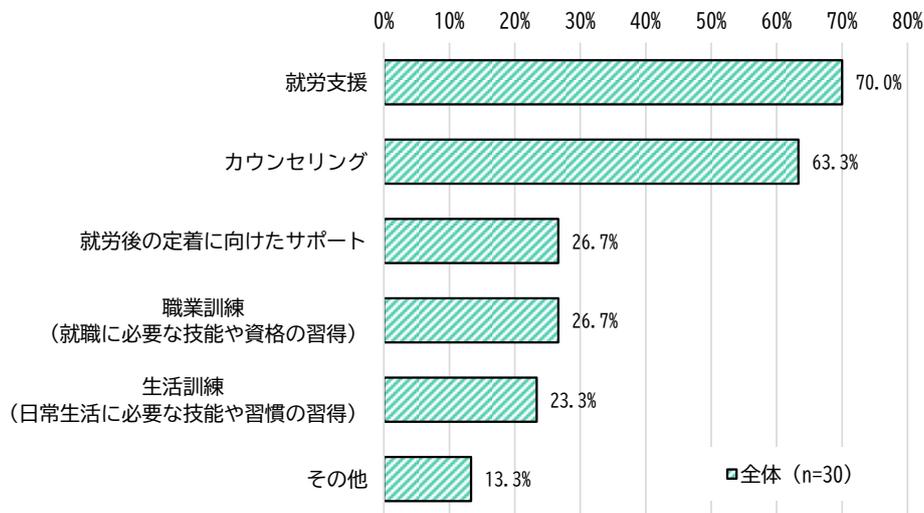
### 問61 困難な問題を抱える女性に対して実施している自立支援の内容（複数回答）

※自立支援を実施していない場合は回答不要

「困難な問題を抱える女性に対して実施している自立支援の内容」については、「就労支援」が70.0%と最も多く、次いで「カウンセリング」が63.3%、続いて「就労後の定着に向けたサポート」、「職業訓練（就職に必要な技能や資格の習得）」が同率で26.7%、「生活訓練（日常生活に必要な技能や習慣の習得）」も23.3%となっている。

ヒアリング調査では、就労支援の具体的な内容として、「適正のある職探しの助言」や、「ハローワークへの同行支援」、「就職先の斡旋」といった回答があった。また、一度就職しても短期間で辞めてしまうケースも多く、継続的なカウンセリングの必要性も多く聞かれた。

特に若年女性においては、基本的な生活習慣、社会常識が身につけていない場合もあり、就職活動以前に生活訓練が必要となるケースもあるとのことであった。



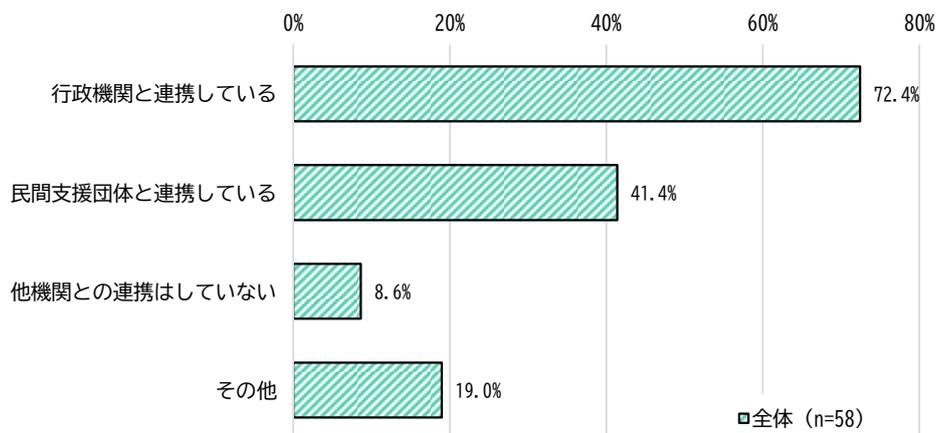
## 8. 関係機関との連携について

### 問62 困難な問題を抱える女性に対する支援を実施する上での他機関との連携状況 (複数回答)

「困難な問題を抱える女性に対する支援を実施する上での他機関との連携状況」については、「行政機関と連携しているが」が72.4%、「民間支援団体と連携している」が41.4%、「他機関との連携はしていない」が8.6%、「その他」が19.0%となっている。

他の設問からも「警察」や「女性相談センター」、「市町村」、「児童相談所」等、各分野の専門機関との連携は概ね実施されていることが分かるが、民間支援団体同士の連携が半数以下と、十分に進んでいないことが見て取れる。

ヒアリング調査においても、民間支援団体同士の連携不足を課題として捉えている支援機関が官民間わず多く、現状、連携が必要な場合は、その都度、支援が受けられる機関を探して一件一件電話して確認といった手段が取られている状況がある。



### 問63 他機関と連携する上での工夫（複数回答）

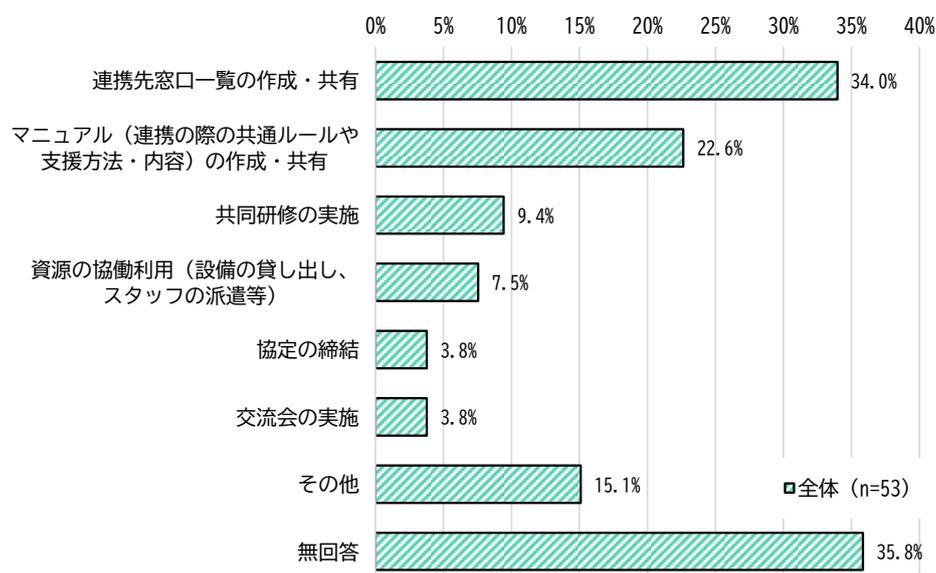
※他機関と連携していない場合は回答不要

「他機関と連携する上での工夫」については、「連絡先窓口一覧の作成・共有」が34.0%で最も多く、次いで「マニュアル（連携の際の共通ルールや支援方法・内容）の作成・共有」が22.6%、続いて「共同研修の実施」が9.4%となっており、「その他」が15.1%となっている。

「連絡先窓口一覧の作成・共有」が最も多い回答となっているが、ヒアリング調査からも、相談者が抱える課題は複雑であり、一つの支援機関が対応が完結しないことも多いことから、必要に応じて適切な支援機関に繋ぐ支援を実施するための対応が行われていることが分かる。

一方で、一覧があったとしてもそもそも相談者の抱える課題と支援機関のマッチングに悩む場合も多いとのことで、様々な支援機関で相談内容を共有して、連携して対応から検討していく体制を望まれる声も多く聞かれた。

なお、「その他」の具体的な内容としては、「お互いの視察・見学の実施、情報交換」や「会議」の実施という回答があった。



## 問64 他機関と連携する上での課題（複数回答）

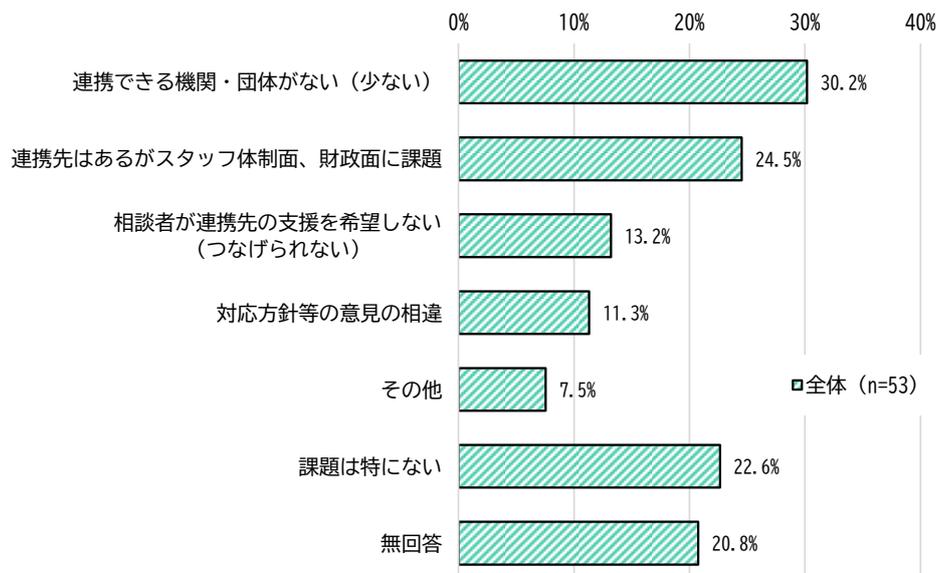
※他機関と連携していない場合は回答不要

「他機関と連携する上での課題」については、「連携できる機関・団体がない（少ない）」が30.2%で最も多く、次いで「連携先はあるがスタッフ体制面、財政面に課題」が24.5%、続いて「相談者が連携先の支援を希望しない（つなげられない）」が13.2%となっており、「対応方針等の意見の相違」も11.3%と一定数挙げられている。

「連携できる機関・団体がない（少ない）」については、ヒアリング調査から、一時保護所でもない、民間シェルターでもないより短期・スポット型の居場所支援等のニーズが多く聞かれる中で支援機関そのものが足りていない実態があると考えられる一方で、支援機関同士が他の支援機関の情報を部分的にしか把握していない場合も多く、情報共有が進んでいないことも反映していると考えられる。

また、「連携先はあるがスタッフ体制面、財政面に課題」との回答については、主に行政機関側が民間支援機関を対象に回答した内容となっており、民間支援機関における運営体制の強化に向けた支援の必要性を感じている機関が多い結果と考えられる。

なお、「相談者が連携先の支援を希望しない（つなげられない）」という回答は、主に民間支援機関から一時保護所（女性相談センター）や市町村の窓口等の行政機関に対してのものとなっており、ヒアリング調査では、「一時保護所の入所要件が厳しく、相談者が利用したがない」、「支援の利用要件が不明瞭でつなげられない」といった意見が多く聞かれた。



## 問65 他機関との連携を進める上で必要な取組（複数回答）

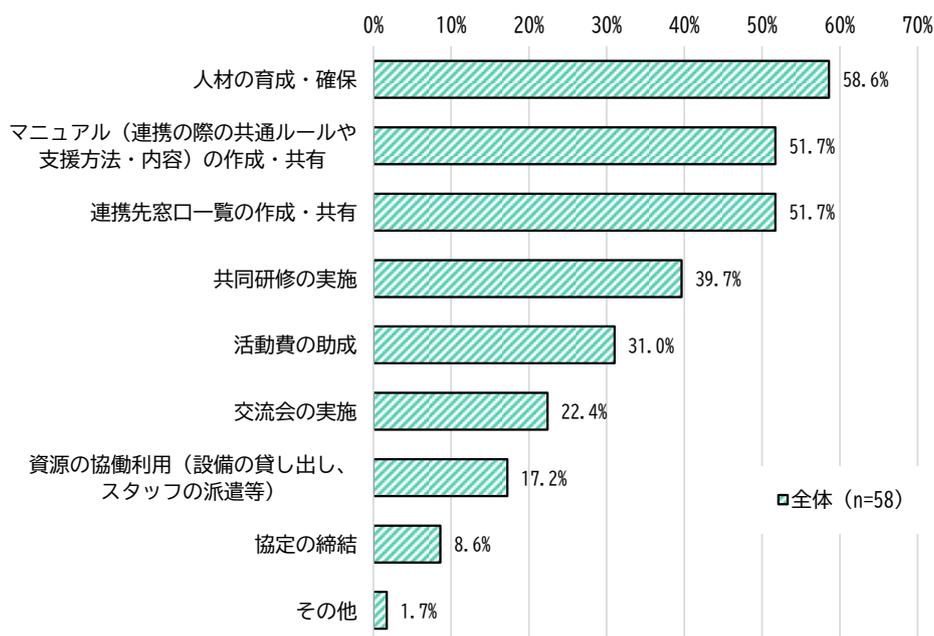
「他機関と連携する上で必要な取組」については、「人材の育成・確保」が58.6%で最も多く、次いで「マニュアル（連携の際の共通ルールや支援方法・内容）の作成・共有」及び「連絡先窓口一覧の作成・共有」が同率で51.7%となっており、「共同研修の実施」が39.7%、「活動費の助成」が31.0%と続く。

「人材の育成・確保」については、官民ともに必要との回答があがっており、ヒアリング調査の結果を踏まえると、新法によりこれまで余り支援に繋がってこなかった若年女性に対する適切な対応体制の確保の必要性や、アウトリーチ等の支援ニーズに対して支援体制が整っていないといった背景があるものと考えられる。

また「連絡先窓口一覧の作成」については、現状、県内の支援機関に係る情報の共有が十分に進んでいないことが背景にあると言える。

「共同研修の実施」については、類似の回答である「交流会の実施」22.4%と合わせて62.1%と非常にニーズの高い取組であると言える。県内の支援機関同士の連携に向けてはお互いの考えや有する資源について知り合い、支援に際する共通認識を有することが重要であり、必要性が高い取組と考えられる。

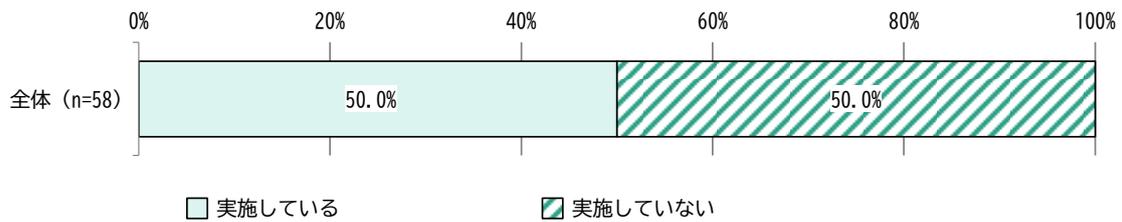
「活動費の助成」については主に民間支援機関からの回答となるが、民間シェルター等では利用者の利用料を設定している場合が多いが、実際には支払い能力が無かったり、踏み倒されたりと、事業として単独で成り立たせることが困難なため、多くの機関が寄附金や行政からの補助金、委託費などで運営している実態がある。居場所支援においては、場合によっては1年以上の長期間の入居が必要となるようなケースもあり、安定的な運営が必要とされることから、財政的な対策が必要な現状がある。



## 9. 人材育成について

### 問66 スタッフ等への研修実施の有無（単数回答）

「スタッフ等への研修実施の有無」については、「実施している」と「実施していないが同率で50.0%と半々の状況。



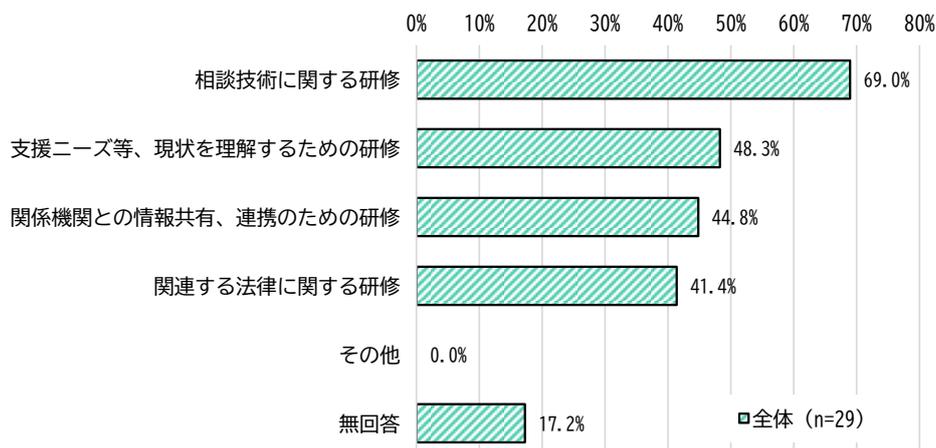
### 問67 研修の内容（複数回答）

※研修を実施していない場合は回答不要

「研修の内容」については、「相談技術に関する研修」が69.0%と最も多く、次いで「支援ニーズ等、現状を理解するための研修」が48.3%、「関係機関との情報共有、連携のための研修」が44.8%、「関連する法律に関する研修」が41.4%となっている。

2位以下の回答については、40%台と大きく差はない中で、「相談技術」の向上の必要性を感じている支援機関が多いことが分かる。

ヒアリング調査においても、若年女性等からの相談については、言葉遣いから、向き合い方まで、中高年世帯の相談者とは全く異なる対応が必要となることが指摘されており、特に行政機関において、そうした相談者の特性に応じた細やかな対応が十分にできる体制となっていないという意見も多く聞かれた。

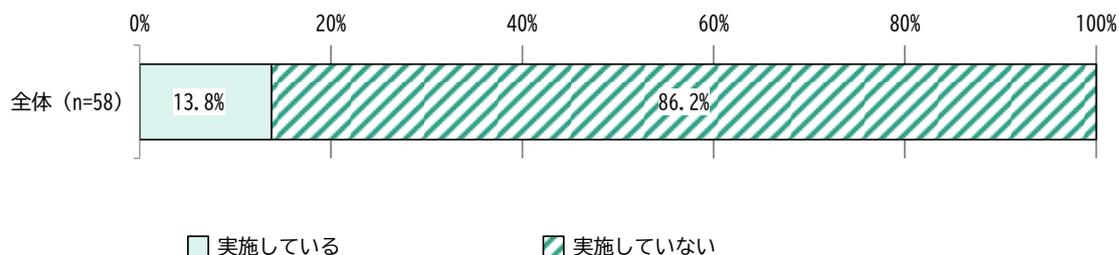


---

## 問68 研修以外の取組（単数回答）

---

「研修以外の取組」の実施の有無については、「実施していない」が86.2%と、「実施している」の13.8%を大きく上回る結果となった。



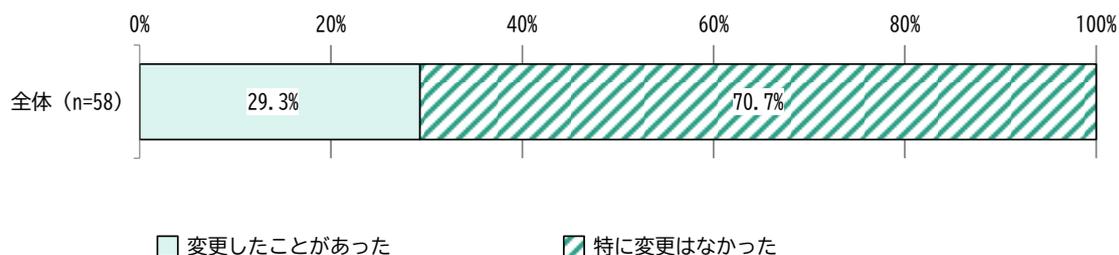
## 10. コロナ禍及び物価高騰下における対応について

---

### 問69 コロナ禍の相談体制や相談対応の変更の有無（単数回答）

---

「コロナ禍の相談体制や相談対応の変更の有無」については、「特に変更はなかった」が70.7%と、「変更したことがあった」の29.3%を大きく上回る結果となった。

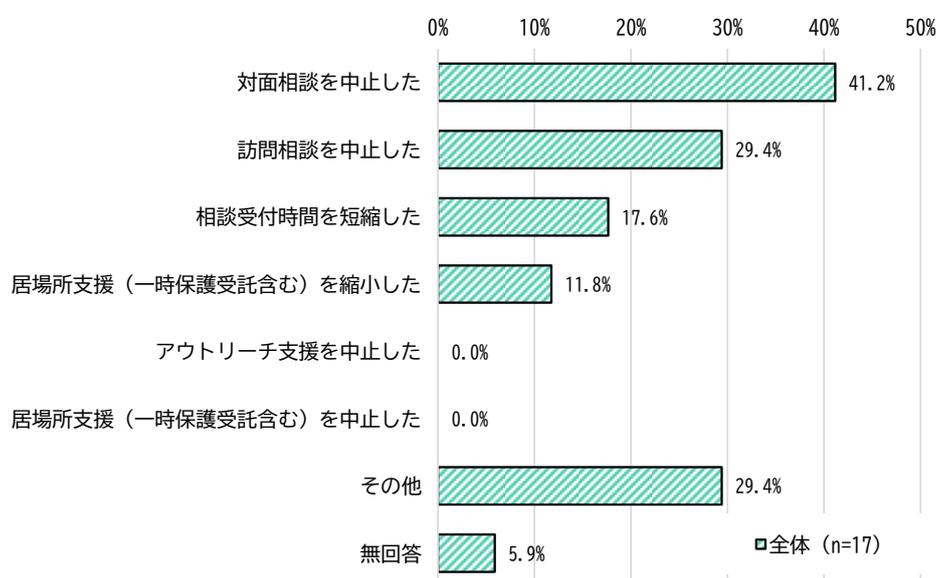


## 問70 具体的な変更内容（複数回答）

※対応に変更が無かった場合は回答不要

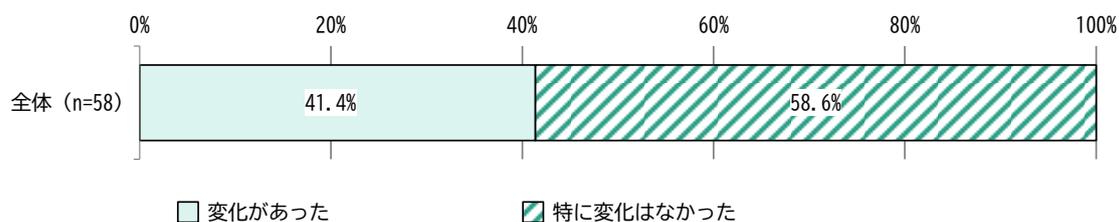
「コロナ禍の相談体制や相談対応の変更」の具体的な内容については、「対面相談を中止した」が41.2%と最も多く、次いで「訪問相談を中止した」が29.4%、続いて「相談受付時間を短縮した」が17.6%と感染防止を目的とした変更が殆どであり、相談を受け付ける体制の弱体化が起きていたことが分かる。

なお、「その他」29.4%の具体的な内容の中には、「zoom などを使って面談をおこなった」、「相談員を増員した」等、一部ではあるが、体制強化や弱体化を防ぐ為の代替手段への転換等の取組が行われていたことが分かる。



## 問71 コロナ禍における相談内容の変化の有無（単数回答）

「コロナ禍における相談内容の変化の有無」については、「特に変化はなかった」が58.6%と、「変化があった」の41.4%を上回る結果となった。

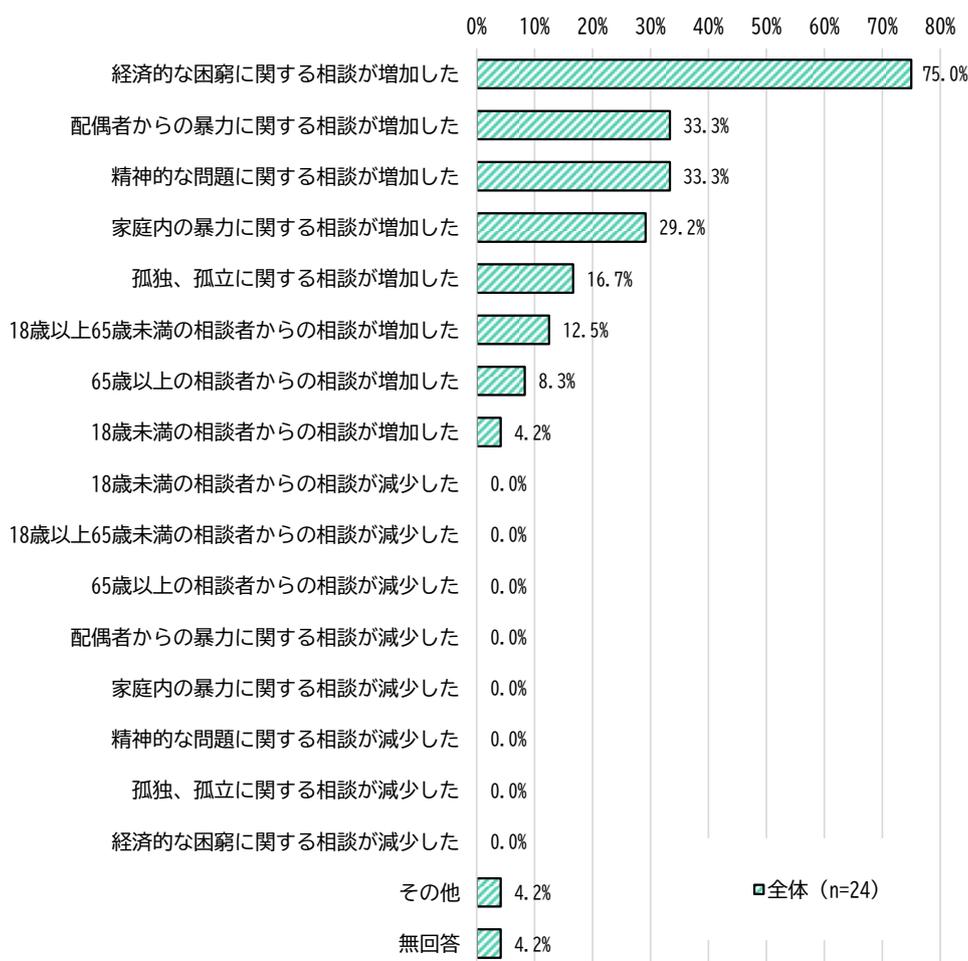


## 問72 具体的な変化【コロナ禍における相談内容】（複数回答）

※変化が無かった場合は回答不要

コロナ禍における相談内容の変化」の具体的な内容については、「経済的な困窮に関する相談が増加した」が75.0%と最も多く、次いで「配偶者からの暴力に関する相談が増加した」、「精神的な問題に関する相談が増加した」が同率で33.3%となっており、コロナ禍で男性よりも非正規雇用が多い女性（特に子育て中のひとり親家庭等）においては、出勤日数を減らされたり、解雇されたりするケースが発生していたことから、その経済悪化の影響が大きく反映された回答結果となった。

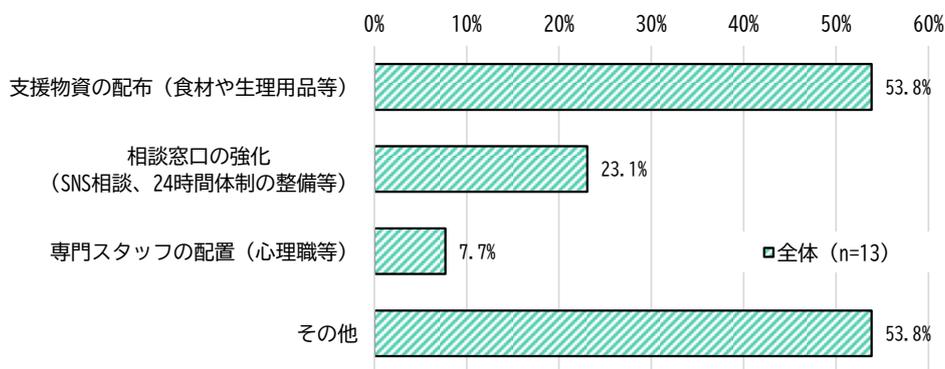
また、「配偶者からの暴力に関する相談が増加した」については、在宅ワークが増加したことにより、夫と自宅で過ごす時間が増加し、DV被害が生じやすい環境となったと推察される。



### 問73 コロナ禍の状況を踏まえ新たに実施した対応（複数回答）

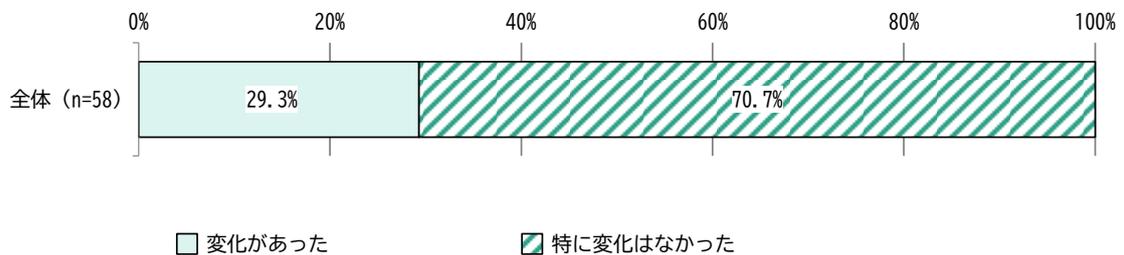
※新たに実施した取組が無ければ場合は回答不要

「コロナ禍の状況を踏まえ新たに実施した対応」については、「支援物資の配布（食材や生理用品等）」が 53.8%と最も多く、次いで「相談窓口の強化（SNS 相談、24 時間体制の整備等）」が 23.1%、また、相談内容の変化について「精神的な問題に関する相談が増加した」が 33.3%（参照：第3章問72）であったが、「専門スタッフの配置（心理職等）」7.7%と体制を強化した支援機関も一部あったことが分かる。



### 問74 物価高騰下の相談内容の変化の有無（単数回答）

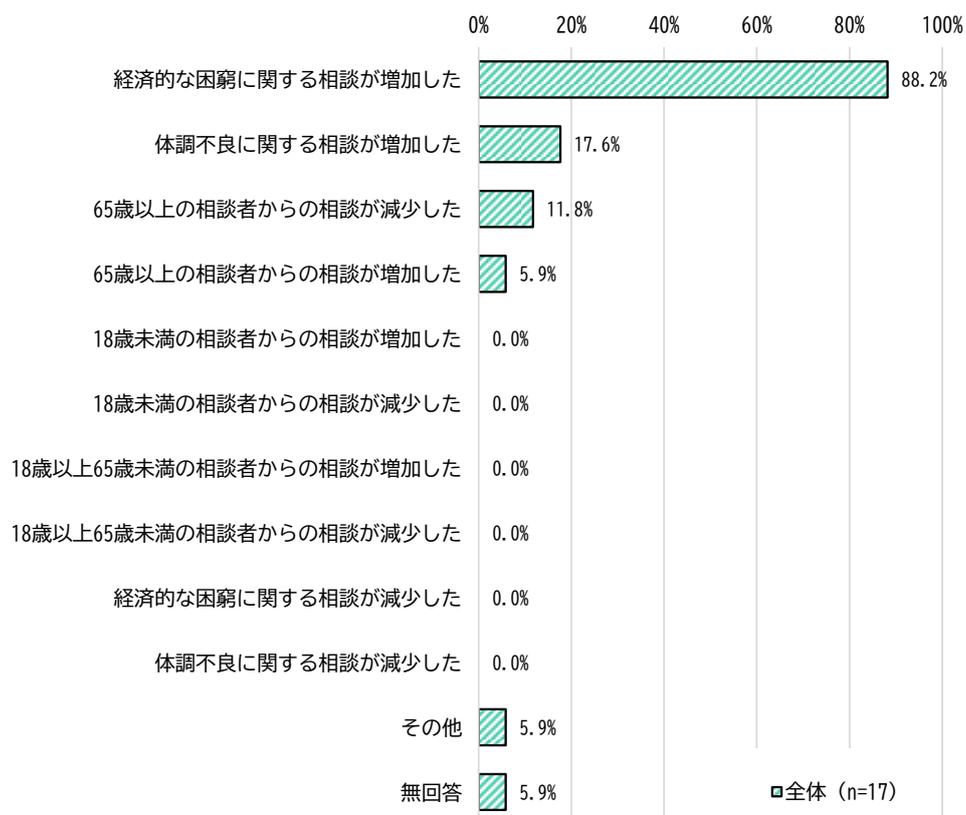
「物価高騰下の相談内容の変化の有無」については、「特に変化はなかった」が 70.7%と「変化があった」の 29.3%を大きく上回る結果となった。



## 問75 具体的な変化【物価高騰下の相談内容】（複数回答）

※変化が無かった場合は回答不要

「物価高騰下の相談内容の変化」の具体的な内容については、「経済的な困窮に関する相談が増加した」が88.2%と最も多く、次いで「体調不良に関する相談が増加した」が17.6%となっており、物価高騰の影響で家計が悪化し、健康にも影響が生じているケースも見受けられたことが分かる。

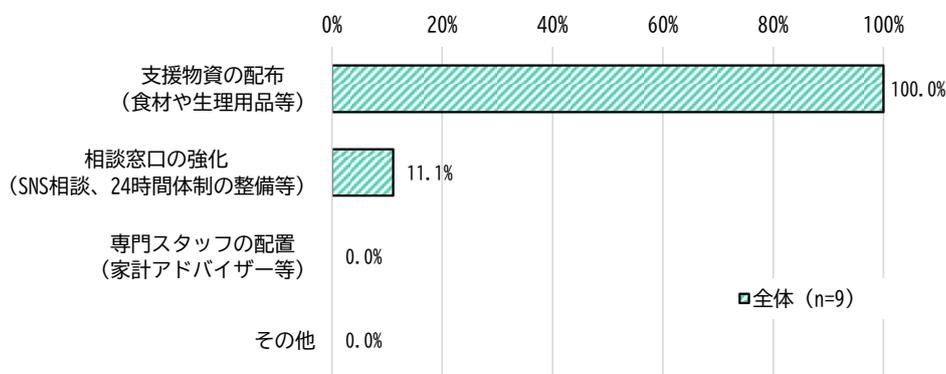


## 問76 物価高騰下を踏まえ新たに実施した対応（複数回答）

※新たに実施した取組が無ければ場合は回答不要

「物価高騰下を踏まえ新たに実施した対応」については、58 機関中 9 機関から回答があり、その内、「支援物資の配布（食材や生理用品等の配布）」が 100.0%と何等かの対応をした全ての機関で実施されており、加えて「相談窓口の強化（SNS 相談、24 時間体制の整備等）」をした機関が 11.1%となっている。

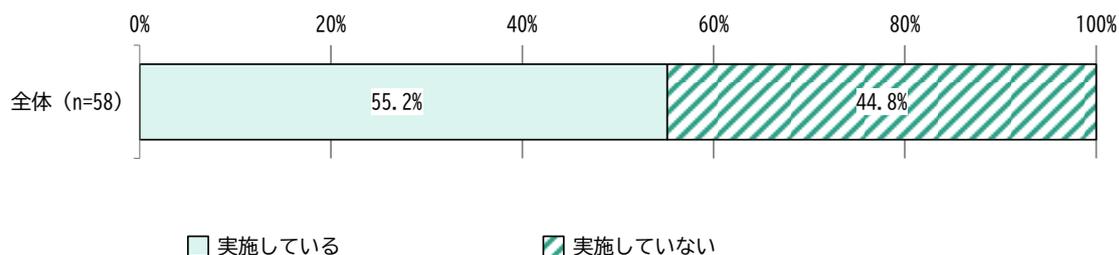
相談内容として、「経済的な困窮に関する相談が増加した」が最も多かったことを踏まえ、直接的な家計支援の取組が実施されたと考えられる。



## 11. 広報活動について

### 問77 広報活動の実施状況（単数回答）

「広報活動の実施状況」について、「実施している」が 55.2%、「実施していない」が 44.8%と「実施している」機関が若干多いものの、約半数の機関が「実施していない」ことが分かる。



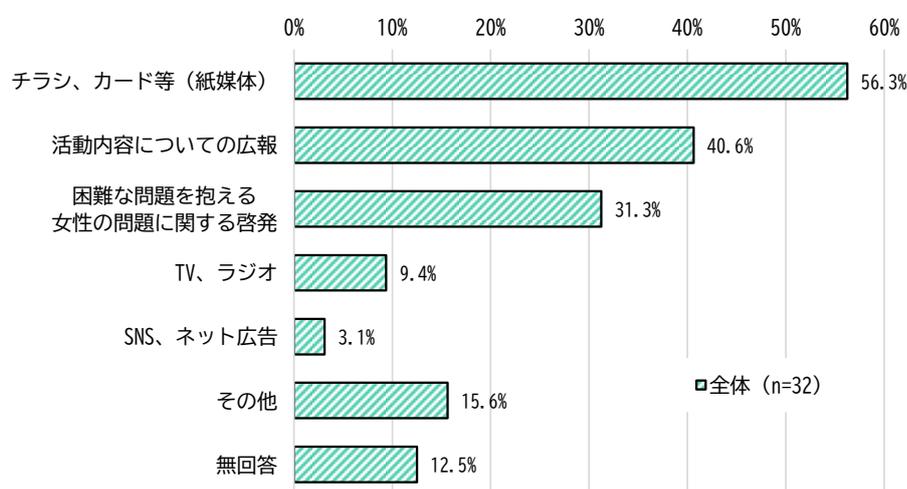
## 問78 広報活動の内容及び実施方法（複数回答）

※広報活動を実施していない場合は回答不要

「広報活動の内容及び実施方法」については、媒体としては「チラシ、カード等（紙媒体）」が最も多く56.3%、次いで「TV、ラジオ」が9.4%、「SNS、ネット広告」は3.1%となっている。

内容としては、「活動内容についての広報」が40.6%で、「困難な問題を抱える女性の問題に関する啓発」が31.3%となっている。

その他の内容としては、媒体について「ホームページ」や「広報誌」という回答がみられた。（内容については特に無し。）



## 問79 広報活動を実施する上での課題（複数回答）

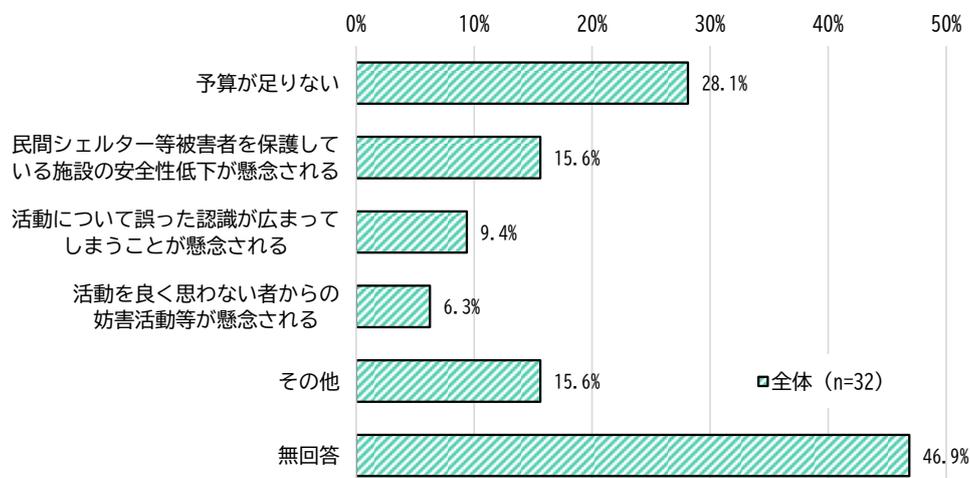
※広報活動を実施していない場合は回答不要

「広報活動を実施する上での課題」については、「予算が足りない」が最も多く 28.1%、次いで「民間シェルター等被害者を保護している施設の安全性低下が懸念される」が 15.6%（「その他」が同率で 15.6%）、続いて「活動について誤った認識が広まってしまうことが懸念される」が 9.4%、「活動を良く思わない者からの妨害活動等が懸念される」が 6.3%となっている。

何等かの広報が必要と考えているが、財政上の課題により実施できていないという団体が多いことが読み取れる。

一方で、安全性の低下（15.6%）と妨害活動等への懸念（6.3%）を合わせると、21.9%にのぼり、相談者や利用者、また団体のスタッフ等への何らかの危害リスクから広報を実施しない、また、思うように実施できない団体も多いことが分かる。

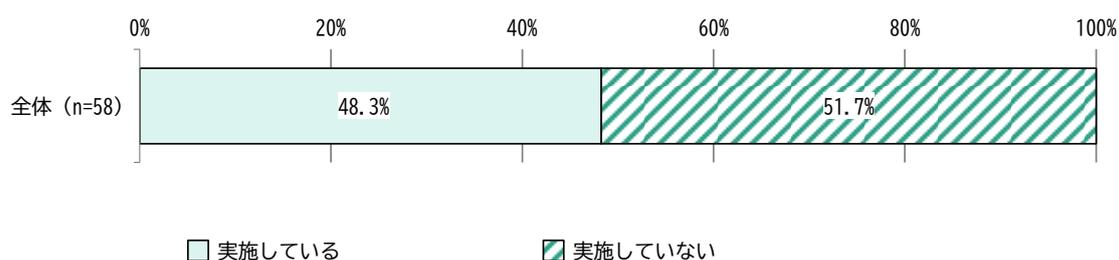
なお、ヒアリング調査では、民間シェルターの中には、住所を公表していない、あえて看板を出さない、HP を作らないといった団体もあり、支援を必要とする方への広報と、現に利用している方等の安全確保の間で、試行錯誤しながら活動している現状が聞かれた。



## 12. アフターケアについて

### 問80 アフターケアの実施状況（単数回答）

「アフターケアの実施状況」については、「実施していない」が51.7%、「実施している」が48.3%と「実施していない」団体が僅かに多い結果となった。

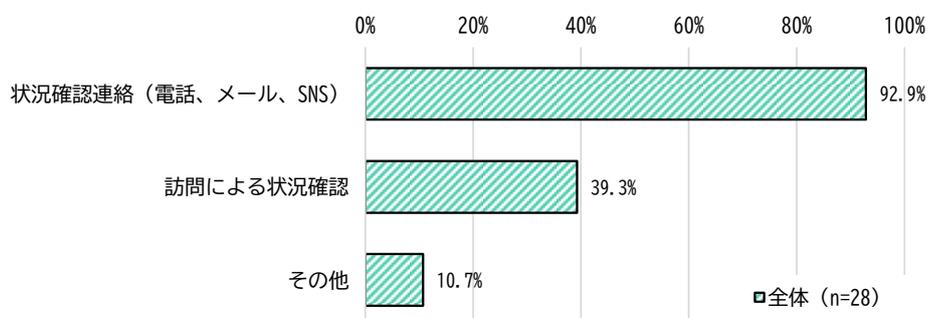


### 問81 アフターケアの内容（複数回答）

※アフターケアを実施していない場合は回答不要

「アフターケアの内容」について、最も多い内容は「状況確認連絡（電話、メール、SNS）」で92.9%とアフターケアを実施している団体の殆どで実施されている。次いで、「訪問による状況確認」が39.3%となっている。

なお、「その他」の具体的な内容としては、「他機関との情報共有」、「窓口への来庁時の聞き取り」の他、必要に応じて「支援機関等への同行支援」を実施するという回答もあった。



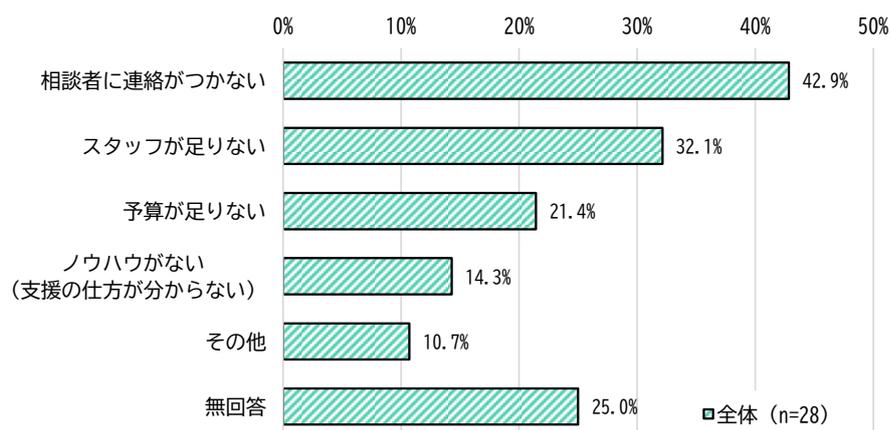
## 問82 アフターケアを実施する上での課題（複数回答）

※アフターケアを実施していない場合は回答不要

「アフターケアを実施する上での課題」について、最も多い内容は「相談者に連絡がつかない」で42.9%。次いで、「スタッフが足りない」が32.1%、続いて、「予算が足りない」が21.4%、「ノウハウがない（支援の仕方が分からない）」が14.3%となっている。

また、「その他」の具体的な内容としては、「資源（訪問支援時の移動手段等）が不足」などがあつた。

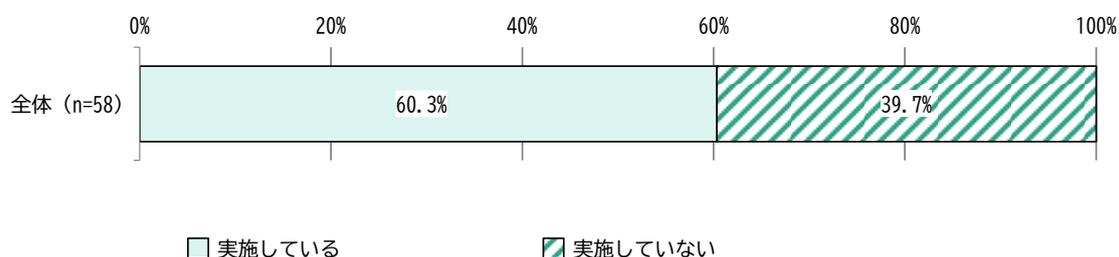
なお、ヒアリング調査からは、支援者が連絡されることを嫌う（支援を受けたことを思い出さたくない、極力関わって欲しくない（特に若年世代に多い傾向）など）ため、逆効果とならないよう、あえてアフターフォローを実施しない団体もあることが分かつた。（そのような場合も、必要であればいつでも連絡をするよう伝えておくなど、配慮しているとのこと。）



## 13. 同伴児童への対応について

### 問83 同伴児童への支援の有無（単数回答）

「同伴児童への支援の有無」については、「実施している」が60.3%、「実施していない」が39.7%となっており、過半数の支援機関が同伴児童への何らかの支援に取り組んでいることが分かる。

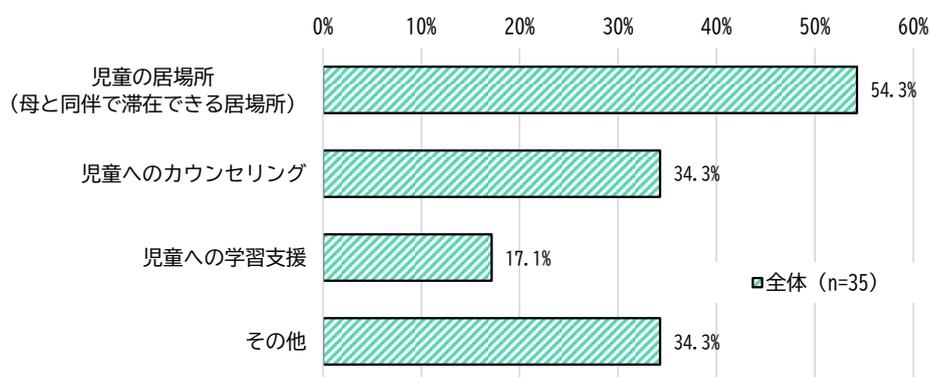


### 問84 同伴児童への支援の内容（複数回答）

※同伴児童への支援を実施していない場合は回答不要

「同伴児童への支援の内容」については、「児童の居場所（母と同伴で滞在できる居場所）」が54.3%で最も多く、次いで「児童へのカウンセリング」が34.3%、「児童への学習支援」が17.1%となっている。

「その他」（34.3%）の内容としては、児童を対象とした支援機関へ「繋ぐ」支援が多く挙げられていた。

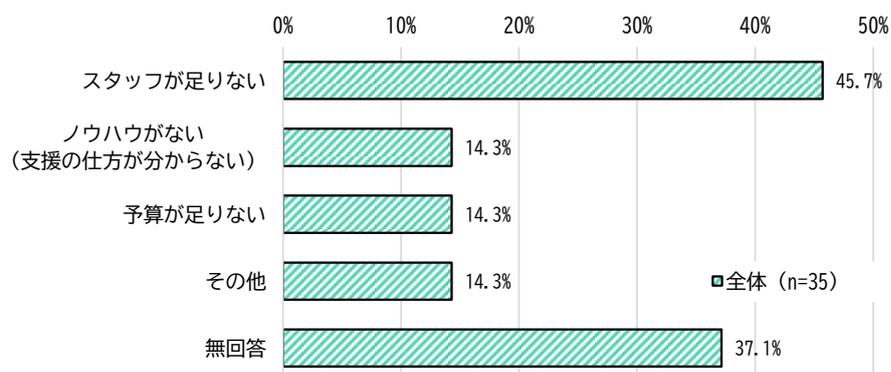


## 問85 同伴児童への支援を実施する上での課題

※同伴児童への支援を実施していない場合は回答不要

「同伴児童への支援を実施する上での課題」について、「スタッフが足りない」が最も多く45.7%、次いで「ノウハウがない（支援の仕方が分からない）」、「予算が足りない」が同率で14.3%となっている。

「その他」（14.3%）の内容としては、「障がいを持った児童か被虐待児が多いため、専門的な知識も必要なのだが、特徴や関わり方などの専門的な研修が少ない」、「他の利用者との関係」、「同伴児童がいるケースについては、困難女性への支援としての対応か、要対協での対応か判断に迷うことがある」、「要望に添える環境構築が難しい（WIFI 整備など）」といった回答があがっている。

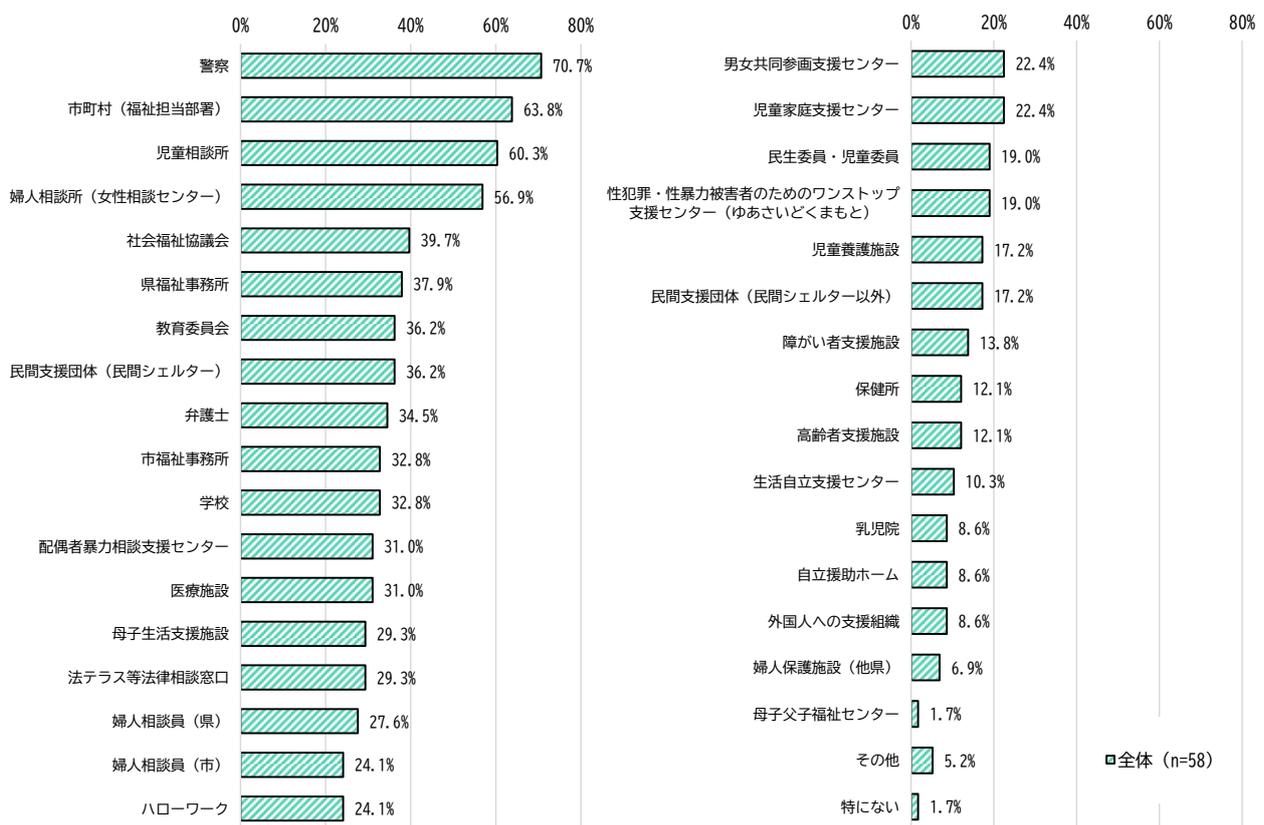


## 14. 困難な問題を抱える女性の支援に必要な社会資源について

### 問86 困難な問題を抱える女性の支援において現在活用している社会資源 (複数回答)

「困難な問題を抱える女性の支援において現在活用している社会資源」としては、「警察」が70.7%と最も多く、次いで「市町村（福祉担当部署）」が63.8%、続いて「児童相談所」が60.3%、「婦人相談所（女性相談センター）」が56.9%となっており、行政機関が上位を占める形となっている。

民間の支援機関としては、「社会福祉協議会」が39.7%で最も多く、次いで「民間支援団体（民間シェルター）」が36.2%、「弁護士」が34.5%となっている。

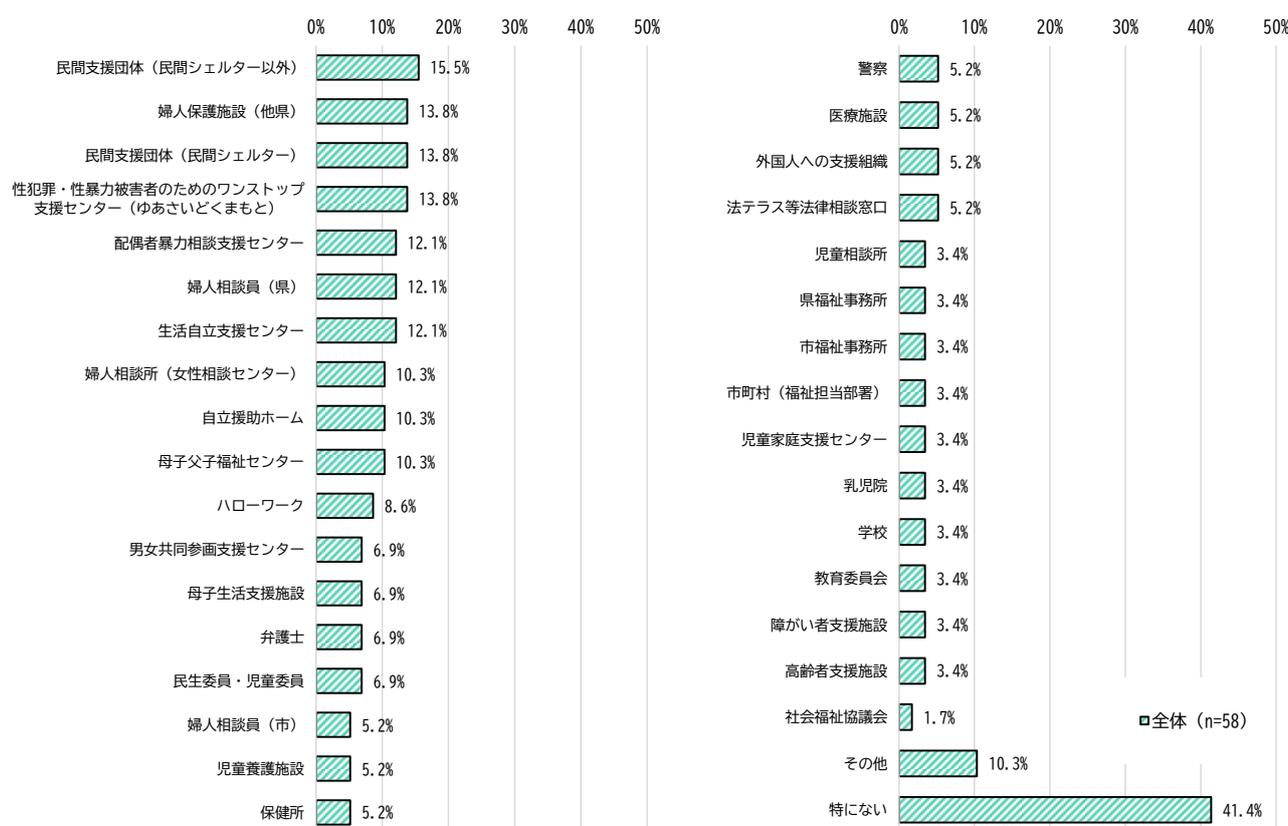


## 問87 困難な問題を抱える女性の支援において活用したいが活用できていない社会資源（複数回答）

「困難な問題を抱える女性の支援において活用したいが活用できていない社会資源」としては、「民間支援団体（民間シェルター以外）」が15.5%と最も多く、次いで「婦人保護施設（他県）」と「民間支援団体（民間シェルター）」及び「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（ゆあさいどくまもと）」が同率で13.8%、続いて「配偶者暴力相談支援センター」、「婦人相談員（県）」、「生活自立支援センター」が同率で12.1%となっている。

ヒアリング調査においても、行政、民間共に他の支援機関に関する情報の把握に課題を感じており、特に民間支援機関については、利用者の安全確保の観点等から情報発信をあえて絞っている場合もあることから、今回の結果に繋がっていると考えられる。

なお、上位3位までに「居場所支援」に係る支援機関が挙がっていることも、今回のアンケートやヒアリング調査において居場所支援のニーズが多く聞かれたことと合致する回答結果と考えられる。



問88 困難な問題を抱える女性の支援において今後特に重要（必要）と考える社会資源（複数回答）

「困難な問題を抱える女性の支援において今後特に重要（必要）と考える社会資源」としては、「婦人相談所（女性相談センター）」が 53.4%と、2 位の「警察」の 37.9%を大きく引き離して最も多い結果となっている。

ヒアリング調査においても、「婦人相談所（女性相談センター）」については、一時保護所を有する県内唯一の機関であり、緊急性、困難性が高いケースにおける最後の砦として、民間の居場所支援機関からも期待がかけられる一方で、一時保護所への入所基準が不明瞭であるといった意見や、若年世代への対応においてスキルや体制の不備を指摘する意見もあり、体制の改善・強化への期待が反映された結果とも考えられる。

また、「民間支援機関（民間シェルター）」の 31.0%で続く形となっており、民間支援機関の中でも、居場所支援を提供する「民間シェルター」へのニーズが反映された結果と考えられる。

なお、「配偶者暴力相談支援センター」と「市町村（福祉担当部署）」も同率で 29.3%と 3 割近い回答を得ており、DV 法改正に対応するための支援体制の強化や、困難女性の自立支援に向けて、最も身近な相談機関の一つとなる市町村に求められる役割と期待が反映された結果と考えられる。



## 【参考資料】

### 調査項目

調査項目	問番号	調査項目		
基本情報	1	・回答者氏名		
1. 支援機関について	2	・所属団体の所在市町村（選択式）		
	3	・所属団体の名称		
	4	・所属団体の代表者氏名		
	5	・所属団体の活動年数（選択式）		
	6	・団体種別（選択式）		
	7	・活動分野について（DV、性被害、若年者、高齢者、障がい者、ひとり親、生活困窮、健康、精神、居住支援等）（選択式）		
	8	・活動エリア（全国、県内全域及び近隣県、県内全域、県内の特定の市町村（市町村名記入））（選択式）		
	9	・スタッフ数（選択式）		
	10	・必要なスタッフ数（選択式）		
	11	・スタッフの保有資格（選択式）		
	12	・スタッフに必要な資格（選択式）		
	2. 支援対応の実態について	① 困難な問題を抱える女性に対する支援	13	・支援内容と実績（選択式・記入式）
14			・主訴別相談件数（選択式・記入式）	
15			・支援対象の制限（選択式）	
16			・制限を設けている場合、対象外の方からの相談への対応（選択式）	
17			・アウトリーチ支援の実施方法（選択式）	
18			・アウトリーチ支援を実施する上での課題（選択式）	
19			・アウトリーチ支援を実施しない理由（選択式）	
20			・性的な暴力の根絶に向けた対応の有無（選択式）	
21			・性的な暴力の根絶に向けた具体的な対策（選択式）	
22			・性的な暴力の根絶に向けた対策を実施する上での課題（選択式）	
② 18歳以上の困難な問題を抱える女性に対する支援			23	・18歳以上の～女性への相談対応の有無（選択式）
			24	・18歳以上の～女性からの「配偶者からの暴力」の相談に対する対応について（選択式）
		25	・連携先機関（選択式）	
		26	・連携していないが今後連携が必要な機関（選択式）	
		27	・18歳以上の～女性からの「家族からの暴力」の相談に対する対応について（選択式）	

2. 支援対応の実態について	②18歳以上の困難な問題を抱える女性に対する支援	28	・連携先機関（選択式）
		29	・連携していないが今後連携が必要な機関（選択式）
		30	・18歳以上の～女性からの「その他の困難な問題」についての相談に対する対応について（選択式）
		31	・連携先機関（選択式）
		32	・連携していないが今後連携が必要な機関（選択式）
		33	・「その他の困難な問題」の具体的な事例（記入式）
		34	・【行政機関のみ】民間支援団体との連携により問題が顕在化したケースについて（選択式）
		35	・18歳以上の～女性への支援において困ったことの有無（選択式）
		36	・18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援において困ったこと（選択式）
		37	・18歳以上の～女性への支援において今後改善すべきと思うことの有無（選択式）
		38	・18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援において今後改善すべきこと（選択式）
		③18歳未満の困難な問題を抱える女性に対する支援	39
	40		・18歳未満の～女性からの「恋人からの暴力」の相談に対する対応について（選択式）
	41		・連携している関係機関について（選択式）
	42		・18歳未満の～女性からの「家族からの暴力」の相談に対する対応について（選択式）
	43		・連携先機関（選択式）
	44		・連携していないが今後連携が必要な機関（選択式）
	45		・「その他の困難な問題」の具体的な事例（記入式）
	46		・18歳未満の～女性からの「その他の困難な問題」についての相談に対する対応について（選択式）
	47		・連携先機関（選択式）
	48		・連携していないが今後連携が必要な機関（選択式）
	49		・【行政機関のみ】民間支援団体との連携により問題が顕在化したケースについて（選択式）
	50		・「その他の困難な問題」の具体的な事例（記入式）
	51		・18歳未満の～女性への支援において困ったことの有無（選択式）
	52		・18歳未満の困難な問題を抱える女性への支援において困ったこと（選択式）
	53		・18歳未満の～女性への支援において今後改善すべきと思うことの有無（選択式）
	54		・18歳未満の困難な問題を抱える女性への支援において今後改善すべきこと（選択式）

3. 居場所の提供・自立支援	55	・困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援の有無（選択式）
	56	・困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援の内容（婦人相談所の一時保護所を除く）（選択式）
	57	・困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援の実績（R4年度）（選択式）
	58	・困難な問題を抱える女性に対する居場所提供支援を実施する上での課題（選択式）
4. 保護者への対応	59	・未成年の～女性から相談があった場合の保護者への連絡方法（選択式）
	60	・保護者への連絡を行う場合の対応者（選択式）
5. 自立支援の内容について	61	・困難な問題を抱える若年女性に対して、自立支援として実施している内容（選択式）
6. 民間支援団体との連携について	62	・困難な問題を抱える女性に対する支援を実施する上での他機関との連携状況（選択式）
	63	・他機関と連携する上での工夫（選択式）
	64	・他機関と連携する上での課題（選択式）
	65	・他機関と連携を進める上で必要な取組（選択式）
7. 人材育成	66	・スタッフ等への研修実施の有無（選択式）
	67	・研修の内容（選択式）
	68	・研修以外の取組（選択式）
8. コロナ禍での対応	69	・コロナ禍の相談体制や相談対応の変更の有無（選択式）
	70	・具体的な変更内容（選択式）
	71	・コロナ禍における相談内容の変化の有無（選択式）
	72	・具体的な変化（選択式）
	73	・コロナ禍の状況を踏まえ新たに実施した対応（選択式）
	74	・物価高騰下の相談内容の変化の有無（選択式）
	75	・具体的な変化（選択式）
	76	・物価高騰下を踏まえ新たに実施した対応（選択式）

9. 広報活動について	77	・ 広報活動の実施状況（選択式）
	78	・ 広報活動の内容及び実施方法（選択式）
	79	・ 広報活動を実施する上での課題（選択式）
10. アフターケアについて	80	・ アフターケアの実施状況（選択式）
	81	・ アフターケアの内容（選択式）
	82	・ アフターケアを実施する上での課題（選択式）
11. 同伴児童への対応について	83	・ 同伴児童への支援の有無（選択式）
	84	・ 同伴児童への支援の内容（選択式）
	85	・ 同伴児童への支援を実施する上での課題（選択式）
12. 若年女性支援に必要な社会資源	86	・ 困難な問題を抱える女性への支援において、現在活用している社会資源について（選択式）
	87	・ 困難な問題を抱える女性への支援における社会資源で活用したいが活用できていない資源について（選択式）
	88	・ 困難な問題を抱える女性への支援において、今後特に重要（必要）と考える社会資源について（選択、記述式）

---

熊本県困難な問題を抱える女性への  
支援に関するアンケート調査報告書

---

令和5年10月

発行

熊本県 健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL 096-333-2229

---